

官報

号外

平成十一年六月九日

○第四百十五回 参議院會議録第二十七号

平成十一年六月九日(水曜日)

午後零時二分開議

○議事日程 第二十七号

平成十一年六月九日

正午開議

第一 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
第三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出、衆議院送付)
第四 地方公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
第五 都市基盤整備公団法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受

平成十一年六月九日 参議院會議録第二十七号

に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。が、御異議ございませんか。
〔異議なしと称する者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。陣内法務大臣。

〔国務大臣陣内孝雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(陣内孝雄君) 組織的な犯罪に対処するための法整備に関する三法案について、一括してその趣旨を御説明いたします。

近年、暴力団等による組織的な犯罪が少なからず発生しており、我が国の平穏な市民生活を脅かすとともに、健全な社会経済の維持発展に悪影響を及ぼす状況にあります。

一方、このような組織的な犯罪の問題について

は、国際的にも協調した対応が強く求められ、主要国においては法制度の整備が進んでおります。そこで、この三法案は、このような状況を踏まえ、これらの犯罪に適切に対処するため、必要な法整備を図ろうとするものであります。

まず、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案の要点を申し上げます。

第一は、組織的な殺人、詐欺等の処罰を強化するものであります。

第二は、一定の犯罪行為により得られた犯罪収益等を隠匿等するいわゆるマネーロンダリング行為を処罰するほか、金融機関等に対し、疑わしい取引についての届け出を義務づける等するものであります。

次に、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案の要点を申し上げます。

これは、犯罪捜査のために強制処分として行う電気通信の傍受に関し、その要件、手続、その他必要な事項を定めるものであります。

まず、通信傍受の要件等について、対象とする犯罪を一定の重大な犯罪に限定し、他の方法によつては真相の解明が著しく困難な場合に限りなど、厳格な要件、慎重な令状請求及び発付の手続等を定めることとしております。

また、傍受の実施の適正の確保及び関係者の権利保護を図るため、令状の提示、立会人の立ち会い、傍受をした通信の記録の取り扱い、通信の当事者に対する通知、不服申し立て等に関する規定を設けることとしております。

さらに、通信の秘密の尊重等について規定することとしております。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の要

点を申し上げます。

第一は、電気通信の傍受を行う強制の処分ができる旨の根拠規定を同法に設けるものであります。

第二は、証人またはその親族に対して脅迫、威迫等が行われることが刑事手続の円滑、適正な実施を妨げる一因となっていることから、これらの行為が行われるおそれがある場合に、証人等の住居等が特定される事項についての尋問を制限することができると等の措置を定めるものであります。

以上が、これらの法律案の趣旨であります。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第ですが、衆議院におきまして、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案について、犯罪収益が生じる前提となる犯罪に児童買春周旋の罪等を加えること等を内容とする修正が行われております。

また、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案について、通信傍受の対象犯罪を薬物関連犯罪、銃器関連犯罪、集団密航に関する罪及び組織的な殺人の罪に限定すること、傍受の実施に当たり第三者の常時立ち会いを必要とすること、他の犯罪の実行を内容とする通信の傍受に関し、その要件を限定するとともに、この傍受に対する裁判官の事後的な審査の手続を設けること等を内容とする修正が行われております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。小川敏夫君。

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

議事日程追加の件 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(趣旨説明)

○小川敏夫君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま提案のありました法案について質問いたします。

通信傍受法案についてであります。憲法第二十一条で保障された通信の秘密と公共の福祉による制限との兼ね合いで、犯罪捜査の必要性という公共性をもって通信の秘密に関する基本的人権を制約できるのか、そしてそれが可能であるとするなら、その範囲をどこまで考えるのかという基本的な問題があります。この基本的問題について、総理大臣の見解をお尋ねします。

次に、法の運用に当たって、捜査機関が政治的目的による情報収集を行うなど、法の目的とは異なる意図で通信傍受を行うこと、あるいは法が定めた通信傍受の手続要件を潜脱して違法もしくは乱用に及ぶ通信傍受を行うことなどの危険性を回避する方策が十分に講じられているのかという問題があります。捜査機関やこれを指揮する立場にある政治権力によって、違法もしくは乱用に及ぶ通信傍受が行われ、憲法が保障する通信の秘密に関する基本的人権が侵害されることは絶対にあってはならないからであります。

本法案が昨年三月に国会に提出された際、当時の橋本総理大臣は記者団の質問に答え、こういう法律で一番怖いのは本来の目的以外のところで法律がひとり歩きして乱用されることだと述べ、乱用の防止が必要であることを強調しました。小淵総理はこの乱用防止の必要性についてどの程度の重要性を持って認識しているのか、この点をお示しただきたい。

そして、乱用の防止のためには、捜査官がその意図を持って試みても乱用ができない程度の厳格

な乱用防止策が制度として保障されることが必要であると思いますが、小淵総理もそのようにお考えでしょうか、お答えください。

本法案には、捜査官の乱用に及ぶ通信傍受十分には防止できないという欠陥があります。まず初めに、裁判官の令状によるものとする事前チェックが必ずしも機能しないことについて述べます。

十三年前に発生した神奈川県警察官による日本共産党幹部宅の盗聴事件は、そもそもが法の手続によらない違法な盗聴事件でありますから、法の手続を定める本法案の乱用防止とは別の議論であります。この違法盗聴事件は、権力というもののが法を犯してまで盗聴を行い情報収集に努めるものであるという実態を如実に示すものであります。このような権力の本質を見るならば、捜査機関やこれを指揮する政治権力が本法を不正に利用し、あるいは乱用して通信傍受を行うことが現実のおそれとして考えられます。そのために乱用を防止するための制度的保障を講じることが絶対に必要なのであります。

実際に、平成六年、福岡県警南署警察官が白紙調書を用いて虚偽の供述調書を作成し、これを証拠資料として裁判官から捜索令状の発付を受けて違法捜索を行った。平成七年、岡山県警水島署警察官が白紙調書を用いて虚偽の供述調書を作成し、これを証拠資料として裁判官から捜索令状の発付を受けて違法捜索を行った。平成七年、群馬県警前橋署警察官三名が拳銃押収を捏造した。平成七年、愛媛県警警部警察官三名が短銃押収を捏造した。平成九年、警視庁城東署警察官三名がみずから所持する覚せい剤を無関係の

人の車内に置き、これを発見したとして無関係の人を違法に逮捕し、覚せい剤を押収した。平成九年、警視庁蔵前署警察官一名がみずから拳銃を埋蔵した上で虚偽内容の供述調書を作成し、これを使用して差し押さえ令状の発付を受けて拳銃の押収を偽装したといった事件が続発しており、警察に対する国民の信頼が大きく損なわれているのが実態であります。

発覚した事件では、警察官が上司や裁判官を欺いて令状の発付を受けているのですから、本法案が単に令状の請求権者を警視以上の上級捜査官に限定し、請求先を地方裁判所とするだけでは解消できない問題であります。共産党の幹部盗聴事件では、警察が組織ぐるみで行った裁判で認定されています。このような観点から、捜査機関が不正に令状を取得することを防止する手だてを、単なる綱紀粛正のかけ声だけではなく、具体的な手続や制度として導入することが絶対に必要であります。この点について、国家公安委員長から具体的に答弁をしていただきたい。

その具体的方策の一つとして、令状請求のために裁判所に提出された捜査記録の写しを裁判所に一定期間保管し、令状請求の当否及びその審査に供された証拠資料の適正さを後に検証できる制度を導入するなどの令状不正取得を防止する制度的保障策を講じる必要があると思われませんが、こうした制度の導入について、法務大臣のお考えをお聞かせください。

ちなみに、平成十年度には十八万七百四十二件の差し押さえ、捜索、検証令状の請求がなされ、そのうち却下されたのは九十三件にしかすぎません。その割合は〇・〇五%強であります。

次に、本法案では通信傍受自体のチェックも全く不十分であることについて述べます。

法案においては、傍受令状に記載された傍受すべき通信に該当するか否かを判断するために、傍受すべき通信ではない通信を傍受することが認められています。これによって、その判断をするためにということ令状に記載のない通信の傍受がなされます。そのこと自体が問題ですが、さらには、これにかこつけて捜査官がすべての通信を不正に傍受したとしても、これを防止する制度がとられていないのです。

法案では立会人の立ち会いが定められています。これを具体的に検討すると、乱用が防止できる措置であるとは到底考えられません。立会人が捜査官の乱用を防止する目的で立ち会おうとするなら、捜査官とともに傍受しなければならず、これに加えて、傍受の目的、すなわち、被疑事実やこれに関連する人物等をあらかじめ知っていなければ、傍受が正当であるか乱用に及んでいるかを判断することができません。本法案では、立会人は傍受をしないのですから、傍受の内容を知ることができませんし、多少の状況をうかがい知れたとしても、刑事訴訟法等の刑事手続に関する知識を持たない者である回線の管理者に被疑事実を知らせずに立ち会わせることによって乱用を防止できるとは到底考えられません。そして立会人には、傍受を中止させる権限も与えられていないばかりか、傍受の内容について質問することさえ規定されていません。

このように立会人を置くことが乱用の防止の決め手にはならないのですが、法務大臣はこの点をどう考えているのでしょうか。私の指摘した立会

人に關する法案部分の説明が正しいか否かについてお答えの上で、考えを聞かせてください。

そして、立会人の制度を有効なものとするためには、弁護士あるいは裁判所書記官等の刑事手続に關する知識を持った者に被疑事実等を知らせた上で立ち会いをさせ、捜査官とともに通信を傍受させることが必要であります。このような制度的保障を採用することについてもあわせてお答えください。

次に、本法案においては、傍受を終了した後の措置についても、傍受の乱用を防止する有効な手段が講じられていないことについて述べます。

法案は、傍受した通信を録音等した記録について、刑事手続において使用するために当該部分を記録した傍受記録とそのほかの部分の傍受部分とで取り扱いを分け、傍受記録の部分についてのみ当事者への通知、当事者による記録の確認、当事者の不服申し立て権などの手続を定めています。

一方、傍受記録以外の傍受部分については、こうした措置がとられていません。唯一、裁判所に對し記録の確認を求めることができるという規定がありますが、傍受されたことを知らされない人はその記録の存在自体を知らないのですから、確認を求めることは考えられず、およそ実効性が認められない規定です。法務大臣は、この規定がどのような場合を想定しているのか、具体例を挙げで説明してください。

結局のところ、試し聞きとして聞かれた通信については、当事者は何も知らされないままに終わります。また、傍受した通信を録音等した記録は封印されて裁判所に一定期間保管されます。この措置は、単に裁判所を倉庫がわりに使うだけで、

裁判官がその記録を検証し傍受が正当であったかを判断するためではありません。このように傍受された当事者にも、裁判官にも、乱用を発見し得る機会が与えられておらず、捜査官による乱用を防止する手だてが全く講じられていないのです。

このように傍受記録以外の通信傍受に対する事後点検制度が採用されていないことについて、法務大臣としては何らかの措置を講ずる考えがないか、お聞かせいただきたい。

裁判所に保管する原記録について、裁判官が傍受の適正さを確認するため、検証する制度を導入することはどうでしょうか。その点の考えもお聞かせください。

乱用には及ぶ通信傍受によって入手した情報を端緒とする証拠の排除原則を導入することも乱用の防止に有効な措置と思いますが、この点については法務大臣はどうお考えでしょうか。

そして、重要なことは、乱用を点検する制度もないことが乱用を誘発することになるのです。言い方をかえるなら、傍受記録にすることを考えないのなら、捜査官は幾らでも乱用には及ぶ通信傍受を行うことができるのです。捜査官が悪意を持ったときには令状をとりさえすれば幾らでも違法な盗聴ができる構造になっているのが本法案であります。捜査官による令状の不正取得の例は、前述のとおり繰り返されており、発覚したものは水山の一角にすぎないでしょう。

総理大臣は、捜査官による不正あるいは乱用に及ぶ通信の傍受を防止することも事後点検することとできない構造になっている本法案について、これを改める考えはないか、お聞かせください。また、本法案は衆議院において提出された原案

を一部修正したものでありますが、この修正によってもこの本質に変わりがないことを申し添えます。

次に、弁護人の秘密交通権及び報道の自由に關する取材源の秘密に對する侵害が予想されることについて述べます。

本法案では、犯罪後の被疑者の電話等及び被疑者が使用すると思われる電話等の通信傍受が認められています。一方、被疑者らは弁護士と連絡をとる可能性がります。これについて、弁護士が当該受任事件の業務として行う通信は傍受の対象から除外されており、この除外事由の該當性を判断するために傍受が行われることになりま

す。そして、弁護士と被疑者との会話を裁判上の証拠として使用することはできませんから、これが傍受記録とされることはないのでしよう。そして前述のように、傍受記録を作成しない傍受については、傍受時も傍受後も何ら有効な点検制度はないのです。すなわち、捜査官がその会話を聞きた

いだけ聞いて、後は素知らぬ態度をとっても、これを発見し対処する手だてがないのです。このように、弁護人の秘密交通権が侵害される可能性が大いなのですが、これを防止する制度的保障の導入について法務大臣はどう考えているか、お答えください。

あるいは、ファクシミリ送信文書や電子メールのように試し聞きのないまま通信文が全部入手される場合はどう処理するのでしょうか。この点についてもお答えください。

そして、報道者による取材等は、法案において通信傍受の除外の対象とすらされていません。民主主義の基本理念の一角をなす報道の自由を支え

る取材源の秘密が守れない事態を招きます。この点についても法務大臣のお考えをお示しいただきたい。

この点に關し、本法案において、通信傍受に係る原記録を裁判所に保管し、傍受記録を除くすべての捜査官手持りの記録を消去することになっているから通信の秘密は守られるという意見があります。しかし、そうでしょうか。

まず第一に、本法案上記録の消去を確認するための制度が採用されていません。ですから、消去が完全に行われるのかという疑問を払拭できません。消去を確認する手続を設ける必要がありますが、法務大臣はどうお考えでしょうか。

そして、そもその本質論として、秘密の保持というものは、記録の消去という問題ではなく秘密が聞かれてしまいか否かという問題なのであります。

通信が他人に聞かれてしまうことによつて通信の秘密は侵害されており、それが録音されるか否かは重要ではありません。秘密が聞かれてしまった後、録音が消去されたとしても、聞かれてしまった秘密は傍受した捜査官の記憶に残り、あるいはメモされて残ります。聞かれてしまった秘密は聞かれていない状態に戻すことができないのです。この点についてもお答えください。

権力が違法、不当に収集した人の秘密にかかわる情報を利用して、権力を維持増大させる危険性があります。アメリカのFBI元長官のフーバーは、収集した個人情報を持って四十余年もその地位に君臨し、大統領よりも強い権力を握っていたとも言われています。このように個人情報収集した権力者がその情報を武器として批判を封じ込

めることは、民主主義に明らかに反します。

このことは、本法案に賛成する与党の皆様にとっても懸念されることではないでしょうか。与党内の権力争いに個人情報が使われることも考えなければなりませんし、成立した法律はずっと続きますが、与党の立場はすぐに変わるかもしれないのです。

この法律は、与野党を問わず、そして国会議員にとどまらず、宗教団体、労働組合、業界団体等の諸団体、そしてすべての国民にとって現実の不安として重くのしかかるものであることを強く訴え、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 小川敏夫議員にお答え申し上げます。

通信の秘密を制約できる範囲についてお尋ねがありました。

憲法第二十一条第二項に定める通信の秘密の保障も、絶対無制限ではなく、公共の福祉の制限のもとに立つものであり、犯罪捜査という公共の福祉の要請に基づき必要最小限の範囲でこれを制約することは許されるものと考えております。

通信傍受の乱用防止の必要性についてお尋ねがありました。

通信傍受は、犯罪捜査という公共の福祉のため、憲法が保障する通信の秘密をむなしく制約する処分であり、その乱用を防止することは極めて重要であると認識をいたしております。

本法案の通信傍受は、具体的な犯罪がある場合にその捜査として行うものでありまして、厳格な要件のもと、裁判所の令状に基づき厳正な手続に従って実施されることとされており、犯罪捜査以

外の目的で乱用されることはあり得ないものと考えております。

捜査官による不正、乱用の防止、事後点検についてお尋ねがありました。

本法案による通信傍受は、厳格な要件のもとに、裁判官の発する令状に基づいて行われ、立会人が常時立ち会いし、傍受した通信はすべて記録され、封印の上、裁判官が保管することとされ、関係者からの不服申し立ての制度も整備しているほか、公務員による通信の秘密を侵す行為の重罰化を図るなど、所要の手当てを尽くしておると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣陣内孝雄君登壇、拍手)

○国務大臣(陣内孝雄君) 小川議員にお答え申し上げます。

令状請求記録の写しを裁判所に保管させる制度についてのお尋ねがございました。

現在の令状請求においても、その疎明資料については、捜査機関に返却され、裁判所が写しを保管する取り扱いにはなっていないと承知いたしておりますが、裁判所が事後的にその内容等を確認する必要がある場合には、捜査機関に対し、その提出を求めることが可能であり、これによって捜査機関の不正や乱用の防止を図ることができま

す。この点は傍受令状の場合も同じであり、御指摘のような制度を新たに設ける必要はないと考えております。

次に、立会人による傍受の乱用防止の効果についてお尋ねでございますが、立会人は、傍受令状

に記載されたとおりに傍受のための機器が正しく接続されているか、傍受の時間や方法が遵守されているか、傍受した通信がすべて記録されているかといった事柄についてチェックするなどの役割を担っており、傍受した通信はすべて記録され、立会人が封印した上で、裁判官が保管し、その内容を事後的にチェックできる仕組みを設けていることなど相まって、乱用の防止を期することができると考えております。

次に、弁護士等を立会人として、ともに傍受を行う制度にしてはどうかとお尋ねがございました。

弁護士等の常時立ち会いを確保することの困難性に加え、捜査に責任を負わない者に捜査内容の詳細を知らせたり通信の内容を聞かせることは、関係者のプライバシーの保護等の観点からも問題があり、お尋ねのような制度は適当でないと考えております。

次に、傍受の原記録の聴取等についてお尋ねがありました。

本法律案は、通信の当事者が傍受の原記録の聴取等を請求できることとしておりますが、これは傍受記録に記録された通信について通知を受けた通信当事者が、その傍受の実施の期間内に行った他の通信に関し原記録の聴取等を求める場合や、通知を受けなかった通信当事者が、通知を受けた通信当事者から傍受の事実を知らされ、原記録の聴取等を求める場合等を想定しております。

さらに、通信傍受の通知についてお尋ねがありました。

通信の一部を断片的に傍受するにとどまり、それのみの通話の記録は消去して捜査機関の手元に残さない上、通知のためにだけ犯罪と関係のない通信の当事者を特定するための捜査を行うことは不適当であり、また、これらの者に広く通知することとは、かえって被疑者の不利益になり、適当でないと考えております。

また、裁判官が傍受の原記録を検証する制度の導入をしてはどうかとお尋ねがありました。

通信傍受の実施の適正の確保につきましては、本法律案において十分に配慮しており、それ以上に犯罪と関係がない通信の当事者のプライバシーである通信の内容のすべてに触れるような検証制度を導入することは適当でないと考えております。

さらに、違法な通信傍受によって得られた証拠の排除についてお尋ねですが、証拠収集の手続において令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、これを証拠として許容することが将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないことと認められる場合に、その証拠能力を否定する違法収集証拠の排除原則は、通信傍受によって得られた証拠に関しても当然に適用されるものであります。

被疑者と弁護士との通信の傍受についてお尋ねがありました。

本法律案では、弁護士との間の通信がその業務に関するものと認められるときは、その傍受が禁止され、捜査官が故意に傍受を継続しようとする場合には通信の秘密を侵す罪が成立し、また、その監督者を含めて懲戒処分の対象となります。

また、傍受した通信はすべて記録され、立会人が封印した上で裁判官が保管し、その内容を事後的にチェックできる仕組みを設けていることから、捜査官が違法に被疑者と弁護人との間の通信を傍受することはないと考えております。

弁護人との間のファクシミリや電子メールによる通信についてお尋ねがありました。

ファクシミリによる通信や電子メールであっても、あらかじめ弁護人との間の通信であることが判明しているものについては傍受はできません。その他のものについては、当該通信に係る信号全体を一たん傍受した上で、これを紙に印字するなり画面表示するなどすることによりまして、その段階で弁護人との間の通信であることが判明すれば直ちに印字等を中止するなどの措置をとることとなっております。

報道関係者の通信の傍受についてもお尋ねがありました。

報道関係者については、刑事訴訟法においても押収、証言の拒絶は認められていないところであり、本法律案はこれに倣ったものであります。本法律案による通信傍受の厳格な要件、手続のもとにおいては、報道機関が使用する通信手段について傍受が行われることは想定しがたく、報道の自由が制限されることはないと考えております。傍受記録に残された部分以外の通信の記録の消去の確認についてお尋ねがありました。

本法律案において、傍受記録を作成した場合に、傍受の原記録を除き、傍受記録に残された記録以外はすべて消去しなければならないとしているところであり、これを怠った場合には監督者を含めて懲戒処分の対象となるものであることか

ら、その確実な履行が期待でき、さらにこれを確認する手続を設けるまでの必要はないと考えております。

メモ等の禁止についてお尋ねがありました。

本法律案は、刑事手続において使用するために傍受記録に残される通信以外の通信の記録については、これが捜査機関の手元に残り利用されることとならないよう、それがメモであってもすべて消去しなければならないものとするともに、捜査官がその内容を使用することなども禁じております。捜査官がこれらの規定に違反した場合には、その監督者を含めて懲戒処分の対象となるものであり、さらに通信の内容を漏えいするなどの場合には、通信の秘密を侵害する罪が成立することになります。したがって、メモ等自体を禁止する規定を置くまでの必要はないと考えております。

(拍手)

(国務大臣野田毅君登壇、拍手)

○国務大臣(野田毅君) 傍受令状の請求の具体的な手続等についてのお尋ねがございました。

通信傍受制度については、基本的な人権に深くかわるものであることを十分認識いたしております。その適正な運用を徹底していくことが極めて重要と考えております。

このため、この法案が成立した場合には、法に定められた厳格な要件と手続について都道府県警察に周知徹底を図っていくほか、国家公安委員会規則によりまして、傍受令状の請求に当たり警察本部長の決裁を要する旨など、慎重な運用のための規定を整備してまいりたいと考えております。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 緒方靖夫君。

(緒方靖夫君登壇、拍手)

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、組織的犯罪処罰等三法案、特にいわゆる盗聴法案について質問いたします。

最初に、私は、衆議院における自民、自由、公明三党による強行採決の暴挙に対し、強い抗議を表明するものであります。新聞各紙にも、盗聴に対する国民の不安を除くのは国会の大切な使命である、衆議院での審議ではそれが果たされたとはいえ、到底思えないなど、拙速ぶりを批判しているのは当然であります。このような審議不十分のままの強行採決を総理は是認されるのかどうか、見解を問うものであります。

結社の自由、言論の自由を保障する我が国の憲法第二十一条は、その第二項で「通信の秘密は、これを侵してはならない」と明記しております。これは、電話などによる通信が、国家権力にももちろん、何人によっても侵されてはならないことを、民主社会における市民的、政治的自由を保障し、健全な人間関係を守る不可侵の原則として特に明らかにしたものであります。

すなわち、社会が自由で民主的であるためには、人と人との自由なコミュニケーションが不可欠であります。こうして憲法第二十一条をかくく守り尊重することの意義は、今日、近代民主社会においてますます重要になっていっていると考えますが、総理の認識を伺うものであります。

次に、盗聴できる対象を麻薬、銃器など四種の犯罪に絞ること等の修正案も、政府原案の憲法違反の本質を変えるものではありません。もともと原案は、予備的盗聴、事前盗聴、別件盗聴を認め

ており、事実上無限定な通信が対象となる基本的性格は変わらないものであります。これが実施されれば、犯罪と無関係な市民の会話、通信が大量に盗聴捜査の中に含まれる危険は極めて大きく、人権侵害と警察による監視社会への道を開くおそれがあると言わなければなりません。

だからこそ、警察による私の自宅への電話盗聴事件に対する東京高裁判決は、「憲法上保障されている重要な人権である通信の秘密を初め、プライバシーの権利、政治的活動の自由等が、警察官による電話の盗聴という違法行為によって侵害されたものである点で極めて重大である」と断罪したのであります。国民の基本的権利を侵害することのような捜査権力による盗聴という行為を、事もあるうに法律で合法化するなどということは、まさに権力犯罪の自由化に道を開くものであり、第二十一条を初め刑事手続における人権保障を定めた憲法の諸条項に違反することは明白であります。政府は、G8の中で盗聴法がないのは日本だけと言っておりますが、日本のように電話などの通信の秘密を明白に不可侵の権利と宣言している憲法を持つ国は日本以外にありませんか。総理の見解を伺いたないのであります。

また、盗聴を実行する部隊である警察の体質も厳しく問われなければなりません。

十三年前、警察が不当にも私の自宅の電話盗聴を行っていた事実が発覚いたしました。この事件は、神奈川県警の五名の警察官が近くのアパートに私の家の電話線を切断して引き込み、当時、日本共産党の国際部長であった私の職務上の電話を盗み聞きするために仕掛けたもので、東京高裁判決

は、アジトに残されたカセットケースの日付から、少なくとも九カ月間は盗聴したと認定しております。この電話盗聴によって、党と私の政治活動の自由が侵害されただけではなく、私の家族と私の人権のみならず、電話で話をした相手の方々のプライバシーも深く傷つけられました。

総理、こうした憲法違反の電話盗聴が公権力により実行されたことの重大性をどのように認識されているのか、しかとお答えいただきたい。

東京地裁の判決は、少なくとも警察庁の警備局長、公安一課長ないし神奈川県警の本部長、警備部長において具体的内容を知り得る立場にあったとして、警察の組織的、計画的な行為であることをはっきりと認めております。

官 報 (号 外)

さらに、下稲葉法務大臣は、昨年三月十一日、衆議院法務委員会でのこの事件の認識を問われ、「神奈川県警の警備部の警察官による共産党の方に対する盗聴事件」と答弁しております。陣内法務大臣はどのような認識か、お尋ねいたします。

ところが、事件発覚当時の山田長官から現在の関口長官まで歴代の警察庁長官は、私の質問にも同僚議員の質問にも、警察は過去も現在も電話盗聴をしていないと全面否定の答弁を繰り返しております。それでいながら、警察の組織的、計画的な行為を認定した東京高裁の判決に対しては、上告する理由がないと受け入れました。このようにみずから上告を断念しながら、確定判決に従わず、なおも警察庁長官が盗聴事件への警察官の関与を否定し続けるという道理に反することを国家公安委員長は是とされるのですか。明確な答弁を求めるものです。

総理、警察庁長官がとっているこの対応は、みずからの誤りを絶対に認めず、国会でも法廷でも平然と虚偽を述べ、憲法違反の重大犯罪にも全くの無反省という警察の体質を如実に示すものと言えはかりません。このような警察の体質は、大きな社会的不信感をつくり出し、このような警察が通信傍受を実行したら歯どめがかからなくなるのではないかと不安が表明されているのは当然ではありませんか。

警察が、これほど明白な組織的盗聴の事実を、そしてその責任をいまだ認めようとしない態度をとり続けていることは、本法案審議の根本的前提すら欠いていると言わざるを得ないではありませんか。

しかも、この事件について、日本政府への国際的な批判も高まりました。私は、数度にわたり国連人権委員会のジュネーブ会議で発言し、警察、日本政府の対応を報告してまいりました。その際、各人権委員の方々から、市民が盗聴すれば罰せられる、警察官が盗聴しても罰せられない、それでも日本は法治国家なのかという厳しい批判が行われました。総理、国連の場で出されているこうした批判にどうこたえられるのか、この際、日本政府の姿勢を明確にしていきたい。

次に、裁判官による令状が人権侵害をチェックできるかという問題であります。修正案では、令状請求者を指定された検事と監視以上の警察官に限定しましたが、人権侵害を引き起こす危険な本質は何ら変わりありません。また、令状発行者を地裁の裁判官としても、捜索・押収令状の地裁における現在の却下率が〇・一％であり、また、盗聴先進国と言われるアメリカ

でも、そのうち八三％が犯罪と無関係であったという状況のもとで、人権侵害をチェックできるはずはないではありませんか。総理の答弁を求めます。

さらに、立会人には、令状が示されるだけで、被疑事実も、何のための盗聴かも知られないし、盗聴内容を聴取することもできません。捜査と無関係な通信傍受の切斷権もないのであります。このような状態では、立会人に意見を述べる機会を与えても、それは全く役に立たず、人権侵害を防止できないことは明白ではありませんか。総理の答弁を求めます。

最後に、盗聴の事後通知が犯罪関係者だけに Rowe、それ以外の関係者の人権侵害救済の道がない問題であります。

法案では、盗聴終了後三十日以内に当事者に書面で通知することになっていますが、それは傍受した通信の中に被疑事実が含まれ、刑事手続として傍受記録が作成される場合に限定されており、犯罪と関係ないにもかかわらず盗聴された国民には事後通知がされないことになっております。これは、国民は公権力により人権侵害のされっ放しになるではありませんか。なぜ通知しないのですか。このような重大な国民の人権侵害を引き起こすおそれを総理は否認されるのですか。総理に明確な答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕
○国務大臣(小淵恵三君) 緒方靖夫議員にお答え申し上げます。
衆議院における組織的犯罪対策三法案の審議についてであります。

国会での御審議について意見を申し述べることは差し控えますが、これらの三法案は、組織的な犯罪をめぐる国内外の情勢にかんがみ、この種の犯罪に適切に対処するために必要不可欠な法整備として重要かつ緊急の課題でありますので、できる限り早期にこの法整備を実現させていただきたいと考えております。

憲法第二十一条の意義についてお尋ねがありました。憲法第二十一条の保障する通信の秘密は、個人の私生活上の自由やプライバシーの保護の一環としての意義を有するものであり、十分に尊重されなければならないものであります。しかし、通信の秘密の保障も絶対的なものではなく、犯罪捜査のために必要やむを得ない限度において、しかも厳格な手続の定めのもとで制約を受けることは憲法の認めているところであると考へます。

通信傍受法案の合憲性についてお尋ねがありました。通信傍受法案においては、傍受の要件を厳格に定めるなどすることにより、憲法の保障する通信の秘密や国民の私生活上の自由の制約を、必要やむを得ない範囲に限定している上、憲法が定める適正手続の要請や令状主義の趣旨をも満たしており、憲法に反するものではないと考へております。

諸外国の憲法についてのお尋ねがありました。例えば、主要国首脳会議に参加する国のうち、ドイツ、イタリア、ロシア、カナダにおいて、我が国と同様、憲法上、通信の秘密が保障されております。

なお、こうした国においても、憲法の保障する通信の秘密は、絶対無制限のものではなく、必要

最小限の範囲でその制約が許されているものと承知をいたしております。

いわゆる日本共産党幹部宅盗聴事件についてのお尋ねであります。警察におきまして、この事件についての民事訴訟の結果等を厳肅に受けとめ、適正な職務執行に努めているところであると承知をいたしております。

本法案審議の前提についてお尋ねでありましたが、警察におきまして、いわゆる日本共産党幹部宅盗聴事件についての民事訴訟の結果等を厳肅に受けとめ、適正な職務執行に努めているところであると承知をいたしております。警察が行う通信傍受に歯どめがかからなくなるといふことはないと確信をいたしております。

国連の場に出されている批判にどうこたえるのかとお尋ねであります。規約人権委員会等におきまして、政府としては必要な説明を行っておると承知をいたしております。

令状請求権者の限定についてのお尋ねがありましたが、

通信傍受という捜査手段を用いることについての判断には特に慎重を期すべきであるとの観点から、傍受令状の請求権者をより高い立場からの判断ができる地位にある者に限定したものであり、警察、警察は、それぞれ慎重かつ適正な判断のもとに法律の要件、手続に従って通信傍受による捜査を行うものと考えております。

裁判官の令状審査についてのお尋ねがありましたが、令状の却下率が低いのは、捜査機関内部におきまして令状請求に当たりまして慎重な検討を行っていること等によるものであり、裁判官は、関係資料を精査し、法律に定める要件について

て慎重かつ厳正な令状審査を行っているものと認識をいたしており、御指摘のようなことはないと考えております。

立会人の役割についてのお尋ねがありました。立会人は、通信傍受の実施状況を確認し、記録の封印を行い、傍受の実施に同意を述べたなどの役割を担うものであり、傍受した通信はすべて記録され、封印の上、裁判官が保管するなどの手続と相まって、通信の傍受が適正に実施されることを担保することができるとあります。

通知の対象となる通信当事者の範囲についてのお尋ねがありました。

該当性判断のため必要最小限の傍受を行ったにすぎない場合には、傍受記録からその通話の記録は消去して捜査機関の手元に残さないこととしたしており、このような犯罪に関係のない通信の当事者にまで通知することはむしろ弊害が大ききことなどから、通知を行わないこととしたしております。

以上、お答え申し上げましたが、残余の質問につきましましては、関係大臣から答弁させます。

(拍手)

(国務大臣陳内孝雄君登壇、拍手)

○国務大臣(陳内孝雄君) 緒方議員にお答えを申し上げます。

昭和六十一年当時、日本共産党国際部長であった緒方議員宅の電話盗聴に係る事件に関する、昨年三月十一日の衆議院法務委員会における当時の下稲葉法務大臣の答弁についてのお尋ねでございますが、この事件については、東京地方検察庁において、神奈川県警察に所属する警察官一名が緒方議員宅の電話の通信内容を盗聴しようとしたと

の電気通信事業法違反の事実を認定した上で、諸般の事情を考慮した上、起訴猶予処分としたものと承知しており、当時の下稲葉法務大臣においてもその旨の認識を示したものと承知しております。

なお、当時の下稲葉法務大臣は、同じ答弁の中で、お尋ねの事件で行われた行為と現在国会に御審議をお願いしている通信の傍受とは全く別個の次元の話である旨を述べておりますが、この点につきましましては私も同様の認識でございます。

(拍手)

(国務大臣野田毅君登壇、拍手)

○国務大臣(野田毅君) いわゆる日本共産党幹部宅事件についてのお尋ねであります。この事件については、昭和六十一年当時の東京地方検察庁の捜査において警察官による盗聴行為があったと認められたこと、また、その後の民事訴訟においても同様の行為があったことが推認されたことは、警察としても厳肅に受けとめておりまして、まことに残念なことであつたと考えております。

警察としては、本件の反省を踏まえ、国民の信頼を裏切ることのないよう、厳しく戒めているものと承知をいたしております。今後とも違法な盗聴などという行為を行うことはあり得ないと確信をいたしております。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 福島瑞穂君。

(福島瑞穂君登壇、拍手)

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、盗聴法、組織的犯罪対策法案について、以下のとおり質問いたします。

緒方盗聴事件は、裁判所によって警察の組織的関与が認定されました。しかし、たび重なる国会

質問の中で、警察の責任を警察は否定してしまふ。このような警察の反省のない態度こそが、盗聴制度導入に対する国民の懸念の根源なのです。総理、緒方盗聴事件は警察の行為であつたと認めますか。

参議院での法案審議に入る前提は、警察による過去の違法盗聴に関する謝罪と責任者の処分、違法盗聴の全貌の解明が約束されることです。市民のプライバシーを左右する重大な権限を捜査機関に与えるのですから、このような市民の要求は当然のものであります。このような前提が満たされない限り、法案の審議開始を認めることはできません。総理、警察による過去の違法盗聴に関する謝罪と責任者の処分、違法盗聴の全貌の解明を約束してください。

裏金づくり、接待汚職など、数々の不祥事を起こしていると言われている警察は、何よりも国民の信頼を得るための努力こそ必要なのではないでしょうか。総理の見解を伺います。

憲法二十一一条は、「通信の秘密は、これを侵してはならない」と、何の留保もなく高らかにうたっています。盗聴捜査がこの日本で治安維持のために本当に必要とされるものなのでしょうか。

松本サリン事件で、不幸なことに、警察は事件の被害者である男性を容疑者として扱いました。盗聴捜査が導入されれば、この男性の電話が二十四時間聞かれていたでしょう。仮にそれができていたとしても、何らサリンに関する証拠は盗聴できず、やがて地下鉄サリン事件が発生したはずで、松本サリンがオウムの犯行ではないかと突きとめられたのは、結局、地道に目撃者を探し

出し、聞き込みを重ねた捜査の王道があったからで、決して盗聴があったからではありません。私が非常に重要だと思ふのは、法案が犯罪を犯すおそれがあるという理由で盗聴できるという事前盗聴の規定を認めていることです。

刑事法では、ある人がそれを行ったかどうかの立証が問題となります。人は、どんなにけしからぬことを考えていても、ふらちなことを考えていても、それだけでは決して逮捕されてはいけません。しかし、この法案は、犯罪を行うおそれがあるときに盗聴できるといふ予防捜査を認めています。証拠物の捜索・押収は事件が発生した後には認められていないのに、新たに導入される盗聴捜査でまだ発生していない犯罪のための強制捜査を認めるのは行き過ぎではないでしょうか。刑事法を百八十度変えてしまうものです。

さらに、法案は、予備盗聴、別件盗聴も認めています。盗聴がされたことが通知がなされるのは、傍受記録から犯罪と無関係な通話を削除して作成する刑事事件用記録の当事者だけです。つまり、捜査や公判廷で証拠とされるもの以外の通話、通信については、令状を交付された当の本人にも、その本人と通話した犯罪と無関係の人々にも通知が行きません。プライバシーが明確に侵されても、盗聴されたという事実すら一生わからないうのです。ほとんどの人は全く知らされないまま合法的に進んでいきます。ですから、犯罪と無関係な通話の当事者には通知はなされず、不服申し立てをすることも不可能です。

総理、強制処分を受けても本人には一生わからないということ憲法・刑事訴訟法上認めることはできないのではないですか。

ところで、先日、あるテレビ番組の中である自民党の国会議員さんが、盗聴捜査を受けた人全員に通知が行くということを主張されました。総理、これはこれまでの政府答弁とは異なるものです。責任がある立場にいる方の発言ですから、当事者全員に通知が行くと修正されるおつもりですか。

また、法案では、犯罪と無関係な通話は消去することとされています。しかし、消去したかどうかを担保する制度はないのですか。

立会人が常時立ち会うと言いますが、立会人は事件の内容も知らされませんし、通信の内容を聞くことも認められません。つまり、犯罪と無関係な通信を盗聴対象から除外する切斷権は認められていません。したがって、この立会人制度は人権侵害に対する歯どめにはならないのではないのでしょうか。どうやってチェックできるのですか。

現在においても検証令状をれば盗聴はできます。なぜ検証令状ではだめなのですか。

しかも、下級審判例で認められた範囲、立会人の切斷権、時間は二日間程度などを大きく逸脱する立法になっています。判例が有効のための要件としたことをなぜ今回の立法は全く満たしていないのですか。

また、立会人については、法案十二条で「通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者又はこれに代わるべき者」が立ち会うとされており、この表現から、立会人はその警察の建物を管理する警察の総務課員でもよいという解釈が成り立ちます。こういった新しい通信方式による盗聴を法案が否定しているとは法文上からも読み取れませんし、こうした通信方法を前提とした法案審議は一切なされていません。

オーストリアとドイツの盗聴捜査ではジャーナリストは盗聴法の適用除外となっていますが、今回の立法では日本はそうなっていないのですか。

このような新たな通信傍受の方法が明らかになった以上、参議院の審議では、まず技術の詳細をNTTに明らかにさせるところから徹底的な審議を尽くす必要があります。

ファクス、メールも盗聴法の対象です。警察は、プロバイダーのところに行ってパスワードをよこすよう要求することになってしまっています。インターネットへの熱は一気に冷めてしまうのでは

盗聴の被害を受けるのに与党も野党もありません。盗聴捜査の経過でたまたま知り得た政界、財界の中枢に関するスクランダルや情報意図的に悪用されることは絶対にあつてはなりません。民主主義が崩壊してしまいます。そのための手だてをどう考えるのですか。

マネーロンダリングについてですが、金融機関は疑わしき取引については金融監督庁に届け出ることになっております。アメリカでは、ことし、財界が自由な経済取引を害するとして反対し、こうした立法は成立しませんでした。日本においても弊害が出るのではないのでしょうか。

また、麻薬についてのマネーロンダリング規制については、既に麻薬特例法がありますが、この法律で十分ではないのですか。

犯罪収益収受罪ですが、政治家が献金をもらって、その中に犯罪で得た金員が仮にまざっているとして、犯罪収益収受罪が成立する可能性がありま

総理、市民のプライバシーを著しく侵害することのような法案をなぜ今、国会で成立させようとするのでしょうか。多くの市民の不安と懸念の声にこたえて、これらの法案の今国会成立を断念するおつもりはないのでしょうか。

以上で質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕
○国務大臣(小淵恵三君) 福島瑞穂議員にお答え申し上げます。

いわゆる共産党幹部宅電話盗聴事件についての御尋ねがありました。

警察におきましては、過去の判例において警察官による盗聴行為があったと推認されたことなど、厳粛に受けとめているところであると承知をいたしております。また、警察におきまして既に関係者の処分等必要な措置が講ぜられており、その後二度とこのような事態が生じないよう適正な職務執行に努めているところであり、今後とも国

民の信頼を裏切ることのないものと確信をいたしております。

警察官の不祥事について御指摘がありました。が、厳正な規律は警察の生命であると認識いたしております。いやくも国民から誤解を招くことのないよう警察庁及び都道府県警察において必要な指導をしていると承知をいたしております。

通信傍受制度の必要性についてのお尋ねがありました。が、近年、我が国では、薬物・銃器関連犯罪、組織的な殺人、集団密航事件が少なからず発生し、憂慮すべき状況にあります。これら犯罪は、その実行が密行的に行われ、証拠隠滅工作等が行われることが少なくなく、これら犯罪の事案の真相を解明して首謀者等を検挙し、国民の平穩な生活を確保し、法秩序を維持するためには、従来の捜査手法に加えて通信の傍受という新たな捜査手段がぜひとも必要であると考えております。

傍受令状により傍受ができる通信の範囲についてお尋ねがありました。

本法による通信の傍受は、既に犯罪が行われていることについて十分な嫌疑があることを前提として、厳格な要件のもと裁判官の発する令状に基づき必要最小限の範囲において適正かつ厳格な手続に従って行うものであり、その範囲が広過ぎるという問題はないと考えております。

通信当事者に対する通知についてお尋ねがありました。

傍受すべき通信に該当するか否かを判断するために必要最小限度で傍受を行ったにすぎず、傍受記録の作成にも至らなかった通信の当事者に通知を行わないのは、その記録が消去されるなど、通信の秘密を制約する程度が極めて小さく、また通

知を行うことの弊害が大きいこと等によるものであり、これが憲法等に抵触することはないと、また適当なものと考えます。

記録の消去についてお尋ねがありました。

本法において、傍受記録を作成した場合に、傍受の原記録を除き、傍受記録に残された記録以外はすべて消去しなければならないとしたところであり、これを怠った場合には監督者も含めて懲戒処分の対象となるものであることから、その確実な履行が期待できるものと考えております。

立会人の制度についてお尋ねがありました。

立会人は傍受令状に記載されている事項が遵守されているかをチェックする役割を担っており、通信傍受の適正は十分に確保できるものと考えております。

弁護士等の立ち会いについては、常時立ち会いを確保することの困難性に加え、捜査内容の詳細を知らせたり、通信の内容を聞かせること自体、関係者のプライバシーの観点等からも問題があると考えられます。

通信傍受制度の必要性についてお尋ねがありました。

検証許可状による傍受は、主として覚せい剤の密売用の電話について傍受が許されるもので、首謀者の特定や大規模な密輸等の犯罪の捜査については効果を上げることが困難であり、また立ち会い、記録の作成、保管等、関係者の権利保護等に關する規定がなく、これらの規定の整備を図るため本制度を設ける必要があるものと考えられます。

報道関係者の通信の傍受等についてお尋ねがあ

りました。報道関係者につきましては、刑事訴訟法上、押収、証言の拒絶が認められていないことに似てものであり、電子メール等の傍受につきましても電話と同様に厳格な要件、手続に従って行われるものであり、御懸念は当たらないと考えております。

次に、通信傍受の実施場所、方法及び立会人についてお尋ねがありました。

通信傍受の場所、方法は令状の記載事項であり、裁判官が適当と認めて令状に記載した場所において通信手段の傍受を実施する部分を管理する者等の立ち会いのもとに行われることとされており、傍受自体を警察施設内において行い、また警察官が立会人となることは想定されております。

警察が通信傍受により得た情報を恣意的に使用するのではないかとのお尋ねですが、本法案による通信傍受は、具体的な犯罪がある場合に、厳格な要件、手続のもとで裁判官の発する令状に基づきその犯罪を捜査するために実施するものであり、いわゆる情報収集の手段としてこれを行うことはあり得ず、御懸念は当たらないと考えております。

次に、犯罪収益規制に関する法整備についてお尋ねがありました。

これは、犯罪収益等の保持、運用が合法的な経済活動に重大な悪影響を与えること等にかんがみこれを規制するものであり、その前提犯罪の範囲を薬物犯罪以外の重大犯罪に拡大することなどが国際的な要請にこたえるものであります。

犯罪収益等收受罪の成否に關してお尋ねがありましたが、この罪が成立するためには、收受した

財産が客觀的に犯罪収益等に当たただけではなく、それが犯罪収益等であることの情を知っていることが必要であり、単に犯罪収益等であるかもしれないという一般的、抽象的な危惧、懸念を抱いているだけでは足りません。この罪の成立範囲が不当に広がることにはならないものと考えております。

最後に、組織的犯罪対策三法案の必要性に關してお尋ねがありました。

この三法案は、組織的な犯罪に適切に対処することにより、国民の平穩かつ安全な生活を確保し、法秩序を維持するために必要不可欠な法整備を図るものであり、人権を不当に侵害することのないよう十分な配慮をしておりますので、この点を御理解いただき、できる限り早期に実現をさせていただきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 水野誠一君。

(水野誠一君登壇、拍手)

○水野誠一君 私、参議院の会の代表として、ただいま議題となっておりまゝ組織的犯罪対策関連三法案に關して、小淵総理並びに關係大臣に質問をいたします。

これまでも重ねて指摘のあるとおり、この三法案の中でも最も世間の関心を集めているのがいわゆる通信傍受法案であります。この法案の本質は憲法が保障する通信の秘密と公共の福祉や安全とのバランスをいかに適正に図るかという極めて重大な点にあり、こうした重要法案が衆議院では十分に論議されないまま可決され、参議院に送付されるに至ったことを大変遺憾に思ひます。

法務省によると、我が国における組織的犯罪は増加の一途をたどっており、これ以上一刻も放置することはできない、また、我が国の法制度に大きな欠陥があることを国際的に指摘されていることなどが今回の法改正の理由だと説明している。

しかし、この通信傍受法案に関しては、国民の基本的人権にかかわる極めてデリケートな問題を多くの点で含んでいるものと考えます。にもかかわらず、衆議院法務委員会においては、大半の委員が欠席する中で沈黙のまま何時間も質疑時間が経過し、そのまま採決に及ぶという、まさに異常事態とも言える光景を国民に見せつけることになりました。こうした秩序を欠いた法案審議のあり方が、立法府の歴史においてあき先例となるばかりか、国民生活の将来に重大な禍根を残す結果を招きかねないということを強く懸念しています。

さらに、この法案の審議に当たり、万が一にも良識の府である参議院においても同様のことが起これば、これはまさに立法府の機能不全をみずから露呈するものであり、真摯な議論を望む国民からの信頼を政治が取り戻すことがますます難しくなるであろうことを肝に銘じるべきだと思います。

そのために、拙速に結論を急がず、十分な審議を尽くすべきだと思いますが、まず小淵総理に、衆議院審議の経緯についての所見と、参議院で審議に入るに当たっての新たな覚悟と姿勢を伺いたいと思います。

次に、近年の国内犯罪においては、その凶悪化、巧妙化といった著しい質の変化が進行してお

り、国民生活の安全を確保する観点から、捜査機関にも時代に対応した能力の向上が求められていることは確かだと言えましょう。

しかし、捜査手法としての通信傍受はまさに一種の劇薬であることも事実であります。その効果のみを期待して安易に導入を図るのは危険な発想であり、また、通信傍受が必須であると言わなければならないほど現在の我が国の捜査機関の能力が他国に比して劣っているとも思えません。

まず、本法案においては、捜査官は令状記載容疑と無関係な会話を聞くことは原則できないとされ、傍受の中断を義務づけるとされています。一方で、傍受すべき通信に当たるとどうかを判断するための傍受、いわゆる該当性判断のための傍受や、傍受実施中に令状記載容疑以外の犯罪で本法案に定める対象犯罪の実行を内容とする通信が行われたとき、いわゆる別件傍受は、これは許されるとしています。

しかし、会話というものの性質上、現場における実際の判断は極めて困難ではないかと予想されます。この点について政府からは、当該事件の担当捜査官が傍受するので内容はすぐに識別できる、内容によって中断・再開を繰り返すことになるので、不当にプライバシーを侵すことはないなどの説明がなされています。

しかし、この説明が十分な説得力を持つものとは言いがたく、また、情報収集のための通信傍受に本法案が拡大運用されるのではないかと懸念も、結局はこの捜査官の裁量部分に関する不信感に起因するものであると考えます。

重ねて申し上げますが、通信傍受はまさに劇薬であります。これを扱う捜査機関に対し、国民が

らこれほどまでに不信の声が上がっている今日の現状はまさに憂慮すべき事態であり、国民生活の安全確保という重責が十分に果たされ得ると実感するには、この不信感が大きな障害になっていることも事実であります。

警察による違法傍受だと既に司法の判断が出ている過去の事件を考えるにつけても、今日の捜査機関に対する不信感の高まりについて、またその信頼回復のためには、行政の長として責任ある対応をすべきだと思いますが、総理並びに国家公安委員長の御所見を伺いたいと思います。

次に、電子メールなどのコンピューター通信について伺います。

電子メールなどの通信形態は、電話やファクシミリとは多くの点で異なる性質を持つものであります。複数の当事者による通信内容が同時・非同時に混在すること、数秒のうちに送受信される情報量の多さ、あるいは発信元の隠れみや匿名でのやりとりなどの特性にかんがみると、本法案において電話と全く同様に傍受対象とされることにはささか違和感を覚えます。

電子メールなどの通信においては、多くの場合、ホストコンピュータなどに一時的に情報を蓄積する技術が用いられています。これを傍受する際、傍受すべき通信とすべきでない通信を適切に判断し、傍受すべきでない通信について排除することが果たして可能なのだろうか、あるいは重要な論点となっている傍受の最小化のための措置が適切に図られるのだろうかなどの疑問が当然生じます。これは電話の傍受における場合以上に困難であることが懸念されます。

さらに、手続が適正であるかを否かを外形的な面につき監視するとされている立会人の知見の問題や、通信事業者の規模や設備も電話に比べてまだ未成熟であることから一般利用者に対するサービスに支障を生ずる可能性など、議論を尽くすべき問題は依然多く残されています。

法制審議会においてコンピューター通信を対象から外す提案があったにもかかわらず、これが本法案に盛り込まれている理由としては、既に広く普及した情報手段であること、犯罪組織が既にこれを用いている現状などが示されておりあります。

しかし、そうであれば、なお実際の傍受の機会はず少なくないものと予想され、現実的かつ慎重な審議を尽くすべきものと考えますが、法務大臣の御所見を伺いたいと思います。

最後に、現在、我が国においては、電気通信事業法、有線電気通信法に規定する以外に通信の秘密を侵す行為一般を処罰する法律が存在しているというところを指摘したいと思います。

法制審議会の議論においても、委員からこれを整備する必要性についての指摘があったところ、なぜか、現行の電気通信事業法、有線電気通信法に厳密な規定をした上で通信の秘密の侵害罪を規定しているが、一般的処罰規定を設けることとなると、それらの枠組みを一たん崩さねばならず、それによって通信の秘密の範囲が不明確になりかねないなどとして、これを今後の課題として先送りした経緯があります。

また、いわゆる盗聴器という商品が安価に大量に市販されていることが悪質な犯罪行為である盗聴を助長している事実も見逃してはならないと考えます。

スポットモニタリング、いわゆる傍受の最小化はアメリカの通信傍受の手法を参考にしたものであるなどの指摘が繰り返されたりしておりますが、もしアメリカを参考にするというのであれば、むしろ、まず一般的に通信傍受を禁止し、傍受機器の製造や利用を禁止し、違反行為を厳しい処罰の対象とし、その上で、一定の要件を満たした場合に裁判官の許可を得て犯罪捜査のための通信傍受を認めた体系であるというアメリカの通信傍受に関する概念こそを参考にすべきだと考えます。

そこで、盗聴器の製造、販売の禁止、また通信傍受の一般禁止、厳しい処罰規定のための具体的な法整備を進めることが急務であると考えますが、この点について法務大臣の御所見を伺います。

最後に、マネーロンダリング、証人保護に関する他の二案件についても、この通信傍受法案の影にかすむことなくしっかりとした審議がされることを切に希望して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣小淵恵三君 水野誠一議員にお答え申し上げます。

衆議院における組織的犯罪対策三法案の審議についてお尋ねがございました。

国会での御審議につきまして意見を申し述べることを差し控えていただきたいと思います。

これらの三法案は、組織的な犯罪をめぐる国内外の情勢にかんがみ、この種の犯罪に適切に対処するために必要不可欠な法整備として重要かつ緊急の課題でありますので、改めてできる限り早期にこの法整備を実現させていただきたいと考えております。

国民の信頼にこたえるための措置についての御尋ねがございました。

警察におきまして、過去の判決において警察官による盗聴行為があったことが推認されたこと等を厳粛に受けとめていたと承知をいたしており、警察におきまして、国民の信頼にこたえるべく、通信傍受法案の厳格な要件と手続を厳守した適正な運用がなされることが国民の信頼にこたえるゆえんだと考えております。

以上、お答え申し上げます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣内孝雄君登壇、拍手)

○国務大臣(内孝雄君) 水野議員にお答え申し上げます。

電子メールの傍受の問題点についてお尋ねがございました。

電子メールの傍受は、受信者のID番号を特定し、通信事業者であるプロバイダーが提供する受信者のメールアドレスにアクセスして、傍受すべき通信が行われるか否かを継続的に見張り、メール等が受信された場合、これを開いて傍受する方法を想定しておりますが、その運用に当たっては、必要最小限の傍受を厳格に行うとともに、通信事業者の業務への影響等にも配慮して実施すべきものと考えております。

また、通信の秘密を侵す行為一般の処罰規定等に関してお尋ねがございました。

現在、既に電気通信事業法等において通信の秘密の侵害に関する罰則規定が設けられている上、衆議院において修正された本法律案により、これらの法定刑を引き上げるとともに、捜査または調査の権限を有する公務員がその職務に関し電気通

信事業法等に定める通信の秘密を侵す罪を犯した場合の加重処罰規定を設けることとされております。

いわゆる盗聴器の規制につきましては、衆議院法務委員会における附帯決議においても指摘されているところであり、今後とも関係当局と協議しつつ検討してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣野田毅君登壇、拍手)

○国務大臣(野田毅君) 警察に対する国民の信頼にこたえるための行政の長としての対応についてのお尋ねがありました。

過去の判決におきまして、警察官による盗聴行為があったことが推認されたことなどは、警察としても厳粛に受けとめており、まことに残念なことであつたと考えております。警察としては、本件の反省を踏まえ、今後とも国民の信頼を裏切ることのないよう厳しく戒めているものと承知をいたしております。

通信傍受法案につきましては、基本的な人権に深くかかわるものであるだけに、誤りのない運用を行い、国民の信頼にこたえていくことが警察に課せられた使命であると認識をいたしております。

したがって、その運用の基準や留意事項を国家公安委員会規則等で定めるとともに、法の厳格な運用と手続について、都道府県警察に対する指導教養を徹底してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。外交・防衛委員長河本英典君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(河本英典君登壇、拍手)

○河本英典君 ただいま議題となりました条約二件につきまして、外交・防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、拷問等禁止条約は、公務員等による拷問を防止するため、各締約国がこれを刑法上の犯罪とし、裁判権を設定すること等について定めるものであります。

次に、韓国との租税条約は、現行条約にかわるものでありまして、一定の投資所得に対する源泉地国の限度税率の引き下げなど、最近の租税条約の改善された規定を取り入れるものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共產党の小泉理事より韓国との租税条約に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、拷問等禁止条約は全会一致をもって、韓国との租税条約は多数をもって、それぞれ承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
まず、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品性を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 ○
よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 〇
よって、本件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) 日程第三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。
〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔須藤良太郎君登壇、拍手〕
○須藤良太郎君 ただいま議題となりました法律案の委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際原子力機関による保障措置の強化等のための規定の整備、使用済み燃料を発電所外において貯蔵する中間貯蔵施設に関する規定の新設等を内容とするものであります。
委員会におきましては、参考人から意見を聴取

するとともに、使用済み燃料の処理と中間貯蔵との関係、原子力利用における安全性、風力等新エネルギーの利用の推進等について熱心な質疑が行われましたほか、現地視察を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わります。討論に入りましたところ、日本共産党の西山委員より反対の意見が述べられました。
次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十八
反対 〇
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(斎藤十朗君) 日程第四 地方公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政・警察委員長小山峰男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔小山峰男君登壇、拍手〕
○小山峰男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、地方行政・警察委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、高齢社会に対応するため、一般職の職員の定年退職者等について、条例で定める年齢までの在職を可能とする制度、及び短時間勤務制度を内容とする再任用制度を設けるとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等の改正を行うこととするものであります。

委員会におきましては、再任用制度が新規採用に与える影響、再任用の選考基準のあり方、懲戒制度の改正の効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わります。採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十八
二百三十八
〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 都市基盤整備公団法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土・環境委員長松谷重一郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔松谷重一郎君登壇、拍手〕

○松谷重一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土・環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅・都市整備公団を解散して都市基盤整備公団を設立し、大都市地域等における

都市基盤としての市街地の整備改善、賃貸住宅の供給管理等の業務を行わせようとするものであります。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、新公団の目的、賃貸住宅の家賃等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方理事より反対の意見が述べられ、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

二百三十六
百五十七
七十九
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君
議員 弘友 和夫君
鶴保 庸介君
岩本 莊太君
福本 潤一君
岩瀬 良三君
山崎 力君
沢 たまき君
阿曾田 清君
水野 誠一君
高野 博師君
益田 洋介君
月原 茂皓君
菅川 健二君
但馬 久美君
荒木 清寛君
戸田 邦司君
堂本 暁子君
風間 昶君
森本 晃司君
泉 信也君
田名部匡省君
統 訓弘君
白浜 一良君

渡辺 秀央君
扇 千景君
山下 善彦君
武見 敬三君
岸 宏一君
佐藤 昭郎君
中川 義雄君
加納 時男君
阿南 一成君
岩永 浩美君
国井 正幸君
田村 公平君
山本 一太君
岩井 國臣君
末広まきこ君
景山俊太郎君
依田 智治君
佐藤 泰三君
鎌田 要人君
田中 直紀君
成瀬 守重君
石渡 清元君
上杉 光弘君
真鍋 賢二君
井上 吉夫君
吉川 芳男君
中曾根弘文君
亀谷 博昭君
阿部 正俊君
日出 英輔君
森田 次夫君
山内 俊夫君

魚住裕一郎君
世耕 弘成君
渡辺 孝男君
入澤 肇君
木村 仁君
山本 保君
大森 礼子君
亀井 郁夫君
加藤 修一君
松 あきら君
高橋 令則君
奥村 展三君
海野 義孝君
山下 栄一君
平野 貞夫君
松岡満壽男君
日笠 勝之君
木庭健太郎君
田村 秀昭君
椎名 素夫君
浜田卓二郎君
浜四津敏子君
鶴岡 洋君

星野 朋市君
脇 雅史君
北岡 秀二君
中島 眞人君
久野 恒一君
斎藤 滋宣君
佐々木知子君
岩城 光英君
市川 一朗君
鈴木 政二君
田浦 直君
常田 享詳君
長峯 基君
上野 公成君
釜本 邦茂君
海老原義彦君
溝手 顕正君
西田 吉宏君
須藤良太郎君
若林 正俊君
石川 弘君
岡野 裕君
有馬 朗人君
陣内 孝雄君
尾辻 秀久君
坂野 重信君
青木 幹雄君
保坂 三蔵君
仲道 俊哉君
森下 博之君
森山 裕君
三浦 一水君

[illegible]

文教・科学委員
高橋紀世子君
山崎 力君
補欠

国民福祉委員
小山 孝雄君
阿南 一成君
補欠

労働・社会政策委員
櫻井 充君
岡崎トミ子君
佐藤 雄平君
補欠

農林水産委員
山崎 力君
高橋紀世子君
補欠

経済・産業委員
小川 敏夫君
藁科 満治君
堀原 敬義君
補欠

阿南 一成君
陳内 孝雄君
佐藤 昭郎君
補欠

国土・環境委員
森田 次夫君
倉田 寛之君
補欠

木俣 佳丈君
櫻井 充君
補欠

佐藤 昭郎君
陳内 孝雄君
補欠

行財政改革・税制等に関する特別委員
谷本 鶴君
目下 部禮代子君
補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

労働・社会政策委員会
理事 山崎 力君 (山崎力君の補欠)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

内閣法の一部を改正する法律案(鹿野道彦君外六名提出)(衆第三二四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政・金融委員会に付託した。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日委員長から次の報告書が提出された。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

八号)審査報告書
都市基盤整備公団法案(閣法第三二二号)審査報告書

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

同日内閣から、観光基本法第五条の規定に基づく平成十年度観光の状況に関する年次報告及び平成十一年度において講じようとする観光政策についての文書を受領した。

何人も拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないことを定めている世界人権宣言第五条及び市民的及び政治的権利に関する国際規約第七条の規定に留意し、

また、千九百七十五年十二月九日に国際連合総会で採択された拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからのすべての人の保護に関する宣言に留意し、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を無くするための世界各地における努力を一層効果的なものとすることを希望して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

1 この条約の適用上、「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わずに重い苦痛を故意に与える行為であつて、本人若しくは第三者から情報若しくは告白を得ること、本人若しくは第三者が行つたか若しくはその疑いがある行為について本人を罰すること、本人若しくは第三者を脅迫し若しくは強要することその他これらに類することを目的として又は何らかの差別に基づく理由によつて、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものをいう。「拷問」には、合法的な制裁の限りで苦痛が生ずること又は合法的な制裁に固有の若しくは付随する苦痛を与えることを含まない。

2 1の規定は、適用範囲が一層広い規定を含んでおり又は含むことのある国際文書又は国内法令に影響を及ぼすものではない。

第二条

1 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するため、立法上、行政上、司法上その他の効果的な措置をとる。

2 戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定又は他の公の緊急事態であるかどうかにかかわらず、いかなる例外的な事態も拷問を正当化する根拠として援用することはできない。

3 上司又は公の機関による命令は、拷問を正当化する根拠として援用することはできない。

第三条

1 締約国は、いずれの者をも、その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し、送還し又は引き渡してはならない。

2 権限のある当局は、1の根拠の有無を決定するに当たり、すべての関連する事情(該当する場合)には、関係する国における一貫した形態の重大な、明らかな又は大規模な人権侵害の存在を含む)を考慮する。

第四条

1 締約国は、拷問に当たるすべての行為を自国の刑法上の犯罪とすることを確保する。拷問の未遂についても同様とし、拷問の共謀又は拷問への加担に当たる行為についても同様とする。

2 締約国は、1の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする。

第五条

1 締約国は、次の場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

- (a) 犯罪が自国の管轄の下にある領域内又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合
- (b) 容疑者が自国の国民である場合
- (c) 自国が適当と認めるときは、被害者が自国の国民である場合

2 締約国は、容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在し、かつ、自国が1のいずれの締約国に対しても第八条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合において前条の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、同様に、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従つて行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第八条

1 第四条の犯罪の容疑者が領域内に所在する締約国は、自国が入手することができる情報を検討した後、状況によって正当であると認める場合には、当該容疑者の所在を確実にするため、抑留その他の法的措置をとる。この措置は、当該締約国の法令に定めるところによるものとするが、刑事訴訟手続又は犯罪人引渡手続を開始するために必要とする期間に限って継続することができ。

2 1の措置をとった締約国は、事実について直ちに予備調査を行う。

3 1の規定に基づいて抑留された者は、その国籍国の最寄りの適当な代表と又は、当該者が無

国籍者である場合には、当該者が通常居住している国の代表と直ちに連絡を取ることに付いて援助を与えられる。

4 いずれの国も、この条の規定に基づいていずれかの者を抑留する場合には、前条1(a)、(b)又は(c)の場合に該当する国に対し、当該者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通報する。2の予備調査を行う国は、その結果をこれらの国に対して速やかに報告するものとし、また、自国が裁判権を行使する意図を有するか否かを明らかにする。

第七条

1 第四条の犯罪の容疑者がその管轄の下にある領域内で発見された締約国は、第五条の規定に該当する場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

2 1の当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。第五条2の規定に該当する場合における訴追及び有罪の言渡しに必要な証拠の基準は、同条1の規定に該当する場合において適用される基準よりも緩やかなものであつてはならない。

3 いずれの者も、自己につき第四条の犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱いを保障される。

第八条

1 第四条の犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条の犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡し条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約を第四条の犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める他の条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第四条の犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第四条の犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに關しては、当該犯罪が発生した場所のみでなく、第五条1の規定に従って裁判権を設定しなければならぬ国の領域内においても行われたものとみなされる。

第九條

1 締約国は、第四条の犯罪のいずれかについてとられる刑事訴訟手続に關し、相互に最大限の援助並該訴訟手続に必要なものであり、かつ、自国が提供することができるすべての証拠の提供を含む。を与える。

2 締約国は、相互間に司法上の相互援助に關する条約が存在する場合には、当該条約に合致するように1に規定する義務を履行する。

第十條

1 締約国は、拷問の禁止についての教育及び情報、逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体の拘束、尋問又は取扱いに關する法執行の職員(文民であるか軍人であるかを問わない)、医療職員、公務員その他の者に対する訓練に十分取り入れられることを確保する。

2 締約国は、1に規定する職員、公務員その他の者の義務及び職務に關する規則又は指示に拷問の禁止を含める。

第十一條

締約国は、拷問が発生することを無くするため、尋問に係る規則、指示、方法及び慣行並びに自国の管轄の下にある領域内で逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体の拘束及び取扱いに係る措置についての体系的な検討を維持する。

第十二條

締約国は、自国の管轄の下にある領域内で拷問に當たる行為が行われたと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、自国の権限のある当局が迅速かつ公平な調査を行うことを確保する。

第十三條

締約国は、自国の管轄の下にある領域内で拷問を受けたと主張する者が自国の権限のある当局に申立てを行い迅速かつ公平な検討を求める権利を有することを確保する。申立てを行った者及び証人をその申立て又は証拠の提供の結果生ずるあらゆる不当な取扱い又は脅迫から保護することを確保するための措置がとられるものとする。

第十四條

1 締約国は、拷問に當たる行為の被害者が救済を受けること及び公正かつ適正な賠償を受ける強制執行可能な権利を有すること(できる限り十分なリハビリテーションに必要な手段が与えられることを含む。)を自国の法制において確保する。被害者が拷問に當たる行為の結果死亡した場合においては、その被扶養者が賠償を受ける権利を有する。

2 1の規定は、賠償に係る権利であつて被害者

その他の者が国内法令に基づいて有することのあるものに影響を及ぼすものではない。

第十五條

締約国は、拷問によるものと認められるいかなる供述も、当該供述が行われた旨の事実についての、かつ、拷問の罪の被告人に不利な証拠とする場合を除くほか、訴訟手続における証拠としてはならないことを確保する。

第十六條

1 締約国は、自国の管轄の下にある領域内において、第一条に定める拷問には至らない他の行為であつて、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に當たり、かつ、公務員その他の公的資格で行動する者により又はその扇動により若しくはその同意若しくは黙認の下に行われるものを防止することを約束する。特に、第十条から第十三条までに規定する義務については、これらの規定中「拷問」を「他の形態の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」と読み替えた上で適用する。

2 この条約は、残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を禁止し又は犯罪人引渡し若しくは追放に關連する他の国際文書又は国内法令に影響を及ぼすものではない。

第二部

第十七條

1 拷問の禁止に關する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この部に定める任務を行う。委員会は、徳望が高く、かつ、人權の分野において能力を認められた十人の専門家により構成され、これらの専門家は、個人の

資格で職務を遂行する。これらの専門家については、締約国が、委員会の委員の配分が地理的に衡平に行われること及び法律關係の経験を有する者の参加が有益であることを考慮して選出する。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。締約国は、市民的及び政治的權利に關する國際規約に基づいて設置された人權委員會の委員でもあり、かつ、拷問の禁止に關する委員會の任務を遂行する意思を有する者を指名することが有益であることに留意する。

3 委員會の委員の選挙は、國際連合事務局長により招集される二年ごとの締約国の会合において行う。この会合は締約国の三分の二をもって定足数とし、会合に出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た者をもって委員會に選出された委員とする。

4 委員會の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月以内に行う。國際連合事務局長は、委員會の委員の選挙の日の遅くとも四箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を三箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務局長は、このようにして指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。

5 委員會の委員は、四年の任期で選出され、再指名された場合には、再選される資格を有する。最初の選挙において選出された委員のうち

五人の委員（これらの委員は、最初の選挙の後直ちに、3に規定する会合において議長がくじで定めるものとする。）の任期は、二年で終了する。

6 委員会の委員が死亡し、辞任し又は他の理由により委員会の任務を遂行することができなくなった場合には、当該委員を指名した締約国は、締約国の過半数の承認が得られることを条件として、自国民の中から当該委員の残任期間中その職務を遂行する他の専門家を任命する。その任命については、国際連合事務総長がこれを通報した後六週間以内に締約国の二分の一以上が反対しない限り、必要な承認が得られたものとする。

7 締約国は、委員会の任務を遂行中の委員に係る経費について責任を負う。

第十八条

- 1 委員会は、役員を二年の任期で選出する。役員は、再選されることができる。
- 2 委員会は、手続規則を定める。この手続規則には、特に次のことを定める。
 - (a) 六人の委員をもって定足数とすること。
 - (b) 委員会の決定は、出席する委員が投する票の過半数によって行うこと。
- 3 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に基づく任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。
- 4 国際連合事務総長は、委員会の最初の会合を招集する。委員会は、最初の会合の後には、手続規則に定める時期に会合する。
- 5 締約国は、締約国の会合及び委員会の会合の開催に関連して生じた経費（職員及び便益に係る費用等）に規定するところにより国際連合に生じた経費の国際連合に対する償還を含む。）について責任を負う。

第十九条

- 1 締約国は、自国がこの条約に基づく約束を履行するためにとつた措置に関する報告を、この条約が自国について効力を生じた後一年以内に、国際連合事務総長を通じて委員会に提出する。その後は、締約国は、新たにとつた措置に関する補足報告を四年ごとに提出し、及び委員会が要請することのある他の報告を提出する。
- 2 国際連合事務総長は、1の報告をすべての締約国に送付する。
- 3 1の報告は、委員会によって検討される。委員会は、当該報告について、一般的な性格を有する意見であつて適当と認めるものを表明することができる。この場合には、当該意見は関係締約国に送付され、当該関係締約国は委員会に対する応答として自国が適当と認めるいかなる見解も表明することができる。
- 4 委員会は、第二十四条の規定に従つて提出する委員会の年次報告に、その裁量により、3の規定に従つて表明した意見を、当該意見について関係締約国から受領した見解と共に含める旨を決定することができるものとし、また、当該関係締約国が要請する場合には、1の規定に基づいて提出された報告の写しを含めることができる。

第二十条

- 1 委員会は、いずれかの締約国の領域内における拷問の制度的な実行の存在が十分な根拠をもって示されていると認める信頼すべき情報を

受領した場合には、当該締約国に対し、当該情報についての検討に協力し及びこのために当該情報についての見解を提出するよう要請する。

- 2 委員会は、関係締約国が提出することのあるすべての見解を他の入手可能なすべての情報と共に考慮した上で、正当であると認める場合には、一人又は二人以上の委員を指名して秘密調査を行わせ及び委員会への早急な報告を行わせることができる。
- 3 委員会は、2の規定に従つて調査が行われる場合には、関係締約国の協力を求める。この調査を行うに当たっては、当該関係締約国の同意がある場合には、その領域を訪問することができる。
- 4 委員会は、2の規定に従つて委員から提出された調査結果を検討した後、当該状況に照らして適当と認める意見又は提案を付して当該調査結果を関係締約国に送付する。
- 5 1から4までに規定する委員会のすべての手続は秘密とし、また、当該手続のすべての段階において1の締約国の協力を求める。委員会は、2の規定に従つて行われた調査に係る手続が完了した後、当該締約国と協議の上、当該手続の結果の概要を第二十四条の規定に従つて提出する委員会の年次報告に含めることを決定することができる。

第二十一条

- 1 この条約の締約国は、この条約に基づく義務が他の締約国によって履行されていない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言を、この条の規定に基づいていつでも行う

ことができる。この通報は、委員会が当該権限を有することを自国について認める宣言を行った締約国によるものである場合に限り、この条に定める手続に従つて受理し及び検討することができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報をこの条の規定の下で取り扱ってはならない。この条の規定に基づいて受理される通報は、次の手続に従つて取り扱う。

- (a) 締約国は、他の締約国がこの条約を実施していないと認める場合には、書面による通知により、当該事案につき当該他の締約国の注意を喚起することができる。通知を受領した国は、その受領の後三箇月以内に、当該事案について事情を明らかにするための説明その他の陳述を、書面により、通知を送付した国に提供する。当該説明その他の陳述には、当該事案について既にとられたか、とることとなつて利用することのできる国内的な手続及び救済措置への言及を、可能かつ適当な範囲内において含めなければならない。
- (b) 最初の通知の受領の後六箇月以内に(a)の事案が関係締約国の双方が満足するように調整されない場合には、いずれの一方の締約国も、委員会及び他方の締約国に対する通報により当該事案を委員会に付託する権利を有する。
- (c) 委員会は、この条の規定に基づいて付託された事案についてすべての国内的な救済措置がとられかつ尽くされたことを確認した後、一般的に認められた国際法の原則に従い、当該付託された事案を取り扱う。ただし、

し、救済措置の実施が不当に遅延する場合又はこの条約の違反の被害者である者に効果的な救済を与える可能性に乏しい場合は、この限りでない。

(d) 委員会は、この条の規定に基づいて通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。

(e) (c)の規定に従うことを条件として、委員会は、この条約に定める義務の尊重を基礎として事案を友好的に解決するため、関係締約国に対してあつせんを行う。このため、委員会は、適当な場合には、特別調停委員会を設置することができる。

(f) 委員会は、この条の規定に基づいて付託されたいづれの事案についても、(b)の関係締約国に対し、あらゆる関連情報を提供するように要請することができる。

(g) (b)の関係締約国は、委員会において事案が検討されている間において代表を出席させ及び口頭又は書面により意見を述べる権利を有する。

(h) 委員会は、(b)の通報を受領した日の後十二箇月以内に、次の(i)又は(ii)の規定に従って報告を提出する。報告は、各事案ごとに、関係締約国に送付する。

(i) (e)の規定により解決が得られた場合には、委員会は、事実及び得られた解決について簡潔に記述した報告を提出する。

(ii) (e)の規定により解決が得られない場合には、委員会は、事実について簡潔に記述した報告を提出し、その報告に關係締約国の口頭による意見の記録及び書面による意見を添付する。

2 この条の規定は、五の締約国が1の規定に基づく宣言を行った時に効力を生ずる。宣言は、締約国が国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告により、いつでも撤回することができる。撤回は、この条の規定に基づく通報により既に付託された事案の検討を妨げるものではない。同事務総長が宣言の撤回の通告を受領した後は、いづれの締約国による新たな通報も、関係締約国が新たに宣言を行わない限り、この条の規定に基づいて受理してはならない。

第二十二條

1 この条約の締約国は、自国の管轄の下にある個人であつていづれかの締約国によるこの条約の規定の違反の被害者であると主張する者により又はその者のために行われる通報を、委員会が受理し及び検討する権限を有することを認める宣言を、この条の規定に基づいていつでも行うことができる。委員会は、宣言を行っていない締約国についての通報を受理してはならない。

2 委員会は、この条の規定に基づく通報であっても、匿名のもの又は通報を行う権利の濫用であるか若しくはこの条約の規定と両立しないと認めるものについては、これを受理することのできないものとしなければならない。

3 委員会は、2の規定に従うことを条件として、この条の規定に基づいて行われたいづれの通報についても、1の規定に基づく宣言を行いかつこの条約のいづれかの規定に違反しているとされた締約国の注意を喚起する。注意を喚起

された国は、六箇月以内に、当該事案及び救済措置が当該国によりとられている場合には当該救済措置についての事情を明らかにするための説明その他の陳述を、書面により、委員会に提出する。

4 委員会は、関係する個人により又はその者のために及び関係締約国により委員会の利用に供されたすべての情報に照らして、この条の規定に基づいて受理する通報を検討する。

5 委員会は、次のことを確認しない限り、この条の規定に基づく個人からのいかなる通報も検討してはならない。

(a) 同一の事案が他の国際的な調査又は解決の手段によつてかつて検討されたことがなく、かつ、現在検討されていないこと。

(b) 当該個人が、利用し得るすべての国内的な救済措置を尽くしたこと。ただし、救済措置の実施が不当に遅延する場合又はこの条約の規定の被害者である者に効果的な救済を与える可能性に乏しい場合は、この限りでない。

6 委員会は、この条の規定に基づいて通報を検討する場合には、非公開の会合を開催する。

7 委員会は、その見解を關係する締約国及び個人に送付する。

8 この条の規定は、五の締約国が1の規定に基づく宣言を行った時に効力を生ずる。宣言は、締約国が国際連合事務総長に寄託するものとし、同事務総長は、その写しを他の締約国に送付する。宣言は、同事務総長に対する通告により、いつでも撤回することができる。撤回は、この条の規定に基づく通報により既に付託された事案の検討を妨げるものではない。同事務総

長が宣言の撤回の通告を受領した後は、個人によるか又はその者のための新たな通報は、関係締約国が新たに宣言を行わない限り、この条の規定に基づいて受理してはならない。

第二十三條

委員会の委員及び第二十一條1(e)の規定に基づいて設置される特別調停委員会の委員は、国際連合の特権及び免除に關する条約の関連規定に規定する国際連合のための任務を行う専門家の便益、特権及び免除を享受する。

第二十四條

委員会は、この条約に基づく活動に關する年次報告を締約国及び国際連合総会に提出する。

第三部

第二十五條

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二十六條

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第二十七條

1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 二十番目の批准書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八條

1 各国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、委員会が第二十条に規定する権限を有することを認めない旨を宣言することができる。

2 1の規定に従って留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十九條

1 この条約のいずれの締約国も、改正を提案し及び改正案を国際連合事務総長に提出することができる。同事務総長は、締約国に対し改正案を直ちに送付するとともに、当該改正案についての審議及び投票のための締約国会議の開催についての賛否を同事務総長に通報するよう要請する。その送付の日から四箇月以内に締約国の三分の一以上が会議の開催に賛成する場合には、同事務総長は、国際連合の主権の下に会議を招集する。会議に出席しかつ投票する締約国の過半数によって採択された改正案は、受諾のため、国際連合事務総長によりすべての締約国に送付される。

2 1の規定に従って採択された改正は、この条約の締約国の三分の二がそれぞれの国の憲法上の手続に従って当該改正を受諾した旨を国際連合事務総長に通告した時に、効力を生ずる。

3 改正は、効力を生じたときは、当該改正を受諾した締約国を拘束するものとし、他の締約国は、改正前のこの条約の規定（自国が受諾した従前の改正によって改正された規定を含む。）により引き続き拘束される。

第三十條

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に従って留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十一條

1 締約国は、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長がその通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

2 廃棄は、廃棄が効力を生ずる日前に生じた作為又は不作為について、この条約に基づく当該締約国の義務を免除するものではなく、また、廃棄が効力を生ずる日前に委員会が既に検討していた問題について検討を継続することを妨げるものでもない。

3 委員会は、いずれかの締約国の廃棄が効力を生じた日の後は、当該国に関連する新たな問題の検討を開始してはならない。

第三十二條

国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及びこの条約に署名し又は加入したすべての国に対し、次の事項を通報する。

- (a) 第二十五条及び第二十六条の規定による署名、批准及び加入
- (b) 第二十七条の規定によりこの条約が効力を生ずる日及び第二十九条の規定により改正が効力を生ずる日
- (c) 前条の規定による廃棄

第三十三條

1 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託される。

2 国際連合事務総長は、この条約の認証謄本をすべての国に送付する。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十一年六月八日

外交・防衛委員長 河本 英典
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、韓国との間の現行の租税条約に代わるものであり、経済的、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を可能な限り回避

するとともに、二重課税が発生する場合にはこれを排除することを目的として、我が国と韓国との間で課税権を調整するものである。現行条約と比較した場合の特色としては、双方居住者の振分け規定を追加し、一定の投資所得について源泉地国における限度税率を引き下げたこと等が挙げられる。この条約の締結により、我が国と韓国との間の二重課税回避の制度が更に整備され、両国間の資本及び人的資源等の交流が促進されることが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年六月一日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のために日本国と大韓民国との間の条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

韓国及び他の諸国は、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の回避

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約

日本国政府及び大韓民国政府は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約は、次の租税について適用する。

- (a) 韓国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 所得税又は法人税の課税標準に対し直接又は間接に課される地方振興特別税
 - (iv) 住民税
- (以下「韓国の租税」という。)
- (b) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税

(以下「日本の租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの(国税であるか地方税であるかを問わない。)についても、適用する。而し締約国の権限のある当局は、それぞれの

国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

- (a) 「韓国」とは、大韓民国の領域(領海を含む。及び大韓民国の領海の外側に隣接する区域であつて大韓民国が水域、海底及びその下並びにそれらの天然資源に関して大韓民国の主権的権利を行使することのできる区域として、国際法に従い、大韓民国の法令により指定したもの又は今後指定することのあるものをいう。
- (b) 「日本国」とは、日本国の領域(領海を含む。及び日本国の領海の外側に隣接する区域であつて日本国が水域、海底及びその下並びにそれらの天然資源に関して日本国の主権的権利を行使することのできる区域として、国際法に従い、日本国の法令により指定したもの又は今後指定することのあるものをいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又は韓国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又は韓国の租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。

(g) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者

者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。)をいう。

(i) 「国民」とは、いずれか一方の締約国の国籍を有するすべての個人並びにいずれか一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが、いずれか一方の締約国の租税に關し当該一方の締約国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体をいう。

(j) 「権限のある当局」とは、

(i) 韓国については、財政経済部長官又は権限を与えられたその代理者をいう。

(ii) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に關する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国の適用される税法における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいう。ただし、この用語には、当該一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において課税される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

- (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある国)の居住者とみなす。
- (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
- (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、自己が国民である締約国の居住者とみなす。
- (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものは、その者の本店又は主たる事務所が所在する締約国の居住者とみなす。

第五条

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所
 - (d) 工場
 - (e) 作業場
 - (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
- 3 建築工事現場若しくは建設若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動については、六箇月を超える期間存続する場合に、は、「恒久的施設」を構成するものとする。
- 4 1 から3 までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (f) (a) から(e) までに掲げる活動を組み合わせた

活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1 及び2 の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者(6 の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く)が、当該一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合に、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。ただし、その者の活動が4 に掲げる活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、4 の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動)のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(「恒久的施設」を通じて行われるものであるかないかを問わない)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存

在する不動産から取得する所得、農業又は林業から生ずる所得を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金(金額が確定しているかないかを問わない)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1 の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1 及び3 の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3 の規定に従うことを条件として、一方の締

約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2 の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1 から5 までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、韓国の企業である場合には日本国における事業税、日本国の企業である場合には日本国における事業税に類似する税で韓国において今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の關係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のため、に当該一方の企業の利得とならなかつたものに

対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が1の規定により当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業間に設けられた条件が独立の企業間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払ふ。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1にいう条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後、1にいう状況においても、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その

租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十五パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4-1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行

い又は当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締

約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ
る。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、他方の締約国の地方公共団体、他方の締約国の中央銀行又は他方の締約国の政府若しくは中央銀行若しくはその双方が全面的に所有する金融機関が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府若

所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を
求めるの件

しくは中央銀行若しくはその双方が全面的に所有する金融機関とは、次のものをいう。

(a) 韓国については、

(i) 韓国銀行

(ii) 韓国輸出銀行

(iii) 韓国産業銀行

(iv) 韓国政府若しくは韓国銀行又はその双方が資本の全部を所有するその他の金融機関

で而締約国の政府が随時合意するもの

(b) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 日本輸出銀行

(iii) 日本国政府若しくは日本銀行又はその双方が資本の全部を所有するその他の金融機関

で而締約国の政府が随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む)をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は一方

の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該利子の額が、その關係がないと見たならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料に對しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受領するすべての種類の支払金及び船舶又は航空機の裸用船契約に基いて受領する料金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者(締約国の居住者であるか否かを問わない)が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる収入についても、同様に適用する。ただし、その収入に係る収益に

ついて次条4の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は収入の受益者が、当該使用料又は収入が生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は収入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 使用料又は収入の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料又は収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該使用料又は収入の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によつて取

得する収益に対しては、次のことを条件として、当該他方の締約国において租税を課することができ。

(a) 譲渡者が保有し又は所有する株式(当該譲渡者の特殊関係者が保有し又は所有する株式で当該譲渡者が保有し又は所有するものと合算されるものを含む)の数が、当該譲渡が行われた課税年度中のいずれかの時点において当該法人の発行済株式の少なくとも二十五パーセントであること。

(b) 譲渡者及びその特殊関係者が当該譲渡が行われた課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の少なくとも五パーセントであること。

2 の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によって取得する収益に対しては、当該法人の財産が当該他方の締約国内に存在する不動産から主として構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

4 2 及び 3 の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産(不動産を除く)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している恒久的施設に係る財産(不動産を除く)の譲渡から生ずる収益(単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1 から 5 まで及び前条 5 に規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、次の(a)又は(b)に該当する場合を除くほか、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その者が自己の活動を行うため通常その用に供している恒久的施設を他方の締約国内に有する場合

(b) その者が当該暦年を通じて合計百八十三日以上期間当該他方の締約国内に滞在する場合

その者がそのような恒久的施設を有する場合又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在する場合においては、当該所得に対しては、当該恒久的施設に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該他方の締約国内において取得した部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、芸術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1 の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに掲げることを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該暦年を通じて合計百八十三日を超えない期間当該他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3 1 及び 2 の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者

である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条

1 (a) 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(b) もっとも、そのような活動が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき当該一方の締約国の居住者である個人によって行われる場合には、当該所得については、当該他方の締約国において租税を免除する。

2 (a) 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七條、第十四條及び第十五條の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

(b) もっとも、そのような所得が両締約国の政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づき他方の締約国の居住者である個人によって行われる活動から生じ、かつ、当該他方の締約国の居住者である他の者に帰属する場合には、当該所得については、当該一方の締約国において租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条

1(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬(退職年金を除く。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体に對し提供される役務につき、個人に對し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方公共団体が拠出した基金から支払われる退職年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、その退職年金に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬及び退職年金については、第十五条から前条までの規定を適用する。

第二十条

1 専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、当該給付が当該一方の締約国外から支払われるものである場合に限り。

2 1に規定する学生は、交付金、奨学金及び勤務による報酬であつて現に滞在している一方の締約国に源泉のあるものについても、当該交付金、奨学金及び勤務による報酬の合計が年間二万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国において租税を免除される。ただし、その者は、いかなる場合にも、継続する五年を超える期間当該免除を受けることはできない。

3 1に規定する事業修習者は、一年を超えない期間現に滞在している一方の締約国において訓練に関連する実務上の経験を習得するために

う勤務から取得する報酬についても、当該報酬の額が年間一万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該一方の締約国において租税を免除される。

第二十一条

1 一方の締約国内にある大学、学校その他の公認された教育機関において教育又は研究を行うため当該一方の締約国を訪れ、二年を超えない期間滞在する個人であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものは、その教育又は研究に係る報酬でその者が当該他方の締約国において租税を課されるものにつき、当該一方の締約国において租税を免除される。

2 1の規定は、主として特定の者の私的利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二条

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該

所得については、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

3 1に規定する所得を取得する一方の締約国の居住者その他の者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該所得の額が、その關係がないとしたならば当該居住者及び当該他の者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうち当該超過分に対し、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十三条

1 韓国以外の国において納付される租税を韓国の租税から控除することに関する韓国の法令に従い、

(a) 韓国の居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を日本国において取得する場合には、当該所得について納付される日本国の租税の額は、当該居住者に対して課される韓国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前に算定された韓国の租税の額のうち当該所得に對する部分を越えないものとする。

(b) 日本国において取得される所得が、日本国の居住者である法人により、その発行済株式の少なくとも二十パーセントを配当の決議の日(先立つ継続する六箇月以上の期間を通じて所有する韓国の居住者である法人に對して支払われる配当である場合には、韓国の租税からの控除を行うに当たり、その支払われた配当に係る利得について当該法人により納付

される日本国の租税を考慮に入れるものとす
る。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令に従い、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従って韓国において租税を課される所得を韓国において取得する場合には、当該所得について納付される韓国の租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を越えないものとする。

(b) 韓国において取得される所得が、韓国の居住者である法人により、その議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを利得の分配に係る事業年度の終了の日に先立つ六箇月の期間を通じて所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払う法人によりその所得について納付される韓国の租税を考慮に入れるものとする。

3 2に規定する控除の適用上、韓国の経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの条約の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくは追加として韓国の租税に関する法令にその後導入されることがあるものに從つた韓国の租税の軽減又は免除が行われなかつたとしたならば韓国の法令に基づき及びこの条約の規定に從つて韓国の租税として納付されたであらう額は、納税者によつて納付されたものと

みなす。ただし、両締約国の政府が前記の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

4 3の規定は、二十三年十二月三十一日よりも後に開始する各課税年度において日本国の居住者が取得する所得については、効力を失う。

第二十四条

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、特に居住者であるかにかに関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一條8、第十二條7又は第十二條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたと

した場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外の又はこれよりも重い租税若しくはこれに関連する要件を課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、すべての種類の税に適用する。

第二十五条

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令

上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することができ、

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限り)を実施し又はこれらの租税に関する脱税を防止するため必要な情報を交換する。情報の交換は、第一条の規定による制限を受けない。一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて得た情報と同様に秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む)に対してのみ開示することができ、これらの者又は当局は、当該情報をこれらの目的のためにのみ使用することができる。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができない。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約

平成十一年六月九日 参議院會議録第二十七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を
求めるの件 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案 二八

国に対し、次のことを行ふ義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

1 各締約国は、この条約に基づいて他方の締約国の認める租税の免除又は税率の軽減が、このような特典を受ける権利を有しない者によって享受されることのないようにするため、当該他方の締約国が課する租税を徴収するよう努める。その徴収を行う締約国は、このようにして徴収された金額につき当該他方の締約国に対して責任を負う。

2 1の規定は、いかなる場合にも、1の租税を徴収するよう努めるいづれの締約国に対してても、当該締約国の法令及び行政上の慣行に抵触し又は公の秩序に反することになる行政上の措置をとる義務を課するものと解してはならない。

第二十八条

この条約のいかなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十九条

1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する公文の交換の日以後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 韓国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われる額について源泉徴収される額

(ii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の税

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3 千九百七十年三月三日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約は、2の規定に従ってこの条約が適用される所得又は租税につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第三十条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いづれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 韓国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われる額について源泉徴収される額

(ii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の税

(b) 日本国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税及び事業税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十八年十月八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
高村正彦

大韓民国政府のために
洪淳瑛

議定書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約(以下「条約」という)の署名に当たり、下名

は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第十条2(a)の規定に従って課される租税は、当該規定にかかわらず、二十三年十二月三十一日までは、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

2 条約第十七条1(a)の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得については、当該所得の額が年間一万合衆国ドル又は日本円若しくは韓国ウォンによるその相当額を超えない場合には、当該他方の締約国において租税を免除する。

3 この条約の特典は、この条約の関連規定の適用が当該規定の濫用になると両締約国の権限のある当局が合意する場合には、適用しない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十八年十月八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
高村正彦

大韓民国政府のために
洪淳瑛

審査報告書
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

事業所の名称及び所在地

三 貯蔵する使用済燃料の種類及び貯蔵能力

四 使用済燃料貯蔵施設的位置、構造及び設備並びに貯蔵の方法

五 使用済燃料貯蔵施設の工事計画

六 貯蔵の終了後における使用済燃料の搬出の方法

3 通商産業大臣は、第一項の政令のうち原子炉及び貯蔵能力を定めるものの制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

(許可の基準)

第四十三条の五 通商産業大臣は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 使用済燃料貯蔵施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その許可をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

四 使用済燃料貯蔵施設的位置、構造及び設備が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

2 通商産業大臣は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、前項第一号、第二号及び第三号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については原子力委員

会、同項第三号(技術的能力に係る部分に限る。)及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。

(許可の欠格条項)

第四十三条の六 次の各号の一に該当する者には、第四十三条の四第一項の許可を与えない。

一 第四十三条の十六第二項の規定により第四十三条の四第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることなく、つた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出)

第四十三条の七 第四十三条の四第一項の許可を受けた者(以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十五第一項に規定する場合を除き、第四十三条の四第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち事業所の名称のみ

を変更したときも、同様とする。

3 第四十三条の五の規定は、第一項の許可に準用する。

(設計及び工事の方法の認可)

第四十三条の八 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法(第四十三条の十第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものに関する溶接の方法を除く。次項及び第三項において同じ。)について通商産業大臣の認可を受けなければならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の認可を受け、使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る設計及び工事の方法が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第四十三条の四第一項若しくは前条第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二 通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(使用前検査)

第四十三条の九 使用済燃料貯蔵事業者は、通商

産業省令で定めるところにより、使用済燃料貯蔵施設の工事(次条第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものの溶接を除く。次項において同じ。)及び性能について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵施設を使用してはならない。使用済燃料貯蔵施設を変更する場合における当該使用済燃料貯蔵施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、使用済燃料貯蔵施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

(溶接の方法及び検査)

第四十三条の十 使用済燃料の貯蔵に使用する容器その他の通商産業省令で定める使用済燃料貯蔵施設であつて溶接をするものについては、通商産業省令で定めるところにより、その溶接につき通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを使用してはならない。ただし、第四項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、その溶接の方法について通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 前項の認可を受けた方法に従つて行われて
いること。

二 通商産業省令で定める技術上の基準に適合
するものであること。

4 溶接をした第一項に規定する使用済燃料貯蔵
施設であつて輸入したものについては、通商産
業省令で定めるところにより、その溶接につき
通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後
でなければ、使用済燃料貯蔵事業者は、これを
使用してはならない。

5 前項の検査においては、その溶接が第三項第
二号の技術上の基準に適合しているときは、合
格とする。

(定期検査)

第四十三條の十一 使用済燃料貯蔵事業者は、通
商産業省令で定めるところにより、使用済燃料
貯蔵施設のうち政令で定めるものの性能につい
て、一年以上であつて通商産業省令で定める期
間ごとに通商産業大臣が行つて検査を受けなけ
ばならない。

2 前項の検査は、その使用済燃料貯蔵施設の性
能が通商産業省令で定める技術上の基準に適合
しているかどうかについて行つて。

(事業開始等の届出)

第四十三條の十二 使用済燃料貯蔵事業者は、そ
の事業を開始し、休止し、又は再開したとき
は、それぞれその日から十五日以内に、その旨
を通商産業大臣に届け出なければならない。

(貯蔵計画)

第四十三條の十三 使用済燃料貯蔵事業者は、通
商産業省令で定めるところにより、使用済燃料
貯蔵施設の貯蔵計画を作成し、通商産業大臣に

届け出なければならない。これを変更したとき
も、同様とする。

(合併)

第四十三條の十四 使用済燃料貯蔵事業者である
法人の合併の場合(使用済燃料貯蔵事業者であ
る法人と使用済燃料貯蔵事業者でない法人が合
併する場合において、使用済燃料貯蔵事業者で
ある法人が存続するときを除く。)において当該
合併について通商産業大臣の認可を受けたとき
は、合併後存続する法人又は合併により設立さ
れた法人は、使用済燃料貯蔵事業者の地位を承
継する。

2 第四十三條の五第一項第一号から第三号まで
及び第二項並びに第四十三條の六の規定は、前
項の認可に準用する。

(相続)

第四十三條の十五 使用済燃料貯蔵事業者につい
て相続があつたときは、相続人は、使用済燃料
貯蔵事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用済燃料貯蔵事業者の地
位を承継した相続人は、相続の日から三十日以
内に、その事実を証する書面を添えて、その旨
を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第四十三條の十六 通商産業大臣は、使用済燃料
貯蔵事業者が正当な理由がないのに、通商産業
省令で定める期間内にその事業を開始せず、又
は引き続き一年以上その事業を休止したとき
は、第四十三條の四第一項の許可を取り消すこ
とができる。

2 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵事業者が次
の各号の一に該当するときは、第四十三條の四

第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間
を定めてその事業の停止を命ずることができ
る。

一 第四十三條の六第二号から第四号までの一
に該当するに至つたとき。

二 第四十三條の七第一項の規定により許可を
受けなければならない事項を許可を受けない
でしたとき。

三 第四十三條の十九の規定による命令に違反
したとき。

四 第四十三條の二十第一項若しくは第四項の
規定に違反し、又は同条第三項の規定による
命令に違反したとき。

五 第四十三條の二十四の規定による命令に違
反したとき。

六 第四十三條の二十五第一項の規定に違反し
たとき。

七 第四十三條の二十五第二項において準用す
る第十二條の二第三項の規定による命令に違
反したとき。

八 第四十三條の二十五第二項において準用す
る第十二條の二第四項の規定に違反したとき。

九 第四十三條の二十六第一項の規定に違反し
たとき。

十 第四十三條の二十六第二項において準用す
る第十二條の五の規定による命令に違反した
とき。

十一 第五十八條の二の規定に違反したとき。

十二 第五十九條の二第二項の規定に違反し、
又は同条第四項の規定による命令に違反した
とき。

十三 第五十九條の三第二項の規定に違反した
とき。

十四 第六十一條の八第一項若しくは第四項の
規定に違反し、又は同条第三項の規定による
命令に違反したとき。

十五 第六十二條第一項又は第二項の条件に違
反したとき。

十六 原子力損害の賠償に関する法律第六條の
規定に違反したとき。

(記録)

第四十三條の十七 使用済燃料貯蔵事業者は、通
商産業省令で定めるところにより、使用済燃料
の貯蔵の事業の実施に関し通商産業省令で定め
る事項を記録し、これをその事業所に備えて置
かなければならない。

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ず
べき措置)

第四十三條の十八 使用済燃料貯蔵事業者は、次
の事項について、通商産業省令で定めるところ
により、保安のために必要な措置を講じなけ
ばならない。

一 使用済燃料貯蔵施設の保全

二 使用済燃料貯蔵設備の操作

三 使用済燃料の運搬(使用済燃料貯蔵施設を
設置した事業所において行われるものに限
る。次条第一項において同じ。)(又は使用済燃
料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しく
は廃棄(運搬及び廃棄にあつては、使用済燃
料貯蔵施設を設置した事業所において行われ
る運搬又は廃棄に限る。次条第一項において
同じ。))

2 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料によつ

て汚染された物を使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所の外において廃棄する場合においては、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

(施設の使用の停止等)

第四十三条の十九 通商産業大臣は、使用済燃料貯蔵施設の性能が第四十三条の十一第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は使用済燃料貯蔵施設の保安、使用済燃料貯蔵設備の操作若しくは使用済燃料の運搬若しくは使用済燃料によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく通商産業省令の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料貯蔵施設の使用の停止、改造、修理又は移転、使用済燃料貯蔵設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、使用済燃料によつて汚染された物の廃棄に関する措置が前条第二項の規定に基づく総理府令に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、廃棄の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

3 通商産業大臣は、防護措置が前条第三項の規定に基づく通商産業省令の規定に違反していると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対

し、是正措置等を命ずることができる。

(保安規定)

第四十三条の二十 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、保安規定を定め、事業開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、保安規定が使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止上十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害の防止のため必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、保安規定の変更を命ずることができる。

4 使用済燃料貯蔵事業者及びその従業者は、保安規定を守らなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の解体)

第四十三条の二十一 使用済燃料貯蔵事業者(第六十六条第一項に規定する者のうち使用済燃料貯蔵事業者に係る者を含む。次項において同じ。)は、使用済燃料貯蔵施設を解体しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料貯蔵施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料又は使用済燃料によつて汚染された物による災害を防止するた

めに必要な措置を命ずることができる。

(使用済燃料取扱主任者)

第四十三条の二十二 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料の取扱いに關して保安の監督を行わせるため、通商産業省令で定めるところにより、第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者を有する者その他の通商産業省令で定める資格を有する者のうちから、使用済燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の規定により使用済燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(使用済燃料取扱主任者の義務等)

第四十三条の二十三 使用済燃料取扱主任者は、使用済燃料の貯蔵の事業における使用済燃料の取扱いに關し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 使用済燃料の貯蔵の事業において使用済燃料の取扱いに従事する者は、使用済燃料取扱主任者がその取扱いに關して保安のためにする指示に従わなければならない。

(使用済燃料取扱主任者の解任命令)

第四十三条の二十四 通商産業大臣は、使用済燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、使用済燃料貯蔵事業者に対し、使用済燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

(核物質防護規定)

第四十三条の二十五 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十八第三項に規定する場合には、

通商産業省令で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱を開始する前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第十二條の二第二項から第四項までの規定は、前項の核物質防護規定について準用する。この場合において、これらの規定中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と読み替へるものとする。

(核物質防護管理者)

第四十三条の二十六 使用済燃料貯蔵事業者は、第四十三条の十八第三項に規定する場合には、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、通商産業省令で定めるところにより、特定核燃料物質の取扱い等の知識等について通商産業省令で定める要件を備える者のうちから、核物質防護管理者を選任しなければならない。

2 第十二條の三第二項、第十二條の四及び第十二條の五の規定は、前項の核物質防護管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「製錬事業者」とあるのは「使用済燃料貯蔵事業者」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「製錬施設」とあるのは「使用済燃料貯蔵施設」と読み替へるものとする。

第五十一條の二第一項中「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を、「原子炉施設」の下に、「使用済燃料貯蔵施設」を加え、「同条第二項第九号」を「同条第二項第七号に規定する使

用施設に付随する同項第九号に改める。

第五十七条の見出し中「保管」を「貯蔵」に改め、同条第一項中「保管する」を「貯蔵する」に改める。

第五十八条の二中「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者を、原子炉施設の下に「使用済燃料貯蔵施設」を、第三十五条第二項の下に「第四十三条の十八第二項を加える。

第五十九条の二第二項及び第五十九条の三第一項中「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者を加える。

第六十条の見出しを「(受託貯蔵者)」に改め、同条第一項中「保管」を「核燃料物質の貯蔵(使用済燃料の貯蔵を除く)」を「この条において「保管者」を「受託貯蔵者」に、核燃料物質を保管するを、当該核燃料物質を貯蔵する」に改め、同条第二項中「保管者」を「受託貯蔵者」に、「保管する」を「貯蔵する」に改め、同条第三項中「保管者」を「受託貯蔵者」に、「保管」を「貯蔵」に改める。

第六十一条の二の二第一項第一号中「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える。
「第六章の二 国際規制物資の使用に関する規制」を「第六章の二 国際規制物資の使用等に関する規制等」に改める。

第六十一条の三の前の節名を付する。

第一節 国際規制物資の使用等に関する規制

第六十一条の三第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物資を貯蔵しようとする場合には、総理府令で定めると

ころにより、あらかじめ、その貯蔵する国際規制物資の種類及び数量並びに予定される貯蔵の期間を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十一条の七中「使用している者」の下に「国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及び」を加え、「並びに第六十八条第七項及び第八項」を「及び第六十八条第十項から第十三項まで」に改め、「使用」の下に「使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び」を、「事業所」の下に「(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶。第六十一条の八の二第二項第一号、第六十一条の二十三の七第三項、第六十八条(第二項を除く)及び第七十一条第二項において同じ)」を加える。

第六十一条の八第一項中「及び同条第五項」を「並びに同条第五項及び第六項」に改め、「この条において」を削り、同条の次に次の一条を加える。
(保障措置検査)
第六十一条の八の二 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において総理府令で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査(以下「保障措置検査」という。)に当たつては、内閣総理大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令で定めるところを行うことができる。
一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試

料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る)をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するために必要な封印又は装置の取付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 何人も、第二項第四号の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又はき損してはならない。
第六十一条の九の次に次の一条及び節名を加える。
(国際特定活動の届出)
第六十一条の九の二 国際特定活動を行う者は、政令で定めるところにより、国際特定活動を開始した日から三十日以内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、国際規制物資を使用することにより行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定により届出をしようとする者は、次の事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 国際特定活動の種類
三 国際特定活動の規模その他の概要のうち総理府令で定めるもの
四 国際特定活動を行う場所
五 予定活動期間

3 第一項の規定による届出をした者(以下「国際特定活動実施者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 指定情報処理機関
第六十一条の十六第一項中「この節」を「この節」に改める。
第六章の二中第六十一条の二十三の次に次の一節を加える。

第三節 指定保障措置検査等実施機関
(指定保障措置検査等実施機関)
第六十一条の二十三の二 内閣総理大臣は、総理府令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定保障措置検査等実施機関」という。)に、次に掲げる業務(以下「保障措置検査等実施業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

一 第六十一条の二十三の七第一項に規定する実施指示書に基づいて行う保障措置検査
二 第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出をさせ、若しくは第六十八条第四項の規定により収去した試料又は同条第一項の規定により収去した試料(保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために収去したものに限り。)の試験及び第六十一条の八の二第二項第四号又は第六十八条第十項若しくは第十一項の規定により取り付けた装置による記録の確認
三 保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究その他の業務であつて政令で定めるもの

(指定)

第六十一条の二十三の三 前条の指定は、保障措置検査等実施業務を行う者とする者の申請により行う。

2 前項の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書に總理府令で定める書類を添えて、内閣總理大臣に提出しなければならない。
一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地
三 前二号に掲げるもののほか、前条の指定に必要な事項として總理府令で定めるもの

3 内閣總理大臣は、前条の指定をしたときは、指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査を行わないものとする。

(指定の基準)

第六十一条の二十三の四 内閣總理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。

一 總理府令で定める条件に適合する知識経験を有する者が保障措置検査を実施し、その数が總理府令で定める数以上であること。
二 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員は、保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつ

て保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。
五 その指定をすることによつて保障措置協定又は追加議定書に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の欠格事項)

第六十一条の二十三の五 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の二十三の二の指定を与えない。

一 第六十一条の二十三の十六の規定により第六十一条の二十三の二の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者
二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることになつた後、二年を経過していない者
三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者のある者
イ 前号に該当する者
ロ 第六十一条の二十三の十二の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

(名称等の変更)
第六十一条の二十三の六 指定保障措置検査等実施機関は、その名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ内閣總理大臣に届け出なければならない。

(保障措置検査の実施)
第六十一条の二十三の七 内閣總理大臣は、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査を行うべきことを求めようとするときは、当該保障措置検査の日時、場所その他總理府令で定

める事項(第六十一条の八の二第二項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を含む。)を記載した実施指示書を交付するものとする。この場合において、実施指示書に記載される内容は、当該保障措置検査に当たつて行われるべき同項に規定する事項を明確にするものでなければならず、かつ、記載のない事項について対処する必要が生じたときは直ちに内閣總理大臣の指定するその職員に通報すべき旨を含むものでなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の実施指示書の交付を受けたときは、当該実施指示書に記載された内容に従い、第六十一条の二十三の四第一号に規定する者(以下「保障措置検査員」という。)に当該保障措置検査を実施させなければならない。

3 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員は、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときは、第一項の実施指示書又はその写しを携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査を行ったときは、遅滞なく、總理府令で定めるところにより、当該保障措置検査の結果を内閣總理大臣に通知しなければならない。

(業務規定)

第六十一条の二十三の八 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に関する規定(以下この節において「業務規定」という。)を定め、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と

する。
2 業務規定で定めるべき事項は、總理府令で定める。

3 内閣總理大臣は、第一項の認可をした業務規定が保障措置検査等実施業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(区分経理)

第六十一条の二十三の九 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第六十一条の二十三の十 国は、予算の範囲内において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(役員の選任及び解任等)

第六十一条の二十三の十一 指定保障措置検査等実施機関の役員の選任及び解任は、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 指定保障措置検査等実施機関の保障措置検査員の選任は、内閣總理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)

第六十一条の二十三の十二 内閣總理大臣は、指定保障措置検査等実施機関の役員又は保障措置検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるときは、その指定保障措置検査等実施機関に対し、その

役員又は保障措置検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員)の地位)

第六十一条の二十三の十三 保障措置検査の業務に従事する指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第六十一条の二十三の十四 内閣総理大臣は、この節の規定を施行するために必要な限度において、指定保障措置検査等実施機関に対し、保障措置検査等実施業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(業務の休廃止)

第六十一条の二十三の十五 指定保障措置検査等実施機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の二十三の十六 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の二十三の二の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて保障措置検査等実施業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。
二 第六十一条の二十三の五第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第六十二条の二十三の八第一項の認可を受けた業務規定によらないで保障措置検査等実施業務を行ったとき。

四 第六十一条の二十三の八第三項、第六十一

条の二十三の十二又は第六十一条の二十三の十四の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第六十一条の二十三の二の指定を受けたとき。

六 第六十二条第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の記載)

第六十一条の二十三の十七 指定保障措置検査等実施機関は、帳簿を備え、保障措置検査等実施業務に関し総理府令で定める事項を記載しなければならぬ。

2 前項の帳簿は、総理府令で定めるところにより、保存しなければならない。

(内閣総理大臣による保障措置検査)

第六十一条の二十三の十八 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第六十一条の二十三の十六の規定により指定保障措置検査等実施機関に対し保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定保障措置検査等実施機関が天災その他の事由により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があるとき、当該保障措置検査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 内閣総理大臣が前項の規定により保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定保障措置検査等実施機関が第六十一条の二十三の十五の許可を受けて保障措置検査の業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第六十一条の二十三の十六の規定により内閣総理大臣が指定保障措置検査等実施機関の指定を取り消した場合における保障措置検査の業務の引継ぎ

その他の必要な事項については、総理府令で定める。

(公示)

第六十一条の二十三の十九 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の二十三の二の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十三の六の規定による届出(名称又は住所に係るものに限る。)があつたとき。

三 第六十一条の二十三の十五の許可(保障措置検査に係るものに限る。)をしたとき。

四 第六十一条の二十三の十六の規定により指定を取り消し、又は保障措置検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により内閣総理大臣が保障措置検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた保障措置検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(準用)

第六十一条の二十三の二十 第六十一条の十七、第六十一条の十八及び第六十一条の二十三の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第六十一条の十八中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第六十一条の二十三第一項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替へるものとする。

(総理府令への委任)
第六十一条の二十三の二十一 この節に定めるもののほか、指定保障措置検査等実施機関の財務

及び会計その他指定保障措置検査等実施機関に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第六十一条の二十四第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第四十三條の十第一項又は第四項の検査 通商産業大臣

第六十一条の三十四中(明治四十年法律第四十五号)を削る。

第六十二条第二項中「第二十三條第一項」の下に「第四十三條の四第一項」を加える。

第六十三條中「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は保管」を削り、「委託された者」の下に「及び受託貯蔵者」を加える。

第六十四條第一項中「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は保管」を削り、「委託された者」の下に「及び受託貯蔵者」を加え、同条第三項中「原子炉施設」の下に「使用済燃料貯蔵施設」を加え、同項第二号中「保管」を削り、「委託された者」の下に「及び受託貯蔵者」を加え、同項に次の一号を加える。

五 使用済燃料貯蔵事業者 通商産業大臣(事業所外廃棄に係る場合にあつては内閣総理大臣、事業所外運搬に係る場合にあつては内閣総理大臣又は運輸大臣)

第六十五條第一項中「製錬事業者、加工事業者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は国際規制物資使用者」を、「国際規制物資使用者」に、「廃止した」を「廃止し、又は国際特定活動実施者が当該届出に係るすべての国際特定活動を終えた」に、「又は国際規制物資使用者は」を、「国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者は」に、「及び国際規制物資使用者」を、「国際規制物

資使用者及び国際特定活動実施者」に改め、「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣を削り、「又は運輸大臣の下に、外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣を加え、同条第二項中「第二十三条の二第一項の下に、第四十三条の四第一項を加え、同条第三項中「第三十二條第一項の規定による承認がなかつたときの下に、使用済燃料貯蔵事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の十四第一項若しくは第四十三条の十五第一項の規定による承認がなかつたときを加え、同条第四項中「又は国際規制物質使用者」を、国際規制物質使用者又は国際特定活動実施者」に改める。

第六十六条第一項中「第三十三条の下に、第四十三条の十六を、外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「及び核原料物質使用者」及び国際特定活動実施者並びにこれらの者に改め、同条第二項中「保管し」を「貯蔵し」、「保管を委託された者を、貯蔵を委託された者(使用済燃料貯蔵事業者を除く。))に、「保管する」を「貯蔵する」に改め、同条第三項中「製錬、加工」の下に、「使用済燃料の貯蔵を、原子炉設置者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加える。

第六十七条第一項中「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は国際規制物質を使用している者」を、国際規制物質を使用している者又は国際特定活動実施者」に、「及び国際規制物質を使用している者」を、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者」に改め、同条第二項第一号中「及び第四号」を

「第四号及び第五号」に改め、同項第二号中「第六十一條の二十四第二号」の下に「及び第四号の二」を加え、同条に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告の徴収のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して報告又は説明を行うために必要な限度において、国際規制物質を使用している者その他の者に対し、国際原子力機関からの要請に係る事項その他の政令で定める事項に関し報告をさせることができる。

第六十七条の二第一項中「科学技術庁」の下に「及び通商産業省」を加え、同条第二項中「原子力施設検査官は」を「科学技術庁の原子力施設検査官は」に改め、「事務に」の下に「通商産業省の原子力施設検査官は第四十三条の九から第四十三条の十一までの検査に関する事務に、それぞれ」を加える。

第六十八條第一項中「及び同条第五項を、同条第五項及び第六項に、者については」を「並びに国際特定活動実施者については」に改め、「外国原子力船運航者」の下に、「使用済燃料貯蔵事業者」を加え、「又は国際規制物質使用者」を、国際規制物質使用者」に、「若しくは同条第五項を、若しくは同条第五項若しくは第六項に、者の事務所を、者又は国際特定活動実施者の事務所」に改め、「(船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶)を削り、同条第二項中「第二十八條の二第一項の規定の下に」並びに第四十三條の十第一項の規定を加え、「同項を」第二十八條の二第二項に改め、「第二十八條の二第二項」の下に、「第四十三條の十第一項を加え、同条第三項中「質問及び収去を削り、同条第九項中「前二項を」第十項から前項まで」に改め、同項を同

条第十四項とし、同条第八項中「職員」の下に「又は第六十一條の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員」を加え、「国際約束」を「保障措置協定」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、内閣総理大臣の指定するその職員の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内で、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物質その他の物の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

第六十八條第七項中「国際約束」を「保障措置協定」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 内閣総理大臣は、前項の規定による封印又は装置の取付けのほか、追加議定書に基づく保障措置の実施に必要な限度において、その職員に、国際規制物質を使用している者の工場又は事業所その他の場所内において、国際規制物質その他の物の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

第六十八條第六項中「規定により」の下に「保障措置検査を行い、又は同条第三項の規定により」を加え、「第八項において同じ」のを次項、第十二項及び第十三項において同じ。又は第六十一條の二十三の七第二項の規定により保障措置検査を行う保障措置検査員の「及び同条第五項」を、又は同条第五項若しくは第六項に改め、「(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。次項及び第八項において同じ)」を削り、同

項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 国際原子力機関の指定する者は、前項の規定による立入検査のほか、内閣総理大臣の指定するその職員(政令で定める場合にあつては、内閣総理大臣の指定するその職員及び外務大臣の指定するその職員。第十三項において同じ)の立会いの下に、追加議定書で定める範囲内において、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所であつて国際原子力機関が指定するものに立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査し、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去することができる。

9 第五項の規定は、前項の規定により外務大臣の指定するその職員が立ち会う場合について準用する。

第六十八條第五項中「第三項を」第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項を」前各項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第八項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物質使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

第六十八條の二第二項中「前條第四項及び第五項を」前條第五項及び第六項に改める。

第六十九條第一項中「第三十三條第二項の下に」第四十三條の十六第二項を加え、同條第二項中「第四十三條の三第二項の下に」第四十三條の二十六第二項を加え、「第四十一條第三項の下に」第四十三條の十六を、「第六十一條の二十一」の下に「第六十一條の二十二の十六を加える。

第七十條第一項中「規定により」の下に「指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分又はを加え、又は確認を若しくは確認に、又はその若しくはそのに改め、若しくはの下に「指定保障措置検査等実施機関が行う処分については内閣総理大臣に、指定検査機関等が行う処分又はその不作為についてはを加え、内閣総理大臣を内閣総理大臣に改める。

第七十一條第二項中「船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶を削り、同條第三項中「第六十八條第四項及び第五項を」第六十八條第五項及び第六項に改め、同條第八項中「第三十六條第二項の下に」第四十三條の十九第二項を加え、又は発電を、発電に改め、供する原子炉に係る原子炉設置者」の下に「又は使用済燃料貯蔵事業者を加え、同條第九項中「供する原子炉に係る原子炉設置者」の下に「又は使用済燃料貯蔵事業者を加え、同條第十一項中「実用発電用原子炉に係る原子炉設置者」の下に「若しくは使用済燃料貯蔵事業者を加え、同條第十二項中「第四十三條の規定により原子炉主任技術者の解任を命じたを」第四十三條又は第四十三條の二十四の規定（運輸大臣にあつては、第四十三條の規定）による命令をしたに改める。

第七十二條第一項中「又は第三十五條第三項を」第三十五條第三項に、「原子炉設置者」を「原子炉設置者」に改め、「あつては運輸大臣に」の下に「又は第四十三條の十八第三項、第四十三條の二十五第一項、同條第二項において準用する第十二條の三第三項若しくは第四十三條の二十六第一項の規定の運用に關し通商産業大臣に、それぞれを加え、同條第二項中「第三十九條第一項若しくは第二項の下に」第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項を、「第三十三條の下に」第四十三條の十六を、「第四十三條の二第一項の下に」第四十三條の二十五第一項を、「第四十三條の三第二項の下に」第四十三條の二十第六第二項を、「國際規制物資使用者の下に」又は國際特定活動実施者を加える。

第七十四條中「含む」の下に「次項において同じを加え、同條に次の一項を加える。
2 前項に規定するもののほか、國際規制物資の範圍が國際約束の定める手続により変更された場合又は追加議定書附屬書Iに掲げる活動が追加議定書の定める手続により変更された場合において、政令で、その変更に伴い合理的に必要なと判断される範圍内において、所要の経過措置を定めることができる。

第七十四條の二第三項中「第六十八條第四項及び第五項を」第六十八條第五項及び第六項に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「及び第七項を」第四項、第十項及び第十一項に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。
2 保障措置検査は、政令で定めるところにより、通商産業省又は運輸省の職員に行わせることができる。

第七十五條第一項第二号中「若しくは第二項の下に」第四十三條の四第一項、第四十三條の七第一項を加え、同項第四号中「第二十七條第一項若しくは第二項の下に」第四十三條の八第一項若しくは第二項を加え、同項第五号中「第二十九條第一項の下に」第四十三條の九第一項、第四十三條の十第一項若しくは第四十四條、第四十三條の十一第一項を加える。

第七十七條第二号中「第二十條第二項の下に」第四十三條の十六第二項を加え、同條第六号の次に次の一号を加える。
六の二 第四十三條の四第一項の許可を受けないで使用済燃料の貯蔵の事業を行つた者
第七十八條第一号の二中「第四十三條の三第一項の下に」第四十三條の二十六第一項を加え、同條第五号の二を同條第五号の五とし、同條第五号の次に次の三号を加える。
五の二 第四十三條の七第一項の規定による許可を受けなければならない事項について、同項の許可を受けないで第四十三條の四第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者
五の三 第四十三條の九第一項又は第四十三條の十第一項若しくは第四十四條の規定に違反して使用済燃料貯蔵施設を使用した者
五の四 第四十三條の二十二第一項の規定に違反した者

第七十八條の二中「第六十一條の十八」の下に「第六十一條の二十三の二十において準用する場合を含む。」を加える。
第七十八條の三中「情報処理業務」の下に「第六十一條の二十三の十六の規定による保障措置検査等実施業務を、指定情報処理機関」の下に「指定保障措置検査等実施機関を加える。

第七十九條第一号中「第三項まで」の下に「第四十三條の十九第一項から第三項まで」を加え、同條第二号中「第三十七條第一項」の下に「第四十三條の二十第一項を加え、同條第三号中「第三十七條第三項」の下に「第四十三條の二十第三項を加え、同條第四号中「第四十三條の二第一項」の下に「第四十三條の二十五第一項を加え、同條第五号中「第四十三條の二第二項」の下に「第四十三條の二十五第二項を加え、同條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第四十三條の二十一第一項の規定による届出をしないで使用済燃料貯蔵施設を解体し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者
第八十條第一号中「第三十四條」の下に「第四十三條の十七」を加え、同條第二号中「又は同條第五項を」同條第五項の規定による届出をしないで國際規制物資を貯蔵し、又は同條第六項に改め、同條第三号の次に次の一号を加える。
三の二 第六十一條の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者
三の三 第六十一條の八の二第五項又は第六十八條第十四項の規定に違反した者
第八十條第四号中「第六十三條を」第六十一條の九の二第一項若しくは第三項、第六十三條に改め、同條第五号中「若しくは第三項を、第三項若しくは第四項」に改め、同條第六号中「第二項、第三項又は第六項を」から第四項まで又は第七項に改め、同條第七号を次のように改める。
七 第六十八條第八項の規定による立入り、検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

平成十一年六月九日 参議院會議録第二十七号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

三八

第八十条の三を第八十条の四とし、第八十条の二の次に次の一条を加える。

第八十条の三 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一条の二十三の十五の許可を受けないうで保障措置検査等実施業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一条の二十三の十七第一項の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三 第六十一条の二十三の十七第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第六十一条の二十三の二十において準用する第六十一条の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第八十二条第一号中「第十七条の下に」、第四十三條の十二を加え、同条第二号中「第四十三條の三第二項の下に」、第四十三條の二十六第二項を加え、同条第五号中「第三十條の下に」、第四十三條の十三を加え、同条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第四十三條の二十二第二項の規定による届出を怠つた者

第八十三条中「第三十二條第二項の下に」、第四十三條の七第二項、第四十三條の十五第二項を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(第四章に係る部分に限る。)、第一条の改正規定(「加工」の下に「貯蔵を加える部分に限る。」、第四章の次に一章を加える改正規定、第五十一条の二第一項、第五十七条から第六十一条の二の二まで及び第六十一条の三の改正規定、第六十一条の七の改正規定(使用している者(の下に「国際規制物質を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者及びを加える部分及び使用(の下に「使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物質の貯蔵及び」を加える部分に限る。)、第六十一条の八第一項の改正規定(及び同条第五項を並びに同条第五項及び第六項に改める部分に限る。)、第六十一条の二十四、第六十二条第二項、第六十三条及び第六十四条の改正規定、第六十五条第一項の改正規定(製錬事業者、加工事業者の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分、外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣を削る部分及び「又は運輸大臣」の下に「外国原子力船運航者に係る事項については運輸大臣、使用済燃料貯蔵事業者に係る事項については通商産業大臣」を加える部分に限る。)、同条第二項及び第三項の改正規定、第六十六条の改正規定(同条第一項中「及び核原料物質使用者」を「及び国際特定活動実施者並びにこれらの者」に改める部分を除く。)、第六十七

条第一項の改正規定(「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分に限る。)、同条第二項及び第六十七條の二の改正規定、第六十八條第一項の改正規定(及び同条第五項を「同条第五項及び第六項」に改める部分、「外国原子力船運航者」の下に「使用済燃料貯蔵事業者」を加える部分及び「若しくは同条第五項」を「若しくは同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第六項の改正規定(及び同条第五項を「又は同条第五項若しくは第六項」に改める部分に限る。)、第六十九條の改正規定(同条第二項中「第六十一条の二十一」の下に「第六十一条の二十三の十六」を加える部分を除く。)、第七十一条の改正規定(同条第二項及び第三項に係る部分を除く。)、第七十二条の改正規定(同条第二項中「国際規制物質使用者」の下に「又は国際特定活動実施者」を加える部分を除く。)、第七十五条第一項、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条第一号及び第二号、第八十二条並びに第八十三条の改正規定並びに附則第三條の規定 公布の日から起算して一年を経過した日

二 附則第四條の規定 公布の日

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「新法」という。))第二條第十一項の国際特定活動を行っている者についての新法第六十一条の九の二第一項の規定の適用については、同項中「国際特定活動を開始した日」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及

び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日」とする。

第三条 附則第一条第一号に定める日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行の日以後である場合には、第六十七條の二の改正規定中第六十七條の二第二項とあるのは、「第六十七條の三第一項」とする。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正) 第四条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六十七條に二項を加える改正規定を次のように改める。

第六十七條の二を第六十七條の三とし、第六十七條の次に次の一条を加える。

第六十七條の二 内閣総理大臣は、包括的核実験禁止条約(以下「条約」という。))により設立される包括的核実験禁止条約機関(以下単に「包括的核実験禁止条約機関」という。))又は条約の締約国たる外国の政府(以下「締約国政府」という。))から条約の定めるところにより要請があつた場合にあつては、包括的核実験禁止条約機関又は当該締約国政府に対して説明を行うために必要限度において、核燃料物質を取り扱う者その他の者に対し、その要請に係る事項に関し報告をさせることができる。

2 内閣総理大臣は、第六十八條の三第一項の規定による撮影、測定、観測、調査又は収去

が行われた場合にあっては、包括的核実験禁止条約機関に対して説明を行うために必要な限度において、関係者に対し、当該撮影、測定、観測、調査又は収去の対象となつた土地等に関し報告をさせることができる。

第八十条の改正規定を次のように改める。
第八十条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第六十七條の二第一項若しくは第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第八十条に次の二号を加える。

八 第六十八條の三第一項の規定による立入り、撮影、測定、観測、調査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
九 第六十八條の三第二項の規定による立会いを拒み、妨げ、又は忌避した者

審査報告書

地方公務員法等の一部を改正する法律案
右の全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年六月八日

地方行政・警察委員長 小山 峰男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢社会に対応するため、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度について、条例で定める年齢までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設け、あわせて再任用された職員の勤務等に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当

するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとするものであって、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

再任用制度は、高齢社会の到来と少子化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれることにかんがみ、高齢者が豊かな知識、経験を生かすことを可能とする重要な制度であり、その整備充実が社会的に求められている。政府は、地方公共団体が、この制度の活用を通じて雇用と年金の連携を図り、自主的に公務における雇用機会の拡充に努めるよう、支援すること。
右決議する。

地方公務員法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十一年三月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

地方公務員法等の一部を改正する法律案

地方公務員法等の一部を改正する法律

(地方公務員法の一部改正)

第一条 地方公務員法昭和二十五法律第二百六十一号の一部を次のように改正する。

第二十八條の二第一項中「定める日」の下に「以下「定年退職日」という。」を加える。

第二十八條の三第一項中「同項の規定に基づく条例で定める日」を「定年退職日」に改め、同条第二項ただし書中「前条第一項の規定に基づ

く条例で定める日」を「定年退職日」に改める。
第二十八條の四を次のように改める。

(定年退職者等の再任用)

第二十八條の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等(第二十八條の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。)を、従前の勤務実績等に基づき、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。
3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の三月三十一日までの間において条例で定める日以前でなければならない。

4 前項の年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。
5 第一項の規定による採用については、第二十二條第一項の規定は、適用しない。
第二十八條の四の次に次の二条を加える。

第二十八條の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める

職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものに占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び次条第二項において同じ。)に採用することができる。
2 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

3 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第二十八條の二第一項から第三項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第二十八條の六 第二十八條の四第一項本文の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、同項ただし書及び同条第五項の規定を準用する。

2 前条第一項の規定によるほか、地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合の定年退職者等を、地方公共団体の組合の任命権者にあつては当該地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定

め、短時間勤務の職に採用することができる。この場合においては、同条第三項の規定を準用する。

3 前二項の規定により採用された職員の前二項の規定は、第二十八条の四第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十九条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き特別職地方公務員等として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）を、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。）次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3 職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又はこれらの規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に第一項各号の一に該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

（地方自治法の一部改正）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項中「及び常勤の職員を」と並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）に改める。

第九十三条第九項中「身分取扱を」と「身分取扱」に、「除く外」を「除くほか」に改め、「（昭和二十五年法律第二百六十一号）を削る。

第九十四条第一項中「及び常勤の職員を」と並びに常勤の職員及び再任用短時間勤務職員に改める。

第九十六条第三項中「職員」の下に「及び再任用短時間勤務職員」を加える。

第二百三十三条第一項中「職員」の下に「（再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第二百四十四条第一項中「普通地方公共団体の常勤の職員」の下に「並びに再任用短時間勤務職員」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律の一部改正）

第三条 外国の地方公共団体の機関等に派遣され

る一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和六十二年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他を削る。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第四条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第六項中「職員（の下に「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の」を、「除く」の下に「第九項において同じ」を加え、同条第九項中「（非常勤職員を除く。）」を削る。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第五条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「非常勤職員」の下に「（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

（地方公務員災害補償法の一部改正）

第六条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条に次の一項を加える。

3 補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について船舶保険法（昭和十四年法律第七十三号）による保険給付であつて、この法律の規定による補償に相当するものを受ける場合には、基金は、当分の間、この法律の規定

による補償を行わない。

（教育公務員特例法の一部改正）

第七条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職」を加える。

第八条の三を次のように改める。

第八条の三 公立大学の教員に対する地方公務員法第二十八条の二第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で評議会の議に基づき学長があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「国の職員につき定められている定年を基準として条例で」とあるのは「評議会の議に基づき学長が」と、同条第四項中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員」とする。

2 公立大学の教員については、地方公務員法第二十八条の二第三項及び第二十八条の三の規定は、適用しない。

3 公立大学の教員への採用についての地方公務員法第二十八条の四から第二十八条の六までの規定の適用については、同法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項並びに第二十八条の六第一項及び第二項中「任期を定め」であるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同法第二十八条の四第二項（同法第二十八条の五第二項及び第二

十八條の六第三項において準用する場合を含む。中「範囲内」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」とする。

第十一條第二項中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)を削る。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「職員」の下に「若しくは地方公務員

法昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を加える。

第十六條第三項ただし書中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)を削る。

第四十七條第一項の表第二十八條の四第一項の項中「地方公共団体を退職した者」を「当該地方公共団体に、市町村を退職した者」を「市町村に、当該地方公共団体を、常時勤務を要する職に改め、区域内の市町村の下に、の常時勤務を要する職を加え、同表第二十八條の四第一項の項の次に次のように加える。

第二十八條の五第一項	当該地方公共団体	市町村
短時間勤務の職)	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職)	

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第九條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第五條の二の前の見出しを「(へき地手当等)」に改め、同条第一項中「指定するへき地学校を」指定するへき地学校に、「へき地学校等」を「へき地学校等」に改め、「職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教員及び職員(次条第一項において「再任用教職員」という。)を除く。)」を加え、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

第二條第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を加える。

第四條中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)を削る。

第五條の三第一項中「職員」の下に「再任用教職員を除く。」を加え、「へき地学校等」を「へき地学校等」に、「へき地手当」を「へき地手当」に改める。

(へき地教育振興法の一部改正)

第十條 (へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)

第十一條 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十一年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

(地方公営企業法の一部改正)

第十四條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第三項中「職員」の下に「若しくは地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

二 第一條中地方公務員法第二十九條の改正規定(同条第一項の次に「項を加える部分(同条第三項に係る部分を除く。))に限る。及び附則第三條第一項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(実施のための準備)

第二條 第一條の規定による改正後の地方公務員法(以下「新法」という。))第二十八條の四から第二十八條の六までの規定の円滑な実施を確保するため、任命権者(地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ。))は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(懲戒処分に関する経過措置)

第三條 新法第二十九條第二項の規定は、同項に規定する退職が附則第一條第二号の政令で定める日以後である職員について適用する。この場

(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十二條 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「官職」の下に「又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を加える。

第十條中「(昭和二十五年法律第二百六十一号)を削る。

(土地収用法の一部改正)

第十三條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第四項中「職員」の下に「若しくは地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を加える。

合において、同日前に同項に規定する先の退職がある職員については、当該先の退職の前の職員としての在職期間は、同項に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとす。

2 新法第二十九条第三項の規定は、同項の定年退職者等となった日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後である職員について適用する。この場合において、附則第一条第二号の政令で定める日前に新法第二十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある職員については、これらの退職の前の職員としての在職期間は、同条第三項の定年退職者等となった日まで引き続き職員としての在職期間には含まれないものとする。

(改正前の地方公務員法の規定により再任用された職員に関する経過措置)

第四条 施行日前に第一条の規定による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員に係る任用(任期の更新を除く)については、なお従前の例による。

(特定警察職員等への適用期日)

第五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)附則第二十五条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等(次条において「特定警察職員等」という)である者については、施行日から平成十九年四月一日までの間において条例で定める日から、新法第二十八条の四から第二十八条の六までの規定を適用する。

(任期の末日に関する特例)

第六条 平成二十五年三月三十一日(特定警察職員等である職員にあつては、平成三十一年三月

三十一日)までの間における新法第二十八条の四第三項(新法第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む。)の条例で定める年齢に関しては、国の職員につき定められている任期の末日に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。

審査報告書

都市基盤整備公団法案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成十一年六月八日

国土・環境委員長 松谷蒼一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅・都市整備公団を解散して都市基盤整備公団を設立し、大都市地域等における都市の基盤整備としての市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理、都市公園の整備等の業務を行わせようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。
二、費用

本法施行に伴う経費として、平成十一年度一般会計予算(建設省所管)に、住宅・都市整備公団(都市基盤整備公団が設立された場合には、都市基盤整備公団。以下同じ。)に対する補助金及び出資金七百七十七億千円、産業投資特別会計(大蔵省所管)並びに道路整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計(建設省所管)に、住宅・都市整備公団に対する貸付金三十七億三百

万円及び補助金九十五億千三百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、政府は、国民生活の安定向上のためには住宅政策を通じて福祉の増進が不可欠であることを踏まえ、公団賃貸住宅、公営住宅等の適切な役割分担と連携に配慮しつつ、大都市地域等において居住水準の向上が必要な世帯等のために、良質な公共賃貸住宅を計画的に供給するよう努めること。

二、都市基盤整備公団(以下「新公団」という)は、既存の賃貸住宅団地について、居住者との信頼関係を尊重し、十分な意思の疎通の下に住宅や利便施設等の適切な維持管理を行い、快適な生活環境の確保に努めること。また、老朽化した賃貸住宅の建替えや住戸改善に当たっては、居住者の居住の安定に努めること。

三、新公団は、賃貸住宅の家賃の設定及び変更に当たっては、居住者にとって過大な負担とならないよう十分な配慮に努めること。特に、低所得の高齢者等に対する家賃の減免や建替えに伴う急激な家賃の上昇の抑制については、居住者が安心して住み続けることができるよう十分に配慮すること。

四、新公団は、地方公共団体等が推進するまちづくりを支援する業務に積極的に取り組むとともに、賃貸住宅の建替えに併せた公営住宅や福祉施設等の整備への協力に努めること。

五、新公団は、市街地の整備改善に関する業務の実施に当たっては、事業の有効性、経済性等を

確保するため、可能な限り初期の段階から地方公共団体、民間都市開発推進機構、民間事業者等との協力及び適切な役割分担を図り、リスク負担の明確化に配慮するとともに、関係権利者の意思が十分反映されるよう努めること。

六、新公団は、用地の取得等既に事業に着手している分譲住宅団地について、事業の見直しや採算性について再評価を行い、必要な計画の見直しを行うよう努めること。併せて、住宅建設工事未着工用地の管理を徹底し、有効活用を努めること。

七、新公団は、公団関連業務に従事する関係法人について、新公団発足後三年以内を目途に出資の見直しや整理合理化の推進に努めること。また、公団関連業務の業務契約について、関係法人との随意契約の適用を厳格に行い、競争入札を原則とすることにより、民間事業者の業務機会の拡大に努めること。

八、新公団に置かれる運営委員会に関しては、公正中立性を確保した権限の行使がなされるよう十分に配慮すること。また、新公団は、関係法人を含め、財務内容等の情報公開を積極的に進め、国民のニーズを踏まえた国民に分かりやすい業務運営を行うよう努めること。

都市基盤整備公団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十一年五月十八日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

都市基盤整備公団法案
都市基盤整備公団法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
第二章 運営委員会(第八条—第十六条)
第三章 役員及び職員(第十七条—第二十七条)
第四章 業務(第二十八条—第四十九条)
第一節 業務の範囲(第二十八条)
第二節 業務の実施方法(第二十九条—第三十六条)
第三節 特定公共施設の新設等に関する工事(第三十七条—第四十二条)
第四節 賃貸住宅の建替え(第四十三条—第四十九条)
第五章 財務及び会計(第五十条—第六十条)
第六章 監督(第六十一条—第六十二条)
第七章 雑則(第六十三条—第六十五条)
第八章 罰則(第六十六条—第六十八条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 都市基盤整備公団は、地方公共団体、民間事業者等との協力及び役割分担の下に、人口及び経済、文化等に関する機能の集中に対応した秩序ある整備が十分に行われていない大都市地域その他の都市地域における健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の基盤整備として居住環境の向上及び都市機能の増進を図るための市街地の整備改善並びに賃貸住宅の供給及び管理に関する業務を行い、並びに都市環境の改善の効果の大きい根幹的な都市公園の整備を行うこと等により、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 都市基盤整備公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。
2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、附則第六条第五項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた額の合計額とする。
2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。
4 政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもって出資の目的とすることができ、

5 前項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、都市基盤整備公団という名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條及び第五十條の規定は、公団について準用する。

第二章 運営委員会

(設置)

第八条 公団に、運営委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。
(権限)
第九条 公団の予算、事業計画及び資金計画並びに決算は、委員会の議決を経なければならない。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、総裁の諮問に応じ、公団の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。
3 委員会は、公団の業務の運営につき、総裁に意見を述べることができる。

(組織)

第十条 委員会は、委員七人及び公団の総裁をもって組織する。
2 委員会に委員長一人を置き、委員の互選により選任する。
3 委員長は、委員会の会務を総理する。
4 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第十一条 委員は、公団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、建設大臣が任命する。
2 委員のうち二人は、公団に出資した地方公共団体の長が共同推薦した者のうちから任命しなければならない。

(委員の任期)

第十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(委員の欠格事項)

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
一 政府職員(非常勤の者を除く。)

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらのものが法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 公団の役員又は職員
(委員の解任)
第十四条 建設大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その委員を解任しなければならない。

(議決の方法)

第十五条 委員会は、委員長又は第十条第四項に規定する委員長を代理する者のほか、委員及び総裁のうち三人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
3 委員会は、公団の役員又は職員をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。

(委員の公務員たる性質)

第十六条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
第三章 役員及び職員
(役員)
第十七条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十八条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は建設大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第十九条 総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第二十条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

二 第十三条第一号から第三号までに掲げる者(役員解任)

第二十二条 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が、前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が第十四条第二項各号のいずれかに該当

するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第二十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、建設大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十四条 公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第二十六条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十七条 第十八条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

第一節 業務の範囲

第二十八条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 住宅市街地その他の市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備(当該敷地の周囲に十分な公共の用に供する施設がない場合において公共の用に供する施設を併せて整備するもの又は当該敷地内の土地の利用が細分されている場合において当該細分された土地を一団の土地として有効かつ適切に利用できるように整備するものに限る。以下同じ。)又は

宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡を行うこと。

二 都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第四十条第七項に規定する市街地開発事業及び流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業を施行すること。

三 土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和十九年法律第百十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。))又は住宅街区整備事業(大都市地域における住宅及び宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業をいう。)に参加組合員(市街地再開発事業にあつては、都市再開発法第五十二条第二項第五号に規定する特定事業参加者を含む。)として参加すること(第十号の業務を併せて行うものに限る。)

四 都市再開発法第九十九条の二第二項に規定する特定建築者として同条第三項に規定する特定施設建築物の建設、管理及び譲渡を行うこと。

五 委託に基づき、土地区画整理事業及び市街地再開発事業を行うこと。

六 良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設、管理及び譲渡を行うこと。

七 第一号、第二号又は第六号の業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

八 第一号若しくは第二号の業務により整備した敷地若しくは造成した宅地の利用者又は第六号の業務により建設した賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

九 次に掲げる住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設の建設、管理及び譲渡を行うこと。

イ 第一号、第二号、第六号又は第七号の業務の実施に必要な土地等を提供した者若しくは当該業務が実施される土地の区域内に居住し、若しくは事業を営んでいた者(以下この号及び第三十二一条第一項において「土地提供者等」という。)の申出に応じて、当該土地提供者等に譲渡し、又は賃貸するための住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設(市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため当該住宅又は施設と一体として住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設を含む。)

ロ 第一号から第三号までの業務により整備した敷地又は造成した宅地(第二号又は第三号の業務によるものにあつては、土地区画整理事業により公団が取得するものに限る。以下この号及び第三十二一条において「整備敷地等」という。)について、同条第一項及び第二項の規定に基づき公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、同条第一項各号に掲げる条件を備えた応募者がいなかった場合において、整備敷地等の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設を建設する必要がある場合における当該住宅又は施設

ハ 市街地において第六号の業務による賃貸住宅の建設と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設委託に基づき、市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術提供を行うこと。

十一 国の設置に係る都市公園(都市公園法(昭

和三十一年法律第七十九号(第二十一条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)において、その利用について料金を徴収する公園施設(同条第二項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)又は物品の販売の用に供する公園施設の設置及び管理を行うこと。

十二 国の委託に基づき、前号に規定する公園施設の設置又は管理に係る工事の施行上密接な関連のある公園施設の建設及び管理を行うこと。

十三 地方公共団体の委託に基づき、根幹的な都市公園として政令で定める規模以上のものの建設、設計及び工事の監督管理を行うこと。

十四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧公団法」という。)第二十九条第一項第一号の業務に係る賃貸住宅、当該賃貸住宅と併せて整備された公共の用に供する施設又は当該賃貸住宅と一体として建設された事務所、店舗等の用に供する施設で附則第六条第一項の規定により公団が承継したもの及び附則第十条第一項の規定により公団が建設し、又は整備した賃貸住宅又はこれらの施設の管理(改築又は増築を含む。)及び譲渡を行うこと。

二 前号に規定する賃貸住宅に係る賃貸住宅の建替え(現に存する賃貸住宅を除く)とともに、これらの存していた土地の全部又は一部に新たに賃貸住宅を建設すること(新たに建設する賃貸住宅と一体の賃貸住宅を当該区域内の土地に隣接する土地に新たに建設することを含む。)をいう。以下同じ。並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理及び譲渡を行うこと。

三 前号の業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備又は同号の業務による賃貸住宅の建替えと一体として建設することが適当な事務所、店舗等の用に供する施設の建設並びにこれらの施設の管理及び譲渡を行うこと。

四 第一号又は第二号の業務に係る賃貸住宅の居住者の利便に供する施設(附則第六条第一項の規定により公団が承継したものを含む。)の整備、管理及び譲渡を行うこと。

五 第二号の業務による賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃貸住宅の居住者の申出に応じて、当該居住者に譲渡するための住宅の建設、管理及び譲渡を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 公団は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託に基づき、次の業務を行うことができる。

一 建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理

二 政令で定める住宅の建設及び管理

三 建築物の敷地の整備若しくは宅地の造成又は住宅の建設と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備

四 次に掲げる施設の建設又は整備及び管理

イ 第一項第一号又は第二号の業務(同号の業務にあっては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業の施行に係るものに限る。)の実施と併せて事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが必要である場合におけるそれらの用に供する施設

五 市街地の整備改善、賃貸住宅の供給及び管理並びに都市公園の整備のために必要な調査、調整及び技術の提供

第二節 業務の実施方法

(基本方針)

第二十九条 前条の公団の業務は、建設大臣が定める基本方針に従って実施されなければならない。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 公団の業務の運営に関する基本的事項

二 前条第一項及び第二項の業務に関する基本的事項

三 その他公団が業務を実施するに際し配慮すべき事項

(建設大臣の指示)

第三十条 建設大臣は、国の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により急務を要すると認められる場合においては、公団に対し、第二十八条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号に掲げる業務のうち必要な業務を実施すべきことを指示することができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

(関係地方公共団体からの要請等)

第三十一条 公団は、第二十八条第一項第二号の業務で土地区画整理法第三十二条の二第一項又は都市再開発法第二十一条の二第四項第一号の規定により行うもの(新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成に係るものを除く。)は、関係地方公共団体からの要請に基づき行うものとする。ただし、前条第一項の規定により建設大臣の指示を受けて行うものにあつては、あらかじめ、その業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重して行うものとする。

2 前項の要請に關し必要な事項は、政令で定める。

3 公団は、第二十八条第一項第一号、第二号若しくは第六号又は第二項第二号の業務で新たに住宅市街地その他の市街地を整備するための宅地の造成又は賃貸住宅の建設(賃貸住宅の建替えを含む。)に係るものを実施しようとするときは、あらかじめ、これらの業務に関する計画について関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 公団は、賃貸住宅の管理に関する業務の運営については、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の事業主体(同条第十六号に規定する事業主体をいう。以下同じ。)である関係地方公共団体と密接に連絡するものとする。

(整備敷地等の譲渡又は賃貸の方法)

第三十二条 公団は、整備敷地等については、当該整備敷地等の譲渡の対価又は地代に関する事項、当該整備敷地等において建設すべき建築物に関する事項その他建設省令で定める事項に関する計画(以下この条において「譲渡等計画」という。)を定め、次に掲げる条件を備えた者に譲渡し、又は賃貸しななければならない。ただし、公団がその事務若しくは事業(第二十八条第一項第九号ロに掲げる住宅又は事務所、店舗等の用に供する施設の建設に係るものを除く。)の用に供するため必要がある場合又は土地提供者等、自己の居住の用に供する宅地を必要とする者その他建設省令で定める者に譲渡し、若しくは賃貸する場合は、この限りでない。

一 譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に従って建築物を建設しようとするものを含む。と一体として事務所、店舗等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合におけるそれらの用に供する施設

ハ 公団が行う住宅の建設(第二号の規定に

する者であること。

二 前号に規定する建築物の建設に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

三 整備敷地等の譲渡の対価又は地代の支払能力がある者であること。

2 公団は、前項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸しようとするときは、建設省令で定めるところにより、公募し、その応募者のうちから公正な方法で選考しなければならぬ。

3 公団は、第一項本文の規定により整備敷地等を譲渡し、又は賃貸するときは、当該整備敷地等の土地の区域について、都市計画法第十二条の五第十項の規定による協定の締結及び地区整備計画を定めるべきことについての要請その他譲渡等計画に定められた建設すべき建築物に関する事項に従った建築物の建設の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家賃の決定)

第三十三条 公団は、賃貸住宅(公営住宅の事業主体その他の住宅を賃貸する事業を行う者に譲渡し、又は賃貸するものを除く。以下この条において同じ。)に新たに入居する者の家賃の額については、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定めなければならない。

2 公団は、賃貸住宅の家賃の額を変更しようとする場合には、近傍同種の住宅の家賃の額、変更前の家賃の額、経済事情の変動等を総合的に勘案して定めなければならない。この場合において、変更後の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額を上回らないように定めなければならない。

3 前二項の近傍同種の住宅の家賃の算定方法は、建設省令で定める。

4 公団は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、居住者が高齢者、身体障害者その他の特に

居住の安定を図る必要がある者でこれらの規定による家賃を支払うことが困難であると認められるものである場合又は賃貸住宅に災害その他の特別の事由が生じた場合においては、家賃を減免することができる。

(建築物の敷地の整備等の基準)

第三十四条 公団は、建築物の敷地の整備、宅地の造成又は賃貸住宅の建設並びにこれらの管理及び譲渡、第二十八条第一項第八号若しくは第九号又は第二項第二号から第五号までの住宅又は施設の建設又は整備並びにこれらの管理及び譲渡並びに同条第一項第十一号の公園施設の設置及び管理を行う場合においては、前二条及び第四節に規定する基準並びに他の法令により定められた基準に従うほか、建設省令で定める基準に従って行わなければならない。

2 前項の建設省令で定める基準においては、第二十八条第一項第一号から第三号までの業務により造成された宅地で自己の居住の用に供する宅地を必要とする者に譲渡するものその他建設省令で定めるもの(以下この項及び第五十五条第二項において「自己居住宅地等」という。)の譲受人の選定方法に関し、一定の都市基盤整備公団宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む。)で、当該自己居住宅地等の譲受けの申込みの際現にその都市基盤整備公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

(投資)

第三十五条 公団は、業務の運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るため特に必要がある場合においては、建設大臣の認可を受けて、次に掲げる業務を行う事業に投資(融資を含む。)をすることができる。

一 第二十八条第一項第二号から第四号まで又は第九号の業務(同項第二号又は第三号の業務にあっては、土地区画整理事業又は市街地再開発事業に係るものに限る。)により建設し

た事務所、店舗等の用に供する施設の管理に関する業務

二 公団が整備した敷地若しくは造成した宅地の利用者又は公団が建設し若しくは管理する賃貸住宅の居住者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設又は管理に関する業務

三 前号の敷地若しくは宅地又は賃貸住宅に係る環境の維持又は改善に関する業務

(業務方法書)

第三十六条 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第三節 特定公共施設の施設の新設等に関する

工事

(特定公共施設の施設の新設等に関する工事の施行)

第三十七条 公団は、第二十八条第一項第七号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成事業の種類に応じた建設省令で定める規模以上のものに限る。)と併せて整備されるべき公共の用に供する施設に係る次の工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者(管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)の同意を得て、その管理者に代わって当該工事を施行することができる。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。)の新設又は改築に関する工事

二 都市公園(都市公園法第二十一条第一号に該当するものに限る。)の新設又は改築に関する工事

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事

四 河川法(昭和二十九年法律第六十七号)に

よる一級河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事

2 公団は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の施設の新設等に関する工事」という。)を施行する場合には、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設(以下「特定公共施設」という。)の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

(特定公共施設の施設の新設等に関する工事の廃止等)

第三十八条 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、当該特定公共施設の施設の新設等に関する工事を廃止してはならない。

2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならない。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止

四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業計画の変更

五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更

六 河川法第五條第六項(同法第一百條において

準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃止
3 前條第五項の規定は、公団が特定公共施設の
新設等に関する工事を廃止した場合に準用す
る。

4 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を
廃止したときは、当該工事に要した費用の負担
については、公団と当該特定公共施設の管理者
が協議して定めるものとする。

5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当
該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設
大臣が裁定する。

6 前項の規定により建設大臣が裁定をした場合
においては、第四項の規定の適用については、
公団と当該特定公共施設の管理者との協議が成
立したものとなす。

(特定公共施設及びその用に供する土地の権利
の帰属)

第三十九條 第三十七條第五項の規定による工事
の完了の公告のあった特定公共施設及びその用
に供する土地について公団が取得した権利は、
その公告の日翌日において当該特定公共施設
の管理者(当該特定公共施設が河川である場合
には、国に帰属するものとする)。
(費用の負担又は補助)

第四十條 公団が第三十七條の規定により特定公
共施設の新設等に関する工事を施行する場合に
は、その施行に要する費用の負担及びその費用
に関する国の補助については、当該特定公共施
設の管理者が自ら当該工事を施行するものとみ
なす。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管
理者(管理者が地方公共団体の長である場合に
は、その長の統轄する地方公共団体。第四項に
おいて同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助
金は、公団に交付するものとする。

3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予
算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法

律第七十九号)の適用については、補助事業
者等とみなす。

4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用
の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除
した額を公団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払
の方法その他必要な事項は、政令で定める。
(審査請求)

第四十一條 公団が第三十七條第二項の規定によ
り特定公共施設の管理者に代わってした処分
不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審
査法(昭和二十七年法律第六十号)による審査
請求をすることができ、ただし、他の法令に
より不服申立てができないこととされているも
のについては、この限りでない。
(道路法等の適用)

第四十二條 第三十七條第二項の規定により特定
公共施設の管理者に代わってその権限を行う公
団は、道路法第八章、都市公園法第四章、下水
道法第五章及び河川法第七章の規定の適用に
ついては、当該特定公共施設の管理者とみなす。
第四節 賃貸住宅の建替え
(賃貸住宅の建替えの実施等)

第四十三條 公団は、次に掲げる要件に該当する
場合には、賃貸住宅の建替えをすることができ
る。
一 除却する賃貸住宅の大部分が政令で定める
耐用年限の二分の一を経過していること又は
その大部分につき賃貸住宅としての機能が災
害その他の理由により相当程度低下している
こと。

二 賃貸住宅の建替えにより、第二十八條第一
項第六号の賃貸住宅を新たに建設する必要が
あること又は当該賃貸住宅の存する地域にお
ける賃貸住宅の需要及び供給の現況及び将来
の見通しを勘案して当該地域の居住に関する
機能の低下を来さないよう良好な居住性能及
び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する
こと。

二 賃貸住宅の建替えにより、第二十八條第一
項第六号の賃貸住宅を新たに建設する必要が
あること又は当該賃貸住宅の存する地域にお
ける賃貸住宅の需要及び供給の現況及び将来
の見通しを勘案して当該地域の居住に関する
機能の低下を来さないよう良好な居住性能及
び居住環境を有する賃貸住宅を十分確保する
こと。

必要があること。

2 公団は、賃貸住宅の建替えに関する計画につ
いて第三十一條第三項の規定による意見聴取に
基づき関係地方公共団体から申出があった場合
においては、公営住宅又は社会福祉施設(社会
福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五
十七條第一項に規定する社会福祉施設をいう)。
その他の居住者の共同の福祉のために必要な施設
の整備を促進するため、賃貸住宅の建替えに併
せて、当該賃貸住宅の建替えに支障のない範囲
内で、土地の譲渡その他の必要な措置を講じな
ければならない。
(仮住居の提供)

第四十四條 公団は、賃貸住宅の建替えにより除
却すべき賃貸住宅の居住者で当該賃貸住宅の建
替えに伴いその明渡しをするもの(以下「従前居
住者」という。)に対して、必要な仮住居を提供
しなければならない。
(新たに建設される賃貸住宅への入居)

第四十五條 公団は、従前居住者で、三十日を下
らない範囲内で当該従前居住者(以下「公団の定
める期間内に当該賃貸住宅の建替えにより新た
に建設される賃貸住宅への入居を希望する旨を
申し出たものを、当該賃貸住宅に入居させなけ
ればならない。

2 公団は、前項の期間を定めたときは、当該従
前居住者に対して、これを通知しなければなら
ない。

3 公団は、第一項の規定による申出をした者に
対して、相当の猶予期間を置いてその者が新た
に建設された賃貸住宅に入居することができ
る期間を定め、その期間内に当該賃貸住宅に入居
すべき旨を通知しなければならない。

4 公団は、正当な理由がないのに前項の規定に
よる通知に係る入居することができない期間内に
当該賃貸住宅に入居しなかった者については、
第一項の規定にかかわらず、当該賃貸住宅に入
居させないことができる。

(公営住宅への入居)

第四十六條 公団は、賃貸住宅の建替えに併せて
公営住宅を整備される場合において、従前居住
者で公営住宅法第二十三條各号(同条に規定す
る老人等)にあつては、同条第二号及び第三号)
に掲げる条件を具備する者が当該公営住宅への
入居を希望したときは、その入居を容易にする
ように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、当該公営住宅の事業主
体は、公団が行う措置に協力するよう努めなけ
ればならない。
(説明会の開催等)

第四十七條 公団は、賃貸住宅の建替えに関し、
説明会を開催する等の措置を講ずることによ
り、当該賃貸住宅の建替えにより除却すべき賃
貸住宅の居住者の協力が得られるように努めな
ければならない。
(移転料の支払)

第四十八條 公団は、従前居住者が賃貸住宅の建
替えに伴い住居を移転した場合においては、当
該従前居住者に対して、通常必要な移転料を支
払わなければならない。
(建替えに係る家賃の特例)

第四十九條 公団は、従前居住者を、賃貸住宅の
建替えにより新たに建設した賃貸住宅又は公団
が管理する他の賃貸住宅に入居させる場合に
いて、新たに入居する賃貸住宅の家賃が従前の
賃貸住宅の最終の家賃を超えることとなり、当
該入居者の居住の安定を図るため必要があると
認めるときは、第三十三條第一項又は第二項の
規定にかかわらず、当該入居者の家賃を減額す
ることができる。

第五章 財務及び会計

(事業年度)
第五十條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始
まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第五十一條 公団は、毎事業年度、予算、事業計

画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(決算)

第五十二条 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第五十三条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表、附属明細書及び事業報告書並びに前項の決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、建設省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び第二項の決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

第五十四条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計

算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫及び公団に出資した地方公共団体に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手續その他納付金に關し必要な事項は、政令で定める。

(借入金及び債券)

第五十五条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は都市基盤整備債券を発行することができる。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、自己居住宅地等を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、都市基盤整備公団宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による都市基盤整備債券又は第二項の規定による宅地債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公団は、建設大臣の認可を受けて、都市基盤

整備債券又は宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、都市基盤整備債券又は宅地債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第五十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は都市基盤整備債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第五十七条 公団は、毎事業年度、長期借入金、都市基盤整備債券及び宅地債券の償還計画を立て、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余剰金の運用)

第五十八条 公団は、次の方法によるほか、業務上の余剰金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他建設大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第五十九条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

とときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第六十条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(監督)

第六十一条 公団は、建設大臣が監督する。

2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができ、(報告及び検査)

第六十二条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雜則

(解散)

第六十三条 公団の解散については、次項に規定するもののほか、別に法律で定める。

2 公団が解散した場合において、残余財産があるときは、これを公団に出資した者に対し、出資の額に応じて分配しなければならない。

(協議)

第六十四条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四條第二項、第三十五條、第三十六條第一項、第五十一條第一項、第五十五條第一

項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項又は第五十七條の認可をしようとするとき。

二 第二十九條第一項の基本方針を定めようとするとき。

三 第三十條第一項の規定による指示をしようとするとき。

四 第五十三條第一項又は第五十九條の承認をしようとするとき。

五 第五十八條第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

六 第三十四條第一項、第三十六條第二項又は第六十條の建設省令を定めようとするとき。

2 建設大臣は、第三十八條第五項の規定による裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

(他の法令の準用)

第六十五條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第八章 罰則

第六十六條 第六十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十七條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十八條及び附則第十條から第十二條までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第五十八條の規定に違反して業務上の余裕

金を運用したとき。

五 第六十一條第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第六十八條 第六條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七條から第七十二條までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(公団の設立)

第二条 建設大臣は、公団の総裁となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された総裁となるべき者及び監事となるべき者は、公団の成立の時に

おいて、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二條第一項の規定により指名された総裁となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによって成立する。

(住宅・都市整備公団の解散等)

第六條 住宅・都市整備公団は、公団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において公団が承継する。

2 住宅・都市整備公団の平成十一年四月一日に始まる事業年度(以下この条において「最終事業

年度」という。)は、住宅・都市整備公団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 住宅・都市整備公団の最終事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、住宅・都市整備公団の決算完了の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とし、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の提出の期限は、当該決算完了後一月以内とする。

4 住宅・都市整備公団は、その最終事業年度の終了の日までに、旧公団法第五十九條第一項に規定する利子の軽減に要する費用に充てるため、同項に規定する関連施設整備事業助成基金の全額を取り崩すものとする。

5 第一項の規定により公団が住宅・都市整備公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における住宅・都市整備公団に対する政府及び地方公共団体からの出資金に相当する金額は、それぞれ、公団の設立に際し政府及び当該地方公共団体から公団に出資されたものとする。

6 住宅・都市整備公団の解散については、旧公団法第六十四條第二項の規定による残余財産の分配は行わない。

7 第一項の規定により住宅・都市整備公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第七條 前条第一項の規定により公団に承継される住宅・都市整備公団の長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務については旧公団法第五十六條の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は住宅・都市整備債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2 前項の住宅・都市整備債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条

第一項の規定による債券とみなす。

第八條 第三十四條第一項の建設省令で定める基準においては、第二十八條第一項第二号から第四号まで若しくは第九号又は附則第十條第一項の規定により公団が建設する住宅の譲受人の選定方法に関し、旧公団法第五十五條第二項の規定により住宅・都市整備公団が発行した一定の特別住宅債券を引き受けた者その相続人を含む。で、当該住宅の譲受けの申込みの際現にその特別住宅債券の一定割合以上を所有しているものについて、旧公団法第三十條第二項の規定による特別の定めにより、特別の定めをするものとする。

2 前項の特別住宅債券は、第五十五條第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項の規定による債券とみなす。

(非課税)

第九條 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税若しくは土地の取得に對して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 附則第六條第一項の規定により公団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九條第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において住宅・都市整備公団が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(業務の特例)

第十條 公団は、当分の間、第二十八條の業務のほか、旧公団法第二十九條第一項第一号から第五号まで又は第十五號の業務(第二十八條の業務に該当するものを除く。)のうち附則第十七條の規定の施行前に開始されたもの(これらの業務の実施のためにその用地を取得したものを含

み、旧公団法第二十九条第一項第一号の業務及びこれと併せて行う業務にあつては、建設大臣の指定するものに限る。及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 前項の規定により同項に規定する業務が行われる場合には、第二十九条第一項中「前条」とあるのは「前条及び附則第十條第一項に規定する」と、同条第二項第二号中「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項及び第二項並びに附則第十條第一項に規定する」とする。

第十一條 公団は、当分の間、第二十八條及び前條第一項に規定する業務のほか、旧公団法第二十九條第一項第十三号の業務のうち人口及び産業が過度に集中している大都市の周辺の地域において同項第二号の業務により造成された大規模な住宅の用に供する宅地で運輸大臣が指定するものの利用者のための鉄道による輸送力を確保するため必要なもの並びにこれに附帯する業務(以下この条及び次条において「鉄道業務」という。)を行うことができる。

2 前項の規定により鉄道業務が行われる場合には、公団の経理については、鉄道業務とその他の業務第五項において「都市基盤整備業務」というに係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により鉄道業務が行われる場合においては、建設大臣は、次に掲げるときは、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

一 第三條第二項、第四條第二項、第五十一條第一項、第五十五條第一項、第三項ただし書若しくは第七項(宅地債券に係る部分を除く。又は第五十七條(宅地債券に係る部分を除く。))の認可をしようとするとき。

二 第五十三條第一項又は第五十九條の承認をしようとするとき。

三 第五十八條第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四 第六十條の建設省令を定めようとするとき。

4 第一項の規定により鉄道業務が行われる場合においては、運輸大臣は、鉄道業務について鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第三條第一項、第十六條第一項、第二十五條第一項又は第二十六條第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

5 第一項の規定により鉄道業務が行われる場合には、第十八條第五項、第六十一條、第六十二條第一項及び第六十七條第五号中「建設大臣」とあるのは「建設大臣(鉄道業務に関する事項については、運輸大臣)」と、第二十九條第一項中「業務」とあるのは「業務及び公団の鉄道業務」と、同項及び第三十六條第一項中「建設大臣」とあるのは「運輸大臣及び建設大臣」と、第二十九條第二項第二号中「業務」とあるのは「業務並びに鉄道業務」と、第三十六條第二項中「建設省令」とあるのは「運輸省令・建設省令」と、第五十四條第一項中「残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額」とあるのは「残余の額(都市基盤整備業務に係る勘定においては、当該勘定に係る残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)」と、同条第三項中「公団」とあるのは「公団は、都市基盤整備業務に係る勘定において」と、第六十四條第一項中「建設大臣は、次の」とあるのは「建設大臣は次の各号(第一号(第三十六條第一項に係る部分に限る。以下この項において同じ。))、第二号及び第六号(第三十六條第二項に係る部分に限る。以下この項において同じ。))を除く。」に掲げる場合には、運輸大臣及び建設大臣は第一号、第二号及び第六号に掲げると、同項第六号中「第三十六條第二項又は第六十條の建設省令」とあるのは「若しくは第六十條の建設省令又は第三十六條第二項の運輸省令・建設省令」とする。

第十二條 公団は、第二十八條及び附則第十條第一項に規定する業務並びに鉄道業務のほか、当分の間、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、条約その他の国際約束に基づき技術研修その他これに類する目的で日本国内に滞在する者の居住の用に供する住宅及び当該居住者の利便に供する施設を供給する者に対し、賃貸住宅及び施設の建設、管理及び譲渡を行うことができる。

(特別住宅債券の発行)
第十三條 公団は、建設大臣の認可を受けて、住宅・都市整備公団と旧公団法第五十五條第二項の規定による特別住宅債券の購入に関する契約を締結した者に対し、当該契約に基づき同項に規定する特別住宅債券を発行することができる。この場合における第五十七條の規定の適用については、同条中「及び宅地債券」とあるのは、「宅地債券及び特別住宅債券」とする。

2 附則第八條の規定は、前項の特別住宅債券について準用する。この場合において、同条第二項中「及び第六項」とあるのは、「から第九項まで」と読み替へるものとする。

(名称の使用制限等に関する経過措置)
第十四條 この法律の施行の際現に都市基盤整備公団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十五條 公団の最初の事業年度は、第五十條の規定にかかわらず、その成立の日(に始まり、平成十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十六條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第五十一條第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(住宅・都市整備公団法の廃止)
第十七條 住宅・都市整備公団法は、廃止する。(住宅・都市整備公団法の廃止に伴う経過措置)
第十八條 前条の規定の施行前に旧公団法第二十條を除く。の規定によりした処分、手続その他

他の行為(旧公団法附則第二十二條の規定により旧公団法の相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなされたものを含む。))は、この法律又は附則第二十九條の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十九條 附則第十七條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十條 旧公団法附則第六條第一項の規定により解散した日本住宅公団(以下この条において単に「日本住宅公団」という。又は旧公団法附則第七條第一項の規定により解散した宅地開発公団(以下この条において単に「宅地開発公団」という。))の解散の際現にその職員として在職した者で、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十二号)附則第十一條第一項の復帰希望職員に該当するもののうち、引き続き住宅・都市整備公団の職員となつたものについては、旧公団法附則第十一條第一項の規定は、附則第十七條の規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

2 日本住宅公団の解散の際現にその役員又は職員として在職した者で、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第一百五十二号)附則第十條第二項又は第十一條第一項の復帰希望職員であるもののうち、引き続き住宅・都市整備公団の役員又は職員となつたものについては、旧公団法附則第十二條の規定は、附則第十七條の規定の施行の日以後も、なおその効力を有する。

3 宅地開発公団の解散の際現にその職員として在職した者で、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法

律(昭和五十四年法律第七十六号)附則第十一条
 第一項の復帰希望職員に該当するものうち、
 引き続き住宅・都市整備公団の職員となつたも
 のについては、旧公団法附則第十三条第一項の
 規定は、附則第十七条の規定の施行の日以後
 も、なおその効力を有する。

4 日本住宅公団又は宅地開発公団の解散の際現
 にその職員として在職した者で、昭和四十二
 年度以後における地方公務員等共済組合法の年金
 の額の改定等に関する法律等の一部を改正する
 法律(昭和五十四年法律第七十三号)以下この
 項及び次項において「法律第七十三号」という。
 附則第十條第一項に規定する法律第七十三号に
 よる改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三
 十七年法律第五十二号)第四百四十条第一項の
 復帰希望職員に該当するものうち、引き続き
 住宅・都市整備公団の職員となつたものについ
 ては、旧公団法附則第十四条第一項の規定は、
 附則第十七条の規定の施行の日以後も、なおそ
 の効力を有する。

5 日本住宅公団の解散の際現にその役員又は職
 員として在職した者で、法律第七十三号による
 改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等
 に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三
 号)第二百七十七条第二項又は第二百七十八条第一
 項の復帰希望職員であるものうち、引き続き
 住宅・都市整備公団の役員又は職員となつたも
 のについては、旧公団法附則第十五条の規定
 は、附則第十七条の規定の施行の日以後も、な
 おその効力を有する。

6 日本住宅公団の役員又は職員として在職した
 者については、旧公団法附則第二十一条の規定
 による廃止前の日本住宅公団法(昭和三十年法
 律第五十三号)第五十九条及び第六十条の規定
 は、附則第十七条の規定の施行の日以後も、な
 おその効力を有する。この場合において、同法
 第六十条中「公団」とあるのは、「都市基盤整
 備公団」とする。

(国の無利子貸付け)

第二十一条 国は、当分の間、公団に対し、第二
 十八條第一項第七号の公共の用に供する施設
 (同項第一号又は第二号の業務の実施と併せて
 整備されるものに限る。)で政令で定めるものの
 整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会
 社の株式の売却収入の活用による社会資本の整
 備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法
 律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」
 という。第二條第一項第一号に該当するものに
 要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し
 付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十
 年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。
 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定によ
 る貸付金の償還方法は、政令で定める。
 (道路法等による国の無利子貸付けの特例等)

第二十二條 公団が第三十七條の規定により特定
 公共施設の新設等に関する工事で社会資本整備
 特別措置法第二條第一項第二号に該当するもの
 (以下「社会資本整備関連特定工事」という。)を
 施行する場合においては、当該社会資本整備関
 連特定工事に関する費用についての次に掲げる
 法律の規定の適用については、第一号イに掲げ
 る法律の規定中「道路管理者である地方公共団
 体」とあるのは「都市基盤整備公団」と、第一号
 ロ及び第二号から第五号までに掲げる法律の規
 定中「地方公共団体」とあるのは「都市基盤整
 備公団」とする。

一 道路法の規定で次に掲げるもの
 イ 附則第五項
 ロ 附則第九項及び第十項
 二 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和
 三十八年法律第八十一号)附則第二項、第五
 項及び第六項
 三 都市公園法附則第十項、第十三項及び第十
 四項
 四 下水道法附則第五條第一項、第四項及び第
 五項

五項

五 河川法附則第五項、第六項及び第九項から
 第十一項まで
 2 前項の場合においては、当該社会資本整備関
 連特定工事に係る特定公共施設の管理者は、同
 項の費用の額から道路法附則第五項、共同溝の
 整備等に関する特別措置法附則第二項、都市公
 園法附則第十項、下水道法附則第五條第一項又
 は河川法附則第五項若しくは第六項の規定によ
 る無利子貸付金の額を控除した額を公団に支払
 わなければならぬ。

3 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払
 の方法その他必要な事項は、政令で定める。
 4 当該社会資本整備関連特定工事に係る特定公
 共施設の管理者が第二項の規定による支払をす
 る場合には、第四十條第四項及び第五項の規定
 は、適用しない。

(地方自治法の一部改正)

第二十三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六
 十七号)の一部を次のように改正する。
 別表第一第一号の十六中「及び同公団が定め
 る土地区画整理事業の事業計画を削り、」並び
 に「を」及び「に」を削り、同表第二十六号の十九及
 び第二十六号の二十一中「住宅・都市整備公団」
 を「都市基盤整備公団」に改め、同表第二十六号
 の二十二中「住宅・都市整備公団法(昭和五十六
 年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平
 成十一年法律第 号)」に、「住宅・都市整
 備公団が定める住宅の建設計画、宅地の造成計
 画又は土地区画整理事業の事業計画を」都市基
 盤整備公団が定める宅地の造成等に係る業務に
 関する計画に改め、同表第二十六号の二十四
 中「により、」の下に「都市基盤整備公団、地域振
 興整備公団又は」を加える。

別表第二第二号(二)の八中「及び同公団が定め
 る土地区画整理事業の事業計画を削り、」並び
 に「を」及び「に」を削り、同号(二十五の十一)及び
 (二十五の十八)中「住宅・都市整備公団」を「都市
 基盤整備公団」に改め、同号(二十五の十九)中「住
 宅・都市整備公団法」を「都市基盤整備公団法」
 に、「住宅・都市整備公団が定める住宅の建設
 計画、宅地の造成計画又は土地区画整理事業の
 事業計画を」都市基盤整備公団が定める宅地の
 造成等に係る業務に関する計画に改め、同号
 (二十五の二十)中「により、」の下に「都市基盤整
 備公団、地域振興整備公団又は」を加える。
 別表第三第一号(百十七の五)中「住宅・都市整
 備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同号
 (百十七の六)中「住宅・都市整備公団法」を「都市
 基盤整備公団法」に、「住宅・都市整備公団」を
 「都市基盤整備公団」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二十四條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百
 号)の一部を次のように改正する。
 第二百三十六條の二第一項第二号中「又は住
 宅・都市整備公団」を削り、「、役員若しくは職
 員の下に」又は「都市基盤整備公団の運営委員会
 の委員、役員若しくは職員」を加える。
 (公職選挙法の一部改正に伴う経過措置)
 第二十五條 前條の規定の施行前にした行為に対
 する罰則の適用については、なお従前の例によ
 る。

(北海道開発法の一部改正)

第二十六條 北海道開発法(昭和二十五年法律第
 百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第十條第一項第二号中「住宅・都市整備公団」
 を「都市基盤整備公団」に改める。
 (公営住宅法の一部改正)
 第二十七條 公営住宅法の一部を次のように改正
 する。
 第三十條第二項中「住宅・都市整備公団」を
 「都市基盤整備公団」に改める。

(土地収用法の一部改正)

第二十八條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第三十号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(土地地区画整理法の一部改正)

第二十九條 土地地区画整理法の一部を次のように改正する。

目次中「地方住宅供給公社」を「都市基盤整備公団等」に改める。

第三條第一項ただし書中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第三條の二を次のように改める。

(都市基盤整備公団の施行する土地地区画整理事業)

第三條の二 都市基盤整備公団は、建設大臣が一体的かつ総合的な住宅市街地その他の市街地の整備改善を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため必要な土地地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地地区画整理事業を施行することができる。

2 前項に規定するもののほか、都市基盤整備公団は、建設大臣が都市基盤整備公団の行う国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の整備改善を図るための土地地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地地区画整理事業を施行することができる。

第三條の三第三項を削る。

第二十五條の二中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第五十五條第九項中「市町村」の下に「第五十二條第一項の」を加える。

第五十六條第一項及び第六十五條第一項中「市町村」の下に「第三條第三項の規定により」を加える。

第七十一條中「とあるのは、を」とあるのは「に、読み替へるを」と、同条第一項中「第三條第三項」とあるのは「第三條第四項」と読み替へるに改める。

第五節 地方住宅供給公社を「第五節 都市基盤整備公団等」に改める。

第七十一條の二第二項中「地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。は、第三條の四を「都市基盤整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社(以下「公団等」と総称する。は、第三條の二から第三條の四まで」に、市のみが設立した地方公社を「地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。で市のみが設立したもの」に改め、同条第二項中「地方公社が第三條の四を「公団等が第三條の二から第三條の四まで」に改め、「についてはの下に、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団にあつては前項に規定する認可をもつて都市計画法第五十九條第三項に規定する承認とを加へ、都市計画法第五十九條第一項を「同条第一項に改める。

第七十一條の三第三項及び第三項中「地方公社を「公団等」に、同条第七項中「地方公社を「公団等」に、ものを「地方公社」に改め、同条第八項中「地方公社」を「公団等」に改め、同条第十項及び第十三項中「地方公社を「公団等」に改め、同条第十四項中「地方公社」を「公団等」に改める。

第七十一條の四第四項中「地方公社」を「公団等」に、施行するを「第三條の二から第三條の四までの規定により施行する」に改め、同条第三項中「地方住宅供給公社理事長を「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社理事長に、地方住宅供給公社」を「公団等」に改める。

第七十一條の五五中「地方公社がを「公団等が第三條の二から第三條の四までの規定により」に、「地方住宅供給公社理事長を「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁又は地方住宅供給公社理事長と、第三條第三項」とあるのは「第三條の二から第三條の四まで」に、「地方住宅供給公社」を「公団等」に改める。

第七十二條第一項中「市町村長又は」の下に「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁若しくは」を加へ、「地方公社理事長」というのは「を「公団総裁等」と総称する」は、第三條第三項若しくは第四項又は第三條の二から第三條の四までの規定により施行する」に改める。

第七十三條第一項中「地方公社を「公団等」に改め、同条第四項中「地方公社理事長を「公団総裁等」に改める。

第七十四條中「地方公社理事長を「公団総裁等」に改める。

第七十五條中「市町村」の下に「(同条第三項の規定により土地地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三條、第二百二十六條及び第二百二十七條の二第二項において同じ。を、「対し、都道府県の下に(第三條第三項の規定により土地地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三條、第二百二十六條及び第二百二十七條の二第二項において同じ。を、より土地地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三條、第二百二十六條及び第二百二十七條の二第二項において同じ。を加へ、「地方公社を「公団等(第三條の二から第三條の四までの規定により土地地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三條の二第一項において同じ。に改める。

第七十六條第一項第三号中「建設大臣がの下に「第三條第三項又は第四項の規定により」を加へ、同項第四号中「地方公社がを「公団等が第三條の二から第三條の四までの規定により」に改める。

第七十八條第三項中「地方公社理事長を「公団総裁等」に改める。

第七十九條第一項中「第三條の四を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。

第八十六條第一項中「地方公社を「公団等」に改める。

住宅供給公社理事長と、第三條第三項」とあるのは「第三條の二から第三條の四まで」に、「地方住宅供給公社」を「公団等」に改める。

第七十二條第一項中「市町村長又は」の下に「都市基盤整備公団総裁、地域振興整備公団総裁若しくは」を加へ、「地方公社理事長」というのは「を「公団総裁等」と総称する」は、第三條第三項若しくは第四項又は第三條の二から第三條の四までの規定により施行する」に改める。

第七十三條第一項中「地方公社を「公団等」に改め、同条第四項中「地方公社理事長を「公団総裁等」に改める。

第七十四條中「地方公社理事長を「公団総裁等」に改める。

第七十五條中「市町村」の下に「(同条第三項の規定により土地地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三條、第二百二十六條及び第二百二十七條の二第二項において同じ。を、「対し、都道府県の下に(第三條第三項の規定により土地地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三條、第二百二十六條及び第二百二十七條の二第二項において同じ。を、より土地地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三條、第二百二十六條及び第二百二十七條の二第二項において同じ。を加へ、「地方公社を「公団等(第三條の二から第三條の四までの規定により土地地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十三條の二第一項において同じ。に改める。

第七十六條第一項第三号中「建設大臣がの下に「第三條第三項又は第四項の規定により」を加へ、同項第四号中「地方公社がを「公団等が第三條の二から第三條の四までの規定により」に改める。

第七十八條第三項中「地方公社理事長を「公団総裁等」に改める。

第七十九條第一項中「第三條の四を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。

第八十六條第一項中「地方公社を「公団等」に改める。

第八十八條第六項、第九十一條第一項、第九十二條第一項、第九十三條第一項及び第二項、第九十五條第七項並びに第九十六條第二項及び第三項中「第三條の四を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。

第九十七條第一項中「地方公社を「公団等」に改める。

第九十八條第三項中「第三條の四を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。

第九十九條第三項中「地方公社を「公団等」に改める。

第一百零四條第十一項、第一百零八條第一項、第一百零九條第一項、第一百十條第三項から第五項まで及び第八項並びに第一百八條第一項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に改める。

第一百零九條の二第二項中「地方公社は、地方公社を「公団等は、第三條の二から第三條の四までの規定により公団等」に改め、同条第二項中「地方公社を「公団等」に改める。

第一百一十七條の二第二項中「又は地方公社を「又は公団等」に、設立したもの」を「設立した地方公社」に改める。

附則第二項中「住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方公社を「公団等」に改め、「のほか、の下に「第三條の二から第三條の四までの規定により施行する」を加える。

附則第七項中「住宅・都市整備公団に対し、を「都市基盤整備公団に対し、第三條の二の規定により施行する」に改める。

附則第八項中「住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方公社を「公団等」に、「住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は当該地方公社を、当該公団等に改め、「住宅・都市整備公団法第四十五條第二項(地域振興整備公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。の規定又はを削る。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第十四項及び第十五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第三十条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。
(都市公園法の一部改正)

第三十一条 都市公園法の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第二十九条第一項第十六号」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)第二十八条第一項第十一号」に改める。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)
第三十二条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第七條、第十八条第二項、第十八条の二第二項、第二項及び第四項、第十九条第一項、第二十五條第一項、第二十八條、第二十九條第二項並びに第三十二條中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(住宅地区改良法の一部改正)
第三十三条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第六條第七項中「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に改める。
第七條第三号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

市基盤整備公団」に改める。

(地域振興整備公団法の一部改正)

第三十四条 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二を削る。
第三十六条第一号中(第二十一条の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。)を削る。

(地域振興整備公団法の一部改正に伴う経過措置)
第三十五条 前条の規定の施行前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法第二十一条の二の規定により準用される旧公団法第五章の規定によりした処分、手続その他の行為は、附則第二十九條の規定による改正後の土地区画整理法の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)
第三十六条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。
(新住宅市街地開発法の一部改正)
第三十七条 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六條、第二十二條、第二十七條第一項、第三十一条、第三十二條第一項第一号、第四十条及び第四十一条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。
(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)
第三十八条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第九條、第二十四條第二項、第二十五條第一項、第二項及び第四項、第二十六條第一項、第三十四條第一項、第三十八條並びに第三十九條第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。
(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)
第三十九条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項を次のように改める。
5 国は、都市基盤整備公団に対し、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)第二十八條第一項第一号から第四号まで及び第六号から第九号までに掲げる業務に要する資金の一部を貸し付けることができる。
附則第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(住宅建設計画法の一部改正)
第四十条 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)
第四十一条 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十条、第二十六條、第三十条第一項、第四十三條及び第四十四條第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。
(都市再開発法の一部改正)

第四十二条 都市再開発法の一部を次のように改正する。

目次中「住宅・都市整備公団等」第五十八條、第五十九條を「都市基盤整備公団等(第五十八條、第五十九條)」に改める。

第二条の二第四項各号列記以外の部分中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同項各号を次のように改める。

一 一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区の計画的な整備改善を図るため当該地区の全部又は一部について行う市街地再開発事業

二 前号に規定するもののほか、都市基盤整備公団が行う国の施策上特に供給が必要な賃貸住宅の建設と併せてこれと関連する市街地の再開発を行うための市街地再開発事業

第七條の二第四項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。
第五十一條第一項中「地方公共団体」の下に「(第二條の二第三項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下この節、第六十條第二項第三号、第六十九條第一項、第一百八條の二十九において準用する場合を含む。)」及

び第四章において同じ。」を加える。

「第三節 住宅・都市整備公団等」を「第三節 都市基盤整備公団等」に改める。

第五十八条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、「地方住宅供給公社」の下に「第二條の二第四項から第七項までの規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。」を加える。

第五十九条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団総裁」を「都市基盤整備公団総裁」に改める。

第七十二條第一項中、「都道府県」の下に「(第二條の二第三項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)」を、「市町村」の下に「(同項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第九九条を除き、以下同じ。)」を、「又は市のみが設立した地方住宅供給公社」の下に「(第二條の二第七項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。以下同じ。)」を加える。

第九十九條の三第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

附則第五條第二項、第五項及び第六項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(筑波研究学園都市建設法の一部改正)
第四十三條 筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項及び第九條から第十一條までの規定中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

公団」に改める。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第四十四條 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に改め、「特別住宅債券若しくは」を削る。

(都市公園等整備緊急措置法の一部改正)

第四十五條 都市公園等整備緊急措置法(昭和四十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第四十六條 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六條、第十三條第一項及び第二十二條中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十五條第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第四十一條第五項から第十五項まで(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十一條の二において準用する場合を含む。)」を「土地区画整理法第七十一條の三第四項から第十五項まで」に改める。

第二十六條第一項中「住宅・都市整備公団法第四十一條第十一項(地域振興整備公団法第二

十一條の二において準用する場合を含む。)」を「同法第七十一條の三第十一項」に改める。

第二十七條第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同條第三項中「第六十四條まで」の下に、「第七十一條の六」を、「審議会」の下に「(同法第七十一條の六の規定にあつては、都市基盤整備公団又は地域振興整備公団に置かれるものに限る。)」を加え、同條第四項を削る。

第二十八條第一項中「住宅・都市整備公団総裁」を「都市基盤整備公団総裁」に、「住宅・都市整備公団又は」を「都市基盤整備公団又は」に改め、同條第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同條第四項を次のように改める。

4 土地区画整理法第七十一條の六の規定は、都市基盤整備公団総裁又は地域振興整備公団総裁の選任する評価員について準用する。

第三十條第一項、第三十八條、第四十五條第一項、第四十七條、第五十條、第五十一條第一項第一号及び第六十條中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第六十四條第一項第一号中「住宅・都市整備公団法第四十一條第十四項(地域振興整備公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。)」を「同法第七十一條の三第十四項」に改め、同項第二号中「住宅・都市整備公団法第四十一條第八項(同條第十五項(地域振興整備公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。))、地域振興整備公団法第二十一條の二において準用する場合を含む。)」を「同法第七十一條の三第八項(同條第十五項において準用する場合

合を含む。)」に、「土地区画整理法第八十八條第四項」を「同法第八十八條第四項」に改め、同條第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)
第四十七條 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二條第十二号、第三條の四第二項及び第四條第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第七條第三項中「(住宅・都市整備公団が施行する土地区画整理事業にあつては、事業計画の認可の公告又は土地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告)」を削る。

第八條第一項及び第十一條第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十一條第一項中「第三條の二第一項」を「第三條の二」に改める。

第二十九條第三項、第三十條第三項及び第四十三條中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

「第四款 住宅・都市整備公団及び地方住宅供給公社」を「第四款 都市基盤整備公団及び地方住宅供給公社」に改める。

第五十八條第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第五十九条第三項中「地方公社は、」の下に「前条第一項の」を加える。

第六十七條第一項第三号中「市町村が」の下に「第二十九條第三項の規定により」を加え、同項第四号中「地方公社が」の下に「第二十九條第三項の規定により」を加える。

第七十六條第二項中「地方公社」の下に「第二十九條第三項の規定により住宅街整備事業を施行する場合に限る。第八十八條、第九十二條第一項及び第二項、第九十五條第一項、第九十八條第一項並びに第九十九條において同じ。」を加える。

第一百一条の十五の見出しを「都市基盤整備公団法の特例」に改め、同条第一項中「住宅・都市整備公団が住宅・都市基盤整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)を、都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に、「第二十九條第一項第四号」を「第二十八條第一項第七号」に、「住宅の」を「賃貸住宅の」に、「第三十四條第一項各号」を「第三十七條第一項各号」に、「第三十四條第二項」を「第三十七條第二項」に、「第三十五條から第三十九條」を「第三十八條から第四十二條」に改め、同条第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「第六十二條第二項」を「第六十一條第二項」に、「第六十三條第一項」を「第六十二條第一項」に、「第六十五條第四項」を「第六十四條第二項」に、「第三十五條第五項」を「第三十八條第五項」に、「第六十八條」を「第六十六條」に、「第六十九條第六号」を「第六十七條第五号」に改める。

附則第三條第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

「都市基盤整備公団」に改める。

(国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第四十八條 国際科学技術博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

(国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部改正)

第四十九條 国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第五十條 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四條の十二」を「第十四條の十三」に改める。

第三章中第十四條の十二の次に次の一條を加える。

(都市基盤整備公団による事業用地適正化計画の作成の特例)

第十四條の十三 都市基盤整備公団(以下この条において「公団」という。)は、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号。以下この条において「公団法」という。)第二十八條第

一項第一号又は第二号及び第三十二條の規定により建築物の敷地を整備し、公算の方法により当該敷地を民間都市開発事業を施行しようとする者に譲渡し、又は賃貸する事業を施行しようとする場合において、従前から所有権又は借地権を有する土地にこれに隣接する土地を合わせて適正な形状、面積等を備えた一団の土地とし、当該一団の土地を建築物の敷地として整備し民間都市開発事業の用に供させようとするときは、第十四條の二第二項の規定にかかわらず、建設省令で定めるところにより、単独で事業用地適正化計画を作成し、建設大臣の認定を申請することができ

る。

2 前項の規定により作成された事業用地適正化計画は、第十四條の二第二項の事業用地適正化計画とみなして、この章(同条第一項、第二項及び第六項並びに第十四條の七を除く。)及び附則第十七條の規定を適用する。この場合において、第十四條の二第五項第五号中「概要及び施行の予定時期」とあるのは「概要」と、同項第六号及び第十四條の三第五号中「取得等及び民間都市開発事業の施行」とあるのは「取得等」と、同条第四号中「寄与するもの」とあり、かつ、その施行の予定時期が適切なものである」とあるのは「寄与するものである」とする。

3 第一項の認定を受けた認定計画に係る公団法第二十八條第一項第九号ロに規定する整備敷地等(以下この条において「計画整備敷地等」という。)についての公団法第三十二條の規定の適用については、同条第一項及び第三

項中「建設すべき建築物」とあるのは「施行すべき民間都市開発事業」と、同条第一項第一号中「建築物を建設しよう」とあるのは「民間都市開発事業を施行しよう」と、同項第二号及び同条第三項中「建築物の建設」とあるのは「民間都市開発事業の施行」とする。

4 前項の規定により読み替えて適用される公団法第三十二條第一項の譲渡等計画に定められた施行すべき民間都市開発事業に関する事項は、第一項の認定を受けた認定計画に定められた民間都市開発事業の概要に適合するものでなければならない。

5 公団は、公団法第三十二條第二項の規定により計画整備敷地等の譲受人又は賃借人を選考したときは、速やかに、第一項の認定を受けた認定計画を変更して、民間都市開発事業の施行の予定時期、民間都市開発事業の施行に関する資金計画及び民間都市開発事業を施行する者の氏名又は名称を記載し、当該民間都市開発事業を施行する者と共同して、建設大臣の認定を申請しなければならない。この場合においては、第二項後段の規定は、適用しない。

6 建設大臣は、公団が計画整備敷地等について民間都市開発事業を施行する者に譲渡若しくは賃貸をせず、又はこれに譲渡若しくは賃貸をしたにもかかわらず前項の規定による申請をしていないと認めるときは、公団に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

7 建設大臣は、公団が前項の規定による処分に違反したときは、第一項の認定を取り消す

ことができる。

(関西文化学術研究都市建設促進法の一部改正)
第五十一条 関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正)
第五十二条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 第十号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十一条の見出しを「(都市基盤整備公団法の特例)」に改め、同条第一項中「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に、「第二十九条第一項から第三項まで」を「第二十八条」に改め、同条第二項中「第三十四条第一項各号」を「第三十七条第一項各号」に、「第三十四條第二項」を「第三十七條第二項」に、「第三十五條から第三十九條」を「第三十八條から第四十二條」に改め、同条第三項中「第六十二條第二項」を「第六十一條第二項」に、「第六十三條第一項」を「第六十二條第一項」に、「第六十五條第四項」を「第六十四條第二項」に、「第三十五條第五項」を「第三十八條第五項」に、「第六十八條」を「第六十六條」に、「第六十九條第三号」を「第六十七條第三号」に、「附則第十七條」を「第十二條まで」に、「第六十九條第六号」を「第六十七條第五号」に改める。

(大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法の一部改正)
第五十三条 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第一項第三号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改め、同条第三項第一号中「又は住宅・都市整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する土地地区画整理事業の事業計画の認可の公告」を削る。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)
第五十四条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「(住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団が施行する土地地区画整理事業にあっては、事業計画の認可の公告又は土地地区画整理事業を施行する土地の区域の変更を含む事業計画の変更についての認可の公告)」を削る。

第二十二條第一項及び第二十五條第三項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第二十七條第四項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に、「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三條の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三條の三」に改める。

第二十八條第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三條の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三條の三」に改める。

くは第三項又は第三條の三第一項若しくは第二項を「第三條の二又は第三條の三」に改め、同条第二項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に、「第三條の二第一項若しくは第二項又は第三條の三第一項若しくは第二項」を「第三條の二又は第三條の三」に改め、同条第三項中「(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。))第二十一条の二において準用する場合を含む。」を削る。

第四十条 第一項中「公団法」を「地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。))」に改める。

第四十二条 中「(第二十一条の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。)」を削る。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)
第五十五条 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第五号並びに第六條第三項及び第五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第十二條 第一項第一号中「又は住宅・都市整備公団若しくは地域振興整備公団が施行する土地地区画整理事業の事業計画の認可の公告」を削る。

第十四條 第三項中「(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)第二十一条の二において準用する場合を含む。次条第四項において同じ。))」を削り、同条第四項中「(地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合

を含む。次条第五項及び第十七條第三項において同じ。))」を削る。

第十五條 第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項又は第三條の四」を「又は第三條の二から第三條の四まで」に改め、「(地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。))」を削る。

第十六條 第二項中「(地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。))」を削る。

第十七條 第一項中「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項又は第三條の四」を「又は第三條の二から第三條の四まで」に改め、同条第二項中「第三條第三項、第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項」と、同法第八條第一項中「又は第三條の四」とあるのは、「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項又は第三條の四」を、「第三條第三項」に改める。

第二十二條の見出しを「(都市基盤整備公団法の特例)」に改め、同条第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に、「第二十九條第一項から第三項まで」を「第二十八條」に、「同条第二項第一号から第六号まで及び第八号」を「同条第三項各号」に改め、同条第二項中「第二十九條第一項第四号又は第十五号」を「第二十八條第一項第七号」に、「住宅の」を「賃貸住宅の」に、「第三十四條第一

項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

項各号」を第三十七條第一項各号」に、「第三十四條第二項」を第三十七條第二項」に、「第三十五條から第三十九條」を第三十八條から第四十二條に改め、同條第三項中「第六十二條第二項」を「第六十一條第二項」に、「第六十三條第一項」を「第六十二條第一項」に、「第六十五條第四項」を「第六十四條第二項」に、「第三十五條第五項」を「第三十八條第五項」に、「第六十八條」を「第六十六條」に、「第六十九條第三号」を「第六十七條第三号」に、「附則第十七條」を「第十二條」まで、「第六十九條第六号」を「第六十七條第五号」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第五十六條 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

「第三節 住宅・都市整備公団の業務の特例」を「第三節 都市基盤整備公団の業務の特例」に改める。

第三十一條の見出しを「(都市基盤整備公団の業務の特例)」に改め、同條第一項中「住宅・都市整備公団は、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)を「都市基盤整備公団法、都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)に、「第二十九條第一項から第三項まで」を「第二十八條」に、「第二十九條第二項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第八号」を「第二十八條第三項各号」に改め、同條第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

公団」に、「第六十二條第二項」を「第六十一條第二項」に、「第六十三條第一項」を「第六十二條第一項」に、「第六十八條」を「第六十六條」に、「第六十九條第三号」を「第六十七條第三号」に、「附則第十七條」を「第十二條」まで、「第六十九條第六号」を「第六十七條第五号」に改める。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第五十七條 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中、「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項又は第三條の四」を「又は第三條の二から第三條の四まで」に改め、同條第二項中「第三條の四」を「第三條の二から第三條の四まで」に改め、「第三條の二第一項若しくは第二項、第三條の三第一項若しくは第二項」を削り、同條第三項中「(地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。))第二十一條の二において準用する場合を含む。」を削る。

第八條第一項中「公団法」を「地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号。以下「公団法」という。))」に改める。

第九條中「(第二十一條の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。))」を削る。

(新事業創出促進法の一部改正)

第五十八條 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七條中「(第二十一條の二の規定により準用される住宅・都市整備公団法の規定を含む。))」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第五十九條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八條の四第三項第二号、第三十一條の二第二項第二号、第三十三條第一項第三号の二、第三十四條第二項第一号、第三十四條の二第二項第一号、第三十七條第一項の表の第十四号、第四十一條第一項第二号及び第三号、第四十一條の二第七項第二号、第六十二條の三第三項第二号、第六十三條第三項第二号、第六十四條第一項第三号の五、第六十五條の三第一項第一号、第六十五條の四第一項第一号並びに第六十五條の七第一項の表の第十五号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第六十條 個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。))が前条の規定の施行前に行った同条の規定による改正前の租税特別措置法第二十八條の四第一項、第三十一條の二第一項、第三十三條第一項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十七條第一項、第六十二條の三第一項、第六十三條第一項、第六十六條の四第一項及び第六十五條の七第一項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等又は資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 前条の規定の施行の日以後において、住宅・

都市整備公団が旧公団法第五十五條第二項の規定により発行した特別住宅債券は公団が附則第十三條第一項の規定により発行した特別住宅債券に該当するものとみなして、前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一條の十二の規定を適用する。

3 第一項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第 号。以下この項及び附則第六十八條第二項において「所得税等負担軽減措置法」という。))第六條の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)附則第六十條第一項の規定」とする。

(所得税法の一部改正)

第六十一條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中住宅・都市整備公団の項を削り、投資者保護基金の項の次に次のように加える。

都市基盤整備公団
都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第六十二條 法人税法の一部を次のように改正する。

都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第六十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中住宅・都市整備公団の項を削り、帝都高速交通営団の項の次に次のように加える。

都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)

第六十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中住宅・都市整備公団の項を削り、帝都高速交通営団の項の次に次のように加える。

都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)

(消費税法の一部改正)

第六十五条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中住宅・都市整備公団の項を削り、投資者保護基金の項の次に次のように加える。

都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条第六項中「住宅・都市整備公団」

を「都市基盤整備公団」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六十七条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項、第二項及び第五項並びに第十九条第一項、第二項及び第五項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 個人又は法人(法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。)が前条の規定の施行前に行った同条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項、第二項及び第五項並びに第十九条第一項、第二項及び第五項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得稅等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)附則第六十八条第一項の規定」とする。

(地方税法の一部改正)

第六十九条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号及び第七十三条の二第二項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第七十三条の四第一項第九号を次のように改める。

九 都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号、以下本号において「公団法」という。)第二十八条第一項第一号、第二号若しくは第七号又は第二項第三号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの、同条第一項第十一号に規定する業務の用に供する家屋で都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項第六号に規定する教養施設に該当するもののうち政令で定めるもの、公団法第二十八号第一項第一号若しくは第二号の敷地の整備若しくは宅地の造成又は同項第六号若しくは同条第二項第二号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもの、うち政令で定めるものその他都市基盤整備公団が直接その業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の六第三項中「住宅・都市整備公団法第四十七条(地域振興整備公団法第二十一条の二において準用する場合を含む。以下本項において同じ。)において適用する場合を含む。』及び「住宅・都市整備公団法第四十七条、」を削る。

第七十三条の七第十三号及び第七十三条の二十八(見出しを含む。)中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第三百四十八条第二項第三十二号中「住宅・都市整備公団が住宅・都市整備公団法第三十四条第一項各号」を「都市基盤整備公団が都市基盤整備公団法第三十七条第一項各号」に改める。

第六百二条第一項第一号ハ中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

第七百一条の四十一第七項第一号を次のように改める。

一 都市基盤整備公団法第二十八条第一項第八号の施設(同項第一号又は第二号の業務に係る施設にあつては、住宅の用に供する宅地の利用者の利便に供するものに限る。)で都市基盤整備公団が新築又は増築をしたもの

附則第十条の二第一項中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 前条の規定による改正前の地方税法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をするに、つき同項に規定する市町村長の認定を受けた土地の所有者等(同法第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等をいう。)は、前条の規定による改正後の地方税法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をすることにつき同項に規定する市町村長の認定を受けたものとする。

(運輸省設置法の一部改正)

第七十一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第六十五号中「日本鉄道建設公団」を「都市基盤整備公団、日本鉄道建設公団」に改め、「住宅・都市整備公団」を削る。

(建設省設置法の一部改正)

第七十二条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五十号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に、「住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)」を「都市基盤整備公団法(平成十一年法律第 号)」に改め、同条第五十八号中「住宅・都市整備公団」を「都市基盤整備公団」に改める。

投票者氏名

日程第一 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

賛成者氏名

二三八名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 亀谷 博昭君

河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 久世 公義君
久野 恒一君 国井 正幸君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉与子君 塩崎 恭久君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まき子君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
武見 敬三君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 起君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顕正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山下 俊夫君
山崎 正昭君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君

若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳丈君
北澤 俊美君 久保 巨君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
興石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勁君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良充君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健二君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松田 岩夫君
松前 達郎君 円 より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
篠瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 久之君
和田 洋子君 栗科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君

木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
但馬 久美君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 梶原 敬義君
日下部徳代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
三重野栄子君 山本 正和君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂皓君 鶴保 庸介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 明市君 渡辺 秀央君

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

反対者氏名

〇名

賛成者氏名

二二五名

岩本 荘太郎	奥村 展三君	岩城 光英君	岩崎 純三君	市川 一朗君	岩井 國臣君	石川 弘君	石渡 清元君	井上 裕君	石井 道子君	青木 幹雄君	阿部 正俊君	井上 吉夫君	井上 裕君	石井 道子君	上杉 光弘君	上野 公成君	海老原義彦君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡 利定君	岡野 裕君	加納 時男君	狩野 安君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君	片山虎之助君	金田 勝年君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君	龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	河本 英典君	木村 仁君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

岸 宏一君	久世 公義君	成瀬 守重君	西田 吉宏君	野沢 太三君	野間 勉君	橋本 聖子君	長谷川道郎君	畑 恵君	服部三男雄君	林 芳正君	日山 英輔君	平田 耕一君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	三浦 一水君	水島 裕君	清手 顯正君	森下 博之君	森山 裕君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	山下 善彦君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	田村 公平君	武見 敏三君	中川 義雄君	中曾根弘文君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	南野知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	林 芳正君	平田 耕一君	真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	三浦 一水君	水島 裕君	清手 顯正君	森下 博之君	森山 裕君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	山下 善彦君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君
-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

足立 良平君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	石田 美栄君	今井 澄君	今泉 昭君	海野 徹君	江田 五月君	江本 孟紀君	小川 勝也君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	川橋 幸子君	木保 佳文君	北澤 俊美君	久保 亘君	郡司 彰君	小宮山洋子君	奥石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	角田 義一君	内藤 正光君	長谷川 清君	広中和歌子君	藤井 俊男君	本田 良一君	松崎 俊久君	松前 達郎君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	山下八洲夫君	和田 洋子君	荒木 清寛君	海野 義孝君	加藤 修一君	木庭健太郎君	沢 たまき君	風間 昶君	大森 礼子君	魚住裕一郎君	藥科 満治君	吉田 之久君	柳田 稔君	本岡 昭次君	円より子君	松田 岩夫君	前川 忠夫君	堀 利和君	福山 哲郎君	平田 健二君	直嶋 正行君	寺崎 昭久君	千葉 景子君	竹村 泰子君	笹野 貞子君	齋藤 勤君	佐藤 泰介君	小山 峰男君	小林 元君	久保 亘君	木保 佳文君	勝木 健司君	小川 敏夫君	江本 孟紀君	海野 徹君	今井 澄君	伊藤 基隆君	浅尾慶一郎君	足立 良平君
--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------

白浜 一良君	高野 博師君	但馬 久美君	統 訓弘君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	福本 潤一君	益田 洋介君	松 あきら君	森本 晃司君	山下 栄一君	渡辺 孝男君	大淵 雅子君	日下部清代子君	清水 澄子君	谷本 巍君	照屋 寛徳君	田 英夫君	福島 瑞穂君	三重野栄子君	阿曾田 清君	山本 正和君	入澤 肇君	泉 信也君	扇 千景君	田村 秀昭君	高橋 令則君	月原 茂昭君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君	平野 貞夫君	星野 朋市君	渡辺 秀央君	岩本 荘太郎	奥村 展三君	菅川 健二君	田名部匡省君	堂本 暁子君	松岡満壽男君	水野 誠一君	山崎 力君	石井 一二君	島袋 宗康君	西川きよし君	菅野 久光君	中村 敦夫君	阿部 幸代君	井上 美代君	池田 幹幸君	市田 忠義君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

反対者氏名

二三名

日程第三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇二名

大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君
吉川 春子君

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 井上 吉夫君
井上 裕君 石井 道子君
石川 弘君 石渡 清元君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 岩崎 純三君
岩瀬 良三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
海老原義彦君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加納 時男君 狩野 安君
鹿熊 安正君 景山俊太郎君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
亀井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 久世 公亮君

久野 恒一君 国井 正幸君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 坂野 重信君
清水嘉与子君 塩崎 恭久君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
武見 敏三君 常田 享詳君
中川 義雄君 中島 真人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 長峯 基君
成瀬 守重君 西田 吉宏君
野沢 太三君 野間 起君
南野知恵子君 長谷川道郎君
橋本 聖子君 馳 浩君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢一君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 薄手 顯正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 正昭君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉川 芳男君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
足立 良平君 浅尾慶一郎君

朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳文君
北澤 俊美君 久保 亘君
郡司 彰君 小林 元君
小宮山洋子君 小山 峰男君
奥石 東君 佐藤 泰介君
佐藤 雄平君 齋藤 勤君
櫻井 充君 笹野 貞子君
高嶋 良光君 竹村 泰子君
谷林 正昭君 千葉 景子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
内藤 正光君 直嶋 正行君
長谷川 清君 平田 健一君
広中和歌子君 福山 哲郎君
藤井 俊男君 堀 利和君
本田 良一君 前川 忠夫君
松崎 俊久君 松田 岩夫君
松前 達郎君 円より子君
峰崎 直樹君 本岡 昭次君
篠瀬 進君 柳田 稔君
山下八洲夫君 吉田 久之君
和田 洋子君 藁科 満治君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君

反対者氏名

三六名

但馬 久美君 統 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
益田 洋介君 松 あきら君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂昭君 鶴保 康介君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 明市君 渡辺 秀央君
岩本 莊太君 奥村 展三君
椎名 素夫君 菅川 健二君
田名部匡省君 堂本 曉子君
松岡満壽男君 水野 誠一君
山崎 力君 石井 一二君
西川きよし君 菅野 久光君

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 宮本 岳志君
山下 芳生君 吉岡 吉典君

日程第四 地方公務員法等の一部を改正する法律
案(内閣提出)

賛成者氏名

二三八名

吉川 春子君	大淵 絹子君	佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君	海野 徹君	江田 五月君	日笠 勝之君	弘友 和夫君
大脇 雅子君	堀原 敬義君	坂野 重信君	清水嘉与子君	江本 孟紀君	小川 勝也君	福本 潤一君	益田 洋介君
日下部禮代子君	清水 澄子君	塩崎 恭久君	陣内 孝雄君	小川 敏夫君	岡崎トミ子君	松 あきら君	森本 晃司君
谷本 巍君	照屋 寛徳君	須藤良太郎君	末広まきこ君	勝木 健司君	川橋 幸子君	山下 栄一君	山本 保君
田 英夫君	福島 瑞穂君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君	木俣 佳文君	北澤 俊美君	渡辺 孝男君	阿部 幸代君
三重野栄子君	山本 正和君	世耕 弘成君	田浦 直君	久保 亘君	郡司 彰君	井上 美代君	池田 幹幸君
島袋 宗康君	中村 敦夫君	田中 直紀君	田村 公平君	小林 元君	小宮山洋子君	市田 忠義君	岩佐 恵美君
		竹山 裕君	武見 敬三君	小山 峰男君	奥石 東君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
		常田 享詳君	中川 義雄君	佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	笠井 亮君	小池 晃君
		中島 眞人君	中曾根弘文君	齋藤 勲君	櫻井 充君	小泉 親司君	須藤美也子君
		中原 爽君	仲道 俊哉君	笹野 貞子君	高嶋 良充君	立木 洋君	富樫 練三君
		長峯 基君	成瀬 守重君	竹村 泰子君	谷林 正昭君	西山登紀子君	橋本 敦君
		西田 吉宏君	野沢 太三君	千葉 景子君	角田 義一君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
		野間 起君	南野知恵子君	寺崎 昭久君	内藤 正光君	林 紀子君	筆坂 秀世君
		長谷川道郎君	橋本 聖子君	直嶋 正行君	長谷川 清君	宮本 岳志君	山下 芳生君
		馳 浩君	畑 恵君	平田 健二君	広中和歌子君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
		服部三男雄君	林 芳正君	福山 哲郎君	藤井 俊男君	大淵 絹子君	大脇 雅子君
		日出 英輔君	平田 耕一君	堀 利和君	本田 良一君	梶原 敬義君	日下部禮代子君
		保坂 三蔵君	真鍋 賢一君	前川 忠夫君	松崎 俊久君	清水 澄子君	谷本 巍君
		松谷蒼一郎君	松村 龍一君	松田 岩夫君	松前 達郎君	照屋 寛徳君	田 英夫君
		三浦 一水君	水島 裕君	円 より子君	峰崎 直樹君	福島 瑞穂君	三重野栄子君
		澤手 顯正君	村上 正邦君	本岡 昭次君	篠瀬 進君	山本 正和君	阿曾田 清君
		森下 博之君	森田 次夫君	柳田 稔君	山下八洲夫君	泉 信也君	入澤 肇君
		森山 裕君	矢野 哲朗君	吉田 之久君	和田 洋子君	扇 千景君	田村 秀昭君
		山内 俊夫君	山崎 正昭君	薫科 満治君	荒木 清寛君	高橋 令則君	月原 茂皓君
		山下 善彦君	山本 一太君	魚住裕一郎君	海野 義孝君	鶴保 庸介君	戸田 邦司君
		依田 智治君	吉川 芳男君	大森 礼子君	加藤 修一君	平野 貞夫君	星野 朋市君
		吉村剛太郎君	若林 正俊君	風間 昶君	木庭健太郎君	渡辺 秀央君	岩本 莊太君
		脇 雅史君	足立 良平君	沢 たまき君	白浜 一良君	奥村 展三君	椎名 素夫君
		浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	高野 博師君	但馬 久美君	菅川 健二君	堂本 暁子君
		伊藤 基隆君	石田 美栄君	続 訓弘君	鶴岡 洋君	松岡満壽男君	水野 誠一君
		今井 澄君	今泉 昭君	浜田卓二郎君	浜四津敏子君	山崎 力君	石井 一二君

反対者氏名

○名

日程第五 都市基盤整備公団法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一五七名

島袋 宗康君	西川きよし君	須藤良太郎君	末広まきこ君
菅野 久光君	中村 敦夫君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君
		世耕 弘成君	田浦 直君
		田中 直紀君	田村 公平君
		竹山 裕君	武見 敏三君
		常田 享詳君	中川 義雄君
		中島 眞人君	中曾根弘文君
		中原 爽君	仲道 俊哉君
		長峯 基君	成瀬 守重君
		西田 吉宏君	野沢 太三君
		野間 起君	南野知恵子君
		長谷川道郎君	橋本 聖子君
		馳 浩君	畑 恵君
		服部三男雄君	林 芳正君
		日出 英輔君	平田 耕一君
		保坂 三蔵君	真鍋 賢一君
		松谷善一郎君	松村 龍二君
		三浦 一水君	水島 裕君
		溝手 顕正君	村上 正邦君
		森下 博之君	森田 次夫君
		森山 裕君	矢野 哲朗君
		山内 俊夫君	山崎 正昭君
		山下 善彦君	山本 一太君
		依田 智治君	吉川 芳男君
		吉村剛太郎君	若林 正俊君
		脇 雅史君	松田 岩夫君
		荒木 清寛君	魚住裕一郎君
		海野 義孝君	大森 礼子君
		加藤 修一君	風間 昶君
		木庭健太郎君	沢 たまき君
		白浜 一良君	高野 博師君
		但馬 久美君	続 訓弘君

反対者氏名

七九名

鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	川橋 幸子君	木俣 佳丈君
浜四津敏子君	日笠 勝之君	北澤 俊美君	久保 亘君
弘友 和夫君	福本 潤一君	郡司 彰君	小林 元君
益田 洋介君	松 あきら君	小宮山洋子君	小山 峰男君
森本 晃司君	山下 栄一君	興石 東君	佐藤 泰介君
山本 保君	渡辺 孝男君	齋藤 勲君	櫻井 充君
大淵 絹子君	大脇 雅子君	笹野 貞子君	高嶋 良充君
梶原 敬義君	日下部禮代子君	竹村 泰子君	谷林 正昭君
清水 澄子君	谷本 巍君	千葉 景子君	角田 義一君
照屋 寛徳君	田 英夫君	寺崎 昭久君	内藤 正光君
福島 瑞穂君	三重野栄子君	直嶋 正行君	長谷川 清君
山本 正和君	阿曾田 清君	平田 健二君	広中和歌子君
泉 信也君	入澤 肇君	堀山 哲郎君	藤井 俊男君
扇 千景君	田村 秀昭君	堀 利和君	本田 良一君
高橋 令則君	月原 茂昭君	前川 忠夫君	松崎 俊久君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君	松前 達郎君	円 より子君
平野 貞夫君	星野 朋市君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
渡辺 秀央君	岩本 莊太君	篠瀬 進君	柳田 稔君
奥村 展三君	菅川 健二君	山下八洲夫君	吉田 之久君
堂本 曉子君	松岡満壽男君	和田 洋子君	薬科 満治君
水野 誠一君	山崎 力君	阿部 幸代君	井上 美代君
石井 一二君	島袋 宗康君	池田 幹幸君	市田 忠義君
西川きよし君		岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
		大沢 辰美君	笠井 亮君
		小池 晃君	小泉 親司君
		須藤美也子君	立木 洋君
		富樫 練三君	西山登紀子君
		橋本 敦君	畑野 君枝君
		八田ひろ子君	林 紀子君
		筆坂 秀世君	宮本 岳志君
		山下 芳生君	吉岡 吉典君
		吉川 春子君	菅野 久光君
		中村 敦夫君	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五-八四四五	東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号	
大蔵省印刷局	
電 話	
03	(3587) 4294
定 価	
(本体)	本号一部
二〇四	三〇四